

／ 第2次 ／

# 玄海町地域福祉計画 地域福祉活動計画



平成31年3月

玄海町

玄海町社会福祉協議会



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画の趣旨.....	2
第2節 地域福祉推進に向けた視点.....	8
第3節 計画策定の体制.....	12
第2章 玄海町の概況.....	13
第1節 人口・世帯の状況.....	14
第2節 支援を要する人の状況.....	19
第3節 社会資源の状況.....	25
第3章 地域福祉の課題整理.....	29
第1節 各種調査結果からみた課題.....	30
第2節 町の地域福祉をめぐる主要課題.....	49
第4章 計画の基本的な考え方.....	51
第1節 町の将来人口.....	52
第2節 基本理念.....	53
第3節 基本目標.....	54
第4節 取り組みの体系.....	56
第5章 具体的な取り組みと役割.....	57
第1節 支え合い 人と人が交流する まちづくり.....	58
第2節 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり.....	65
第3節 適切なサービスや支援につながる まちづくり.....	74
第4節 いつまでも安心して暮らせる まちづくり.....	84
第6章 社会福祉協議会の取り組み.....	99
第1節 取り組みの体系.....	100
第2節 目標別取り組み.....	102
第7章 計画の推進に向けて.....	123
第1節 協働による計画の推進.....	124
第2節 計画の周知.....	125
第3節 計画の評価・見直し.....	125
資料編.....	127



## 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画の趣旨

### 1. 計画策定の背景

我が国は、これまで、多様な生活課題に対しては、家族や地域共同体による助け合いによって対処してきました。しかし、近年、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、少子高齢化や都市化の進展などによって、家族や地域におけるつながりや支え合いの力が弱まりつつあります。

これらを背景に、高齢者や障がい者等に対する虐待をはじめ、孤独死、自殺、ひきこもり、DV（ドメスティックバイオレンス）など、福祉が抱える課題は多様化・複雑化しています。また、雇用情勢の変化に伴い、生活が不安定な非正規雇用の増加、母子家庭や高齢者、障がい者等、働いても十分な収入が得られないなど、貧困問題が表面化してきています。

さらに、平成37年（2025年）までに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる時期を迎え、5人に1人が後期高齢者に到達する見込みで、支援が必要な人を支える担い手不足や介護保険料の高騰、家族介護者の負担が重くなることが懸念されています。このような中、平成27年の国勢調査結果では、玄海町の総人口は5,902人、そのうち65歳以上の高齢者は1,659人、高齢化率は28.1%と高く、今後も高齢化率は増加することが見込まれています。

国では、平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな事業者や住民が連携した地域包括ケアシステムの構築を推進しています。さらに、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者により把握し、関係機関との連携などにより解決が図られることをめざす包括的な支援体制の構築及び地域共生社会の実現を目指すこととされています。

このように、多様化・複雑化する生活課題や福祉問題への的確な対応を図る上で、公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。そのため、従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、「自助」「互助」「共助」「公助」に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送ることができる地域社会を築いていくことが必要となっています。

## 2. 計画策定の目的

本町では、「第1次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第1次計画」という。）を平成25年3月に策定し、「安心して暮らせる 地域ぐるみの まちづくり」の基本理念のもと、地域において、人と人とのつながりを築き、お互いの関係性を深めていくための仕組みづくりをめざすことを通じ、地域福祉の充実を図ってきました。

第1次計画の成果や課題等の検証、町の実情をはじめ、第1次計画策定以降に改正された制度・法律、福祉をめぐる新たな課題などを踏まえ、新たな地域福祉の仕組みづくりが必要となっています。

以上を踏まえて、本町における新たな地域福祉の仕組みづくりの実現に向け、「第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

## 3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

### (1) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

### 社会福祉法(一部抜粋) ※平成30年4月1日施行

#### 第107条 市町村地域福祉計画

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 第106条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

下線は、平成29年6月の社会福祉法改正により、新たに盛り込むべき事項として追加されました。

## (2) 「地域福祉活動計画」とは

地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

### 社会福祉法(一部抜粋)

#### 第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されています。

### 地域福祉活動計画策定指針(一部抜粋)

#### <全国社会福祉協議会>

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。



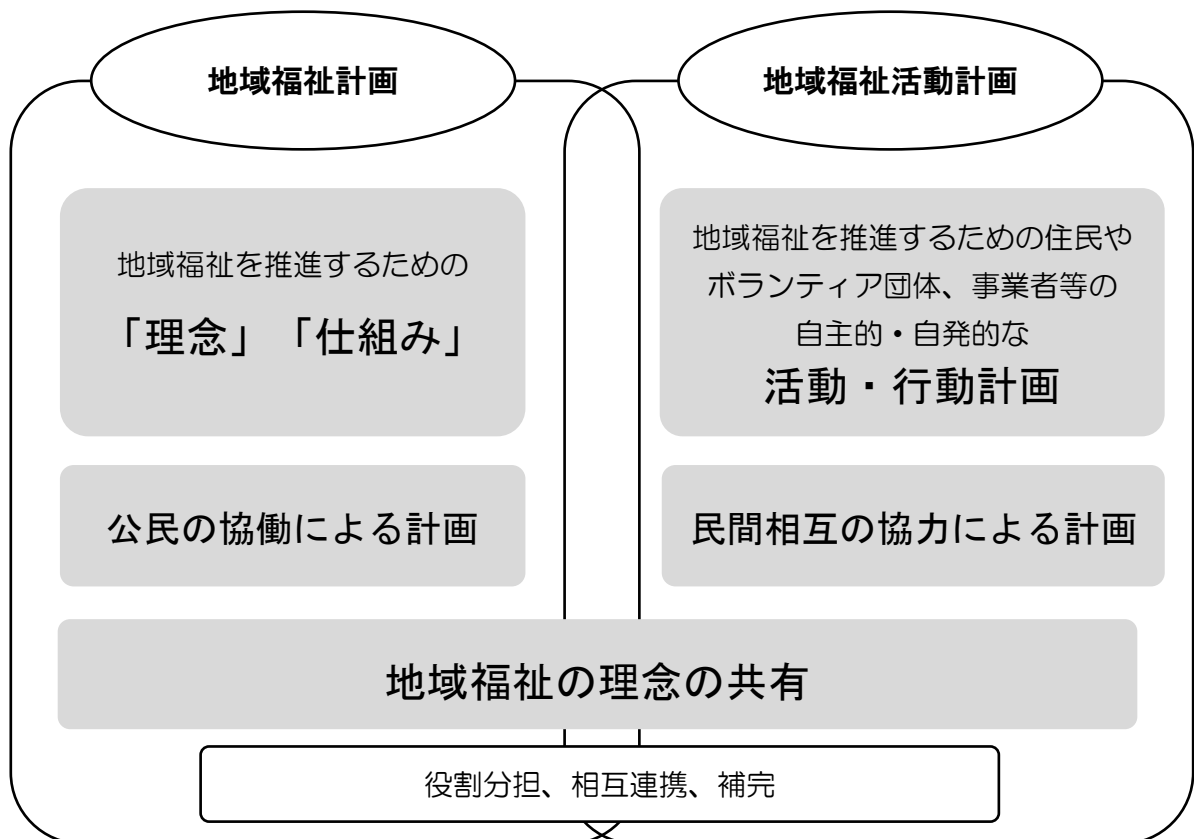
(3) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、町内会やボランティア団体、NPO、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、玄海町及び玄海町社会福祉協議会では、地域住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

<地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定>



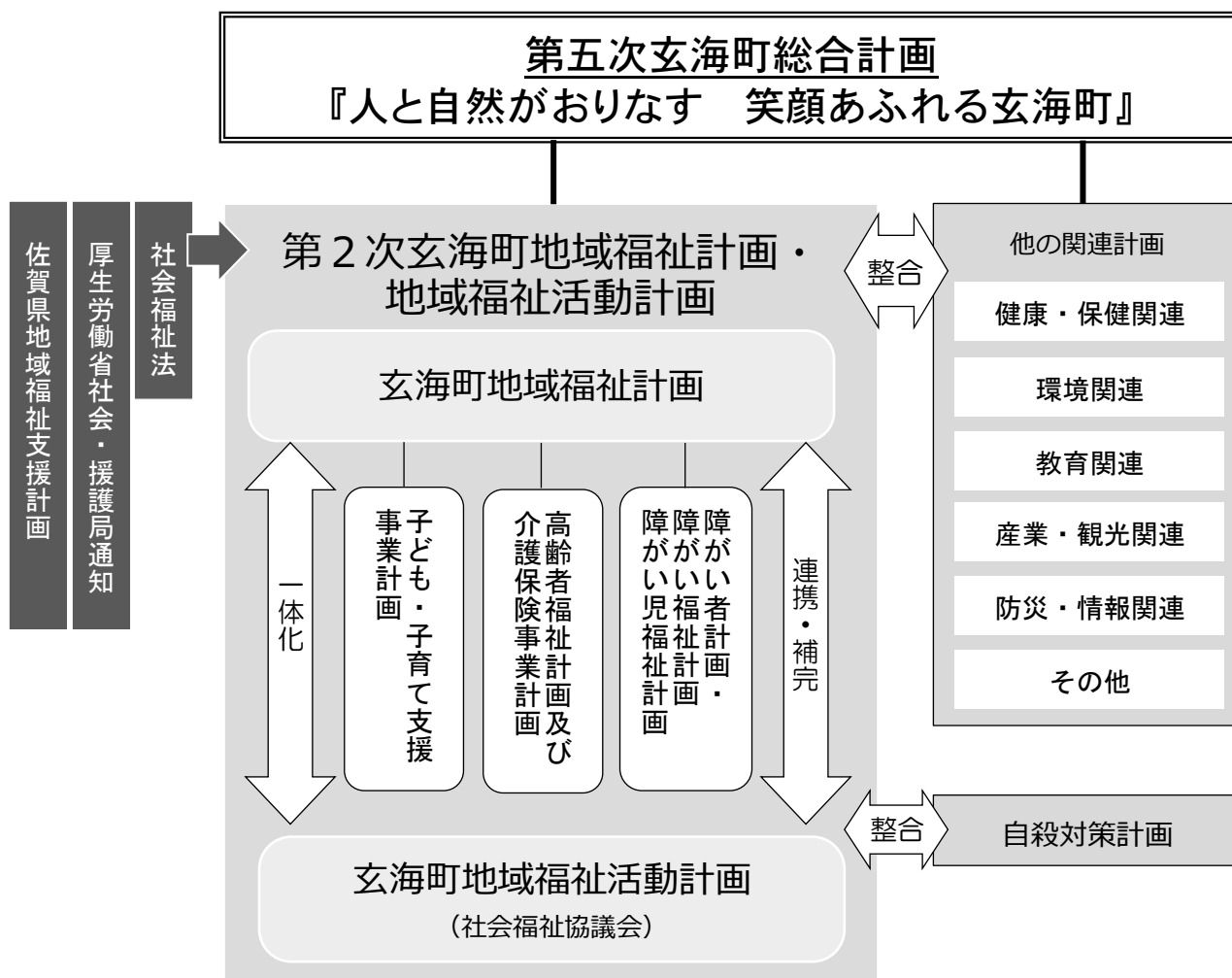
## 4. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、「第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「第五次玄海町総合計画」を上位計画とするとともに、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、各分野の福祉計画の上位計画として、各分野が共通して取り組むべき事項を盛り込みます。加えて、他分野の関連計画（健康・保健、環境、教育、産業・観光、防災・情報等）についても整合性ならびに連携を図り、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることとします。

さらに、社会情勢の変化や社会福祉法の改正等を背景に、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策や自殺対策基本法に基づく自殺対策計画の視点も踏まえた内容を盛り込みむこととします。

<本計画の位置づけ>



## 5. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。また、社会状況の変化や整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ＜本計画及び関連計画の期間＞

計画名称	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)	2021 年度 (H33)	2022 年度 (H34)	2023 年度 (H35)	2024 年度 (H36)	2025 年度 (H37)	2026 年度 (H38)
総合計画	第五次 (2016～)							第六次
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2次					第3次		
高齢者福祉計画	第八次 (2018～)		第九次			第十次		
介護保険事業計画	第七期 (2018～)		第八期			第九期		
障がい者計画	第2次 (2017～)							
障がい福祉計画	第5期 (2018～)		第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第1期 (2018～)		第2期			第3期		
子ども・子育て支援 事業計画	第1期 (2015～)	第2期					第3期	
自殺対策計画	第1次 (2019～2028)							

## 第2節 地域福祉推進に向けた視点

### 1. 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域社会を住民全体で築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の縮小とそれに伴う家族や地域におけるつながりや支え合いの弱まり、加えて社会情勢の変化による貧困の拡大等、さまざまな生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくものと予想されます。

このような何らかの支援を必要とする住民の生活課題や福祉問題を地域全体の課題として捉え、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら課題解決に取り組むことで、住民同士がお互いに支え合う意識の醸成を図ることが重要となります。

また、地域の福祉力を強化するためには、住民一人ひとりが支え合いの意識を持ち、行動するとともに、公的支援が連動し、地域社会を基盤とした包括的な支援体制の構築を実現することが大切になります。

### 2. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や隣近所の住民同士等がお互いに支え合い、助け合うこと（互助）が大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等による地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等により、自助や互助の「力」が低下する中、その重要性が高まっています。

「玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域福祉の向上に向けた4つの助けのうち、「共助」を中心としながら、「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合うための基本的な考え方や具体的な取り組みについて示すこととなります。

＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞

<p>じじよ <b>自 助</b></p>	<p>個人や家族による支え合い・助け合い (自分で出来ることは自分です)</p>
<p>きょうじよ <b>共 助</b></p>	<div data-bbox="427 376 1350 546" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>ごじよ 互 助</b></p> <p>身近な人間関係の中での自発的な支え合い・助け合い (別居する家族、近隣の友人や知人が、互いに支え合い、助け合う)</p> </div> <p>地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働しながら、組織的に協力し合う活動による支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う)</p>
<p>こうじよ <b>公 助</b></p>	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え (行政でなければできないことは、行政がしっかり支える)</p>

### 3. 国の動向

#### (1) 包括的な支援体制の整備

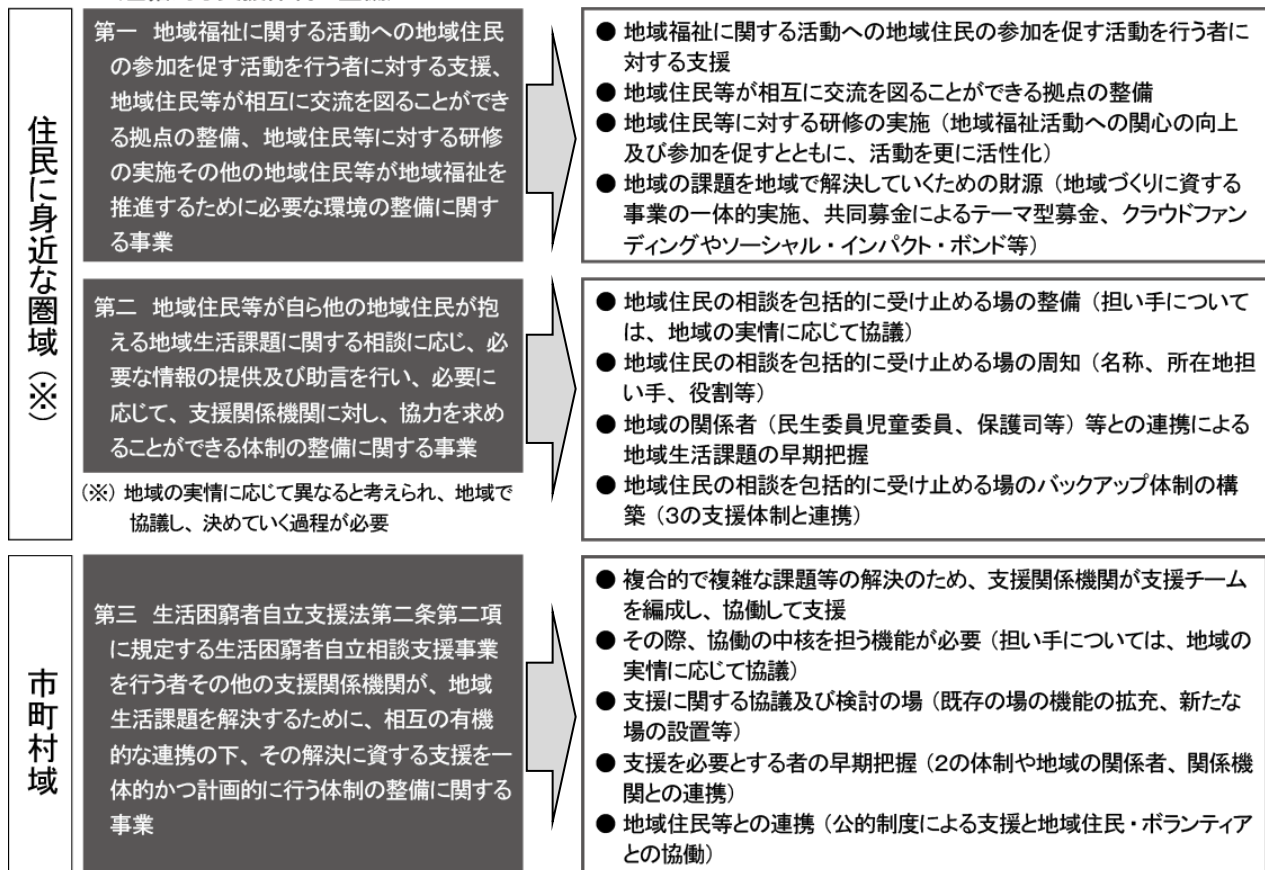
これまでの日本の福祉サービスは、高齢者施策については地域包括ケアを進め、児童や子育て支援についても地域での子育てが重視されるようになり、障がい者福祉については施設から地域へと、対象ごとに充実・発展してきました。

その一方で、共働き世帯の増加や高齢者の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮等、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられます。

すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するため、従来、高齢者施策の中で進められてきた包括的な支援の考え方を、全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すことが重要とされています。

#### <社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備>

##### ■ 社会福祉法第106条の3 (包括的な支援体制の整備)



## (2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

少子高齢・人口減少社会の進行は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、地域それぞれの力を強化し、その持続性を高めていくことが必要とされています。こうした考えのもと、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められており、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念等が明確化されました。

### ニッポン一億総活躍プラン(一部抜粋) ※平成28年6月2日閣議決定

#### 第4-4 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現。このため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進。

### 社会福祉法(一部抜粋) ※平成30年4月1日施行

#### 第4条 地域福祉の推進

第1項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。また、地域住民が地域社会の一員として様々な活動に参加する機会について「与えられる」ものではなく「確保される」ものとなりました。

第2項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉の推進の理念として、地域住民等が本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意することを明確にしました。

### 第3節 計画策定の体制

#### 住民アンケート調査

地域福祉やその推進にかかわる事項についての意識調査

**【方法】**

平成30年7月25日～8月10日までに郵送による配布・回収

**【主な調査項目】**

- ・福祉に対する考え方
- ・地域の生活環境
- ・福祉サービス等の情報
- ・生活上の困りごとや悩み
- ・災害時の対応について
- ・地域とのかかわり
- ・地域活動への参加状況
- ・これからの福祉のあり方についての考え

**【調査対象】**

無作為抽出した満20歳以上の住民1,495人

**【回収状況】**

765人（回収率：51.2%）

**【回答者属性】**

- 男性 43.4% 女性 55.2%
- 20歳代 8.9%
- 30歳代 12.5%
- 40歳代 14.6%
- 50歳代 14.5%
- 60歳代 22.1%
- 70歳以上 25.6%
- 不明・無回答 1.7%

#### ヒアリング調査

地域福祉にかかわる現状や課題についての意識調査

**【方法】**

高齢者福祉や児童福祉・子育て支援、障がい福祉等の分野別に福祉課題等についての記述式の調査票を配布し、その内容に沿って各団体の構成員へインタビューを実施

**【調査対象】**

- ・民生委員・児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・身体障害者会
- ・保育所（2団体）
- ・児童館（2団体）

#### 実績調査等

統計資料分析

既存計画等文献調査

社会資源調査

第1次計画の進捗状況  
評価・点検

**【方法】**

行政の主担当課及び関係課、社会福祉協議会それぞれに3つの基本目標の体系に沿った取り組み・事業実績について内部評価を行い、その内容を取りまとめ

現状・課題の抽出

#### 計画策定委員会

- 第1回 計画策定委員会：計画策定の趣旨・策定方針・策定スケジュールの説明、アンケート調査票の検討
- 第2回 計画策定委員会：アンケート調査・ヒアリング調査・第1次計画の進捗状況の報告、各種調査からの課題整理、骨子案検討
- 第3回 計画策定委員会：計画素案についての協議
- 第4回 計画策定委員会：パブリックコメント報告、計画案についての協議・確定



## 第2章 玄海町の概況

## 第1節 人口・世帯の状況

### 1. 総人口・年齢3区分別人口構成の推移

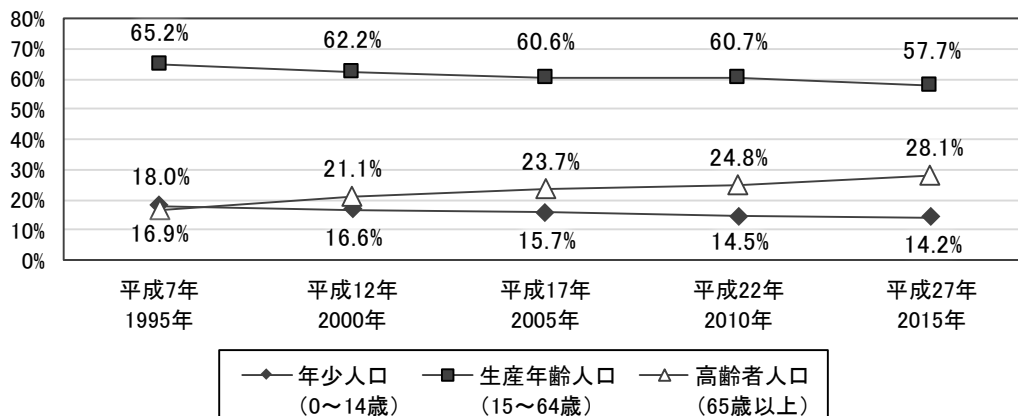
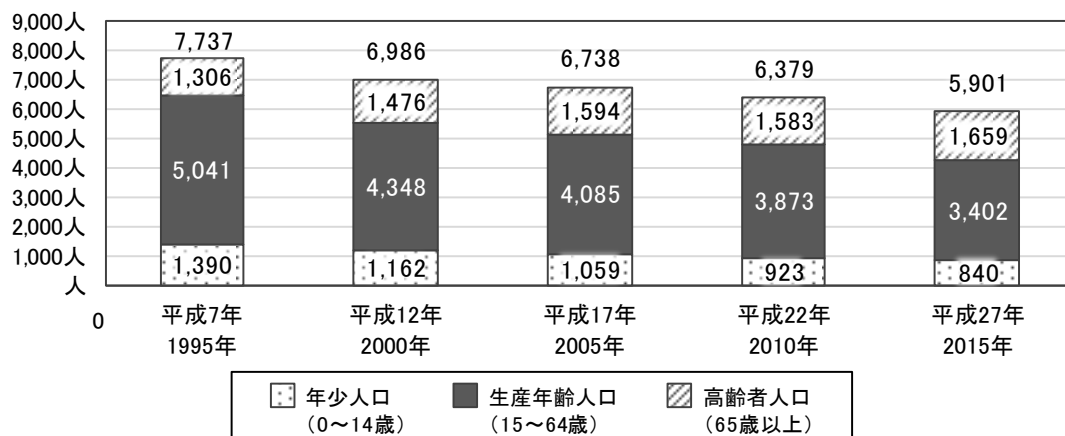
本町の総人口は急速に減少傾向にあり、平成7年の7,737人から、平成27年には5,901人となり、20年間で1,836人（23.7%）減少しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の総人口に占める割合は、平成7年から減少傾向が続いています。一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成7年で16.9%であったものが、平成27年には28.1%まで増加しており、本町では、急速な少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

＜総人口・年齢3区分別人口構成の推移＞

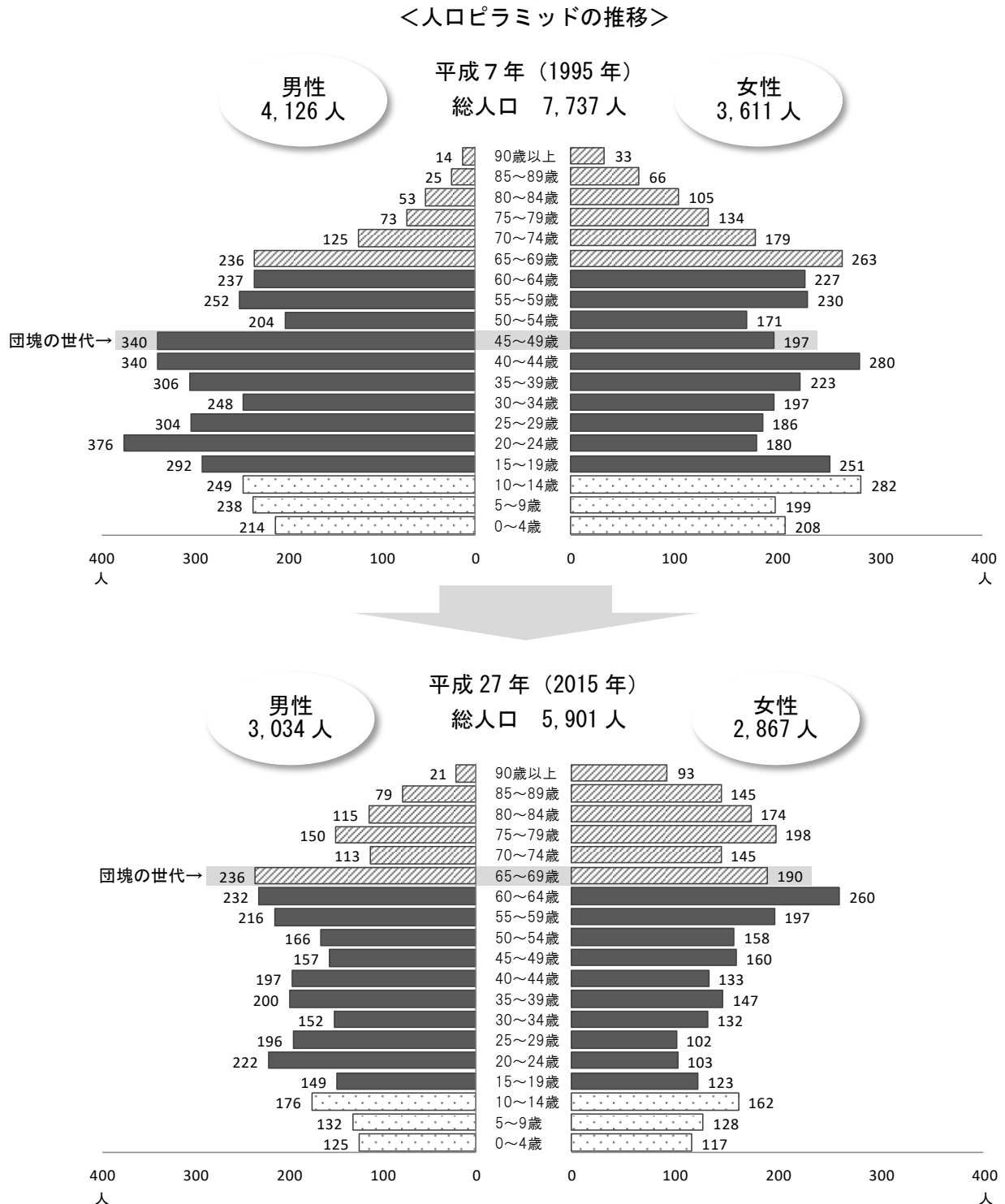
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
総人口	7,737人	6,986人	6,738人	6,379人	5,901人
年少人口(0～14歳)	1,390人	1,162人	1,059人	923人	840人
総人口に占める割合	(18.0%)	(16.6%)	(15.7%)	(14.5%)	(14.2%)
生産年齢人口(15～64歳)	5,041人	4,348人	4,085人	3,873人	3,402人
総人口に占める割合	(65.2%)	(62.2%)	(60.6%)	(60.7%)	(57.7%)
高齢者人口(65歳以上)	1,306人	1,476人	1,594人	1,583人	1,659人
総人口に占める割合(高齢化率)	(16.9%)	(21.1%)	(23.7%)	(24.8%)	(28.1%)

資料：国勢調査



## 2. 人口ピラミッドの推移

本町の平成27年の人口ピラミッドをみると、平成7年と比べ、年少人口(0~14歳)や20歳代~40歳代の若年・壮年の人口層が小さくなっており、これらの層の人口が大きく減少したことがわかります。一方、「団塊の世代」が高齢期を迎えたことにより、高齢者人口(65歳以上)の層の厚みが増しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



資料：国勢調査

### 3. 世帯構成の推移

本町の一般世帯数は、平成7年の2,374世帯から、平成27年には1,916世帯と458世帯（19.3%）減少しています。

家族構成別にみると、三世代家族等の世帯の割合が減少傾向に対し、核家族の世帯やひとり暮らしの世帯が増加傾向にあります。平成27年では、一般世帯数に占めるひとり暮らしの世帯の割合（32.5%）が三世代家族等の世帯の割合（32.2%）を上回るようになりました。また、一世帯あたりの人員は、平成27年になると3.08人まで減少しており、家族形態の縮小化が進んでいることがうかがえます。

#### <世帯構成の推移>

単位：世帯、%、人

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
一般世帯	2,374	1,958	1,973	1,956	1,916
三世代家族等の世帯	829	779	751	689	617
一般高齢者に占める割合	(34.9%)	(39.8%)	(38.1%)	(35.2%)	(32.2%)
核家族の世帯	619	652	642	667	676
一般高齢者に占める割合	(26.1%)	(33.3%)	(32.5%)	(34.1%)	(35.3%)
ひとり暮らしの世帯	926	527	580	600	623
一般高齢者に占める割合	(39.0%)	(26.9%)	(29.4%)	(30.7%)	(32.5%)
一世帯あたり人員	3.26人	3.57人	3.42人	3.26人	3.08人

※一世帯あたり人員＝総人口÷一般世帯

資料：国勢調査

核家族の世帯のうち、高齢者がいる核家族の世帯の割合は、平成7年には23.7%であったものが、平成27年には53.4%と半数を超えるようになりました。

また、一般世帯に占める割合は、高齢者夫婦のみの世帯では、平成7年に3.0%であったものが、平成27年には6.0%と2倍の増加となり、高齢者ひとり暮らし世帯は、平成7年に2.5%であったものが、平成27年には6.9%と約2.8倍の増加となっています。

#### <高齢者のいる世帯構成の推移>

単位：世帯、%

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
一般世帯	2,374	1,958	1,973	1,956	1,916
高齢者がいる核家族の世帯	147	224	268	288	361
核家族世帯に占める割合	(23.7%)	(34.4%)	(41.7%)	(43.2%)	(53.4%)
一般世帯に占める割合	(6.2%)	(11.4%)	(13.6%)	(14.7%)	(18.8%)
高齢者夫婦のみの世帯※	72	105	100	108	115
核家族世帯に占める割合	(11.6%)	(16.1%)	(15.6%)	(16.2%)	(17.0%)
一般世帯に占める割合	(3.0%)	(5.4%)	(5.1%)	(5.5%)	(6.0%)
高齢者ひとり暮らし世帯	60	79	100	119	133
単独世帯に占める割合	(6.5%)	(15.0%)	(17.2%)	(19.8%)	(21.3%)
一般世帯に占める割合	(2.5%)	(4.0%)	(5.1%)	(6.1%)	(6.9%)

※高齢者夫婦のみの世帯（夫、妻ともに65歳以上）

資料：国勢調査

## 4. 人口動態

近年における、本町の人口動態の推移をみると、自然増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。同様に、社会増減（転入数－転出数）は、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いており、これらを合わせた人口増減数は減少して推移しており、平成29年度には160人の人口が減少しました。

本町の自然増減率※・社会増減率※は、佐賀県に比べ、常に減少率が大きくなっており、急速に人口減少が進行しています。

### <自然動態（出生・死亡）／社会動態（転入・転出）の推移>

#### ■玄海町

単位：人

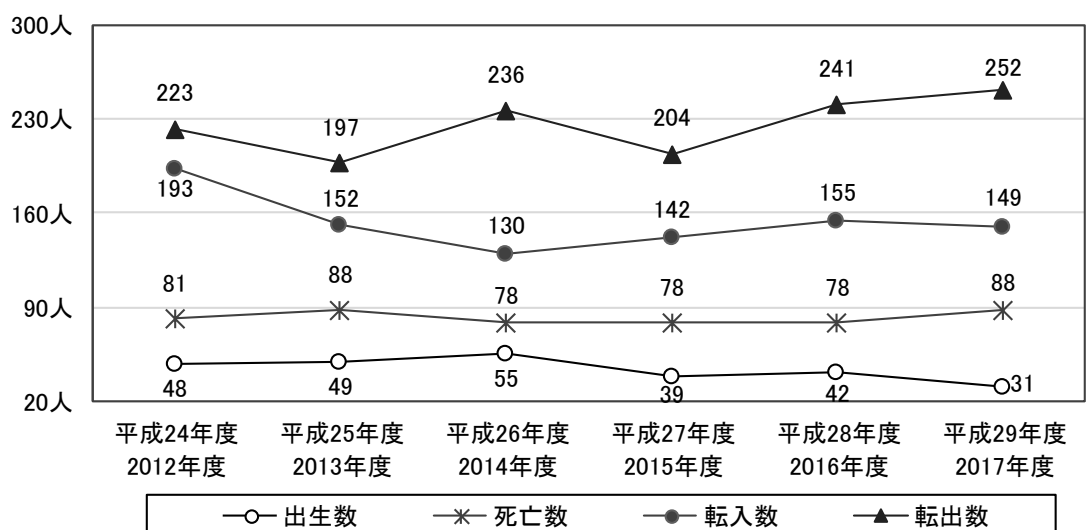
	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度
出生数	48	49	55	39	42	31
死亡数	81	88	78	78	78	88
自然増減	-33	-39	-23	-39	-36	-57
自然増減率	-5.3	-6.3	-3.7	-6.5	-6.1	-9.9
転入数	193	152	130	142	155	149
転出数	223	197	236	204	241	252
社会増減	-30	-45	-106	-62	-86	-103
社会増減率	-4.8	-7.2	-17.3	-10.3	-14.6	-17.8
人口増減	-63	-84	-129	-101	-122	-160

#### ■佐賀県

単位：人

自然増減	-2,061	-2,406	-2,410	-2,716	-2,620	-1,455
自然増減率	-2.4	-2.9	-2.9	-3.3	-3.1	-1.8
社会増減	-1,356	-1,484	-2,189	-2,492	-1,824	-3,313
社会増減率	-1.6	-1.8	-2.6	-3.0	-2.2	-4.0
人口増減	-3,417	-3,890	-4,599	-5,208	-4,444	-4,768

資料：佐賀県人口移動調査



$$\text{※ 自然増減率}(\%) = \frac{\text{1年間の自然増減数}}{\text{各年10月1日現在人口}} \times 1000$$

$$\text{※ 社会増減率}(\%) = \frac{\text{1年間の社会増減数}}{\text{各年10月1日現在人口}} \times 1000$$

## 5. 行政区別人口と世帯数の推移

本町は、27の行政区で自治組織を形成しています。

行政区別の人口は、平成28年3月末において「外津」が698人と最も多く、町全体の10.2%を占めています。一方、最も少ないのは「大鳥」で33人、町全体に占める割合は0.6%となっており、行政区によって人口差が大きくなっています。また、一世帯あたり人員が最も多いのは「花の木」で4.57人、最も少ないのは「外津」で1.92人となっています。「外津」は単身世帯が多いため、一世帯あたり人員が他の行政区に比べて少なくなっていると考えられます。

平成18年から平成28年までの推移をみると、減少率が最も大きいのは「新田」で22.3%減、次いで「有浦下」（22.2%減）、「仮屋」（21.0%減）となっています。

＜行政区別人口・世帯数の推移＞

小学校区	行政区名	平成18年3月末			→	平成28年3月末			
		総人口	世帯数	一世帯あたり人員		総人口	世帯数	一世帯あたり人員	平成18年→平成28年人口増減率
有徳小学校区	小加倉	178	44	4.05	→	164	40	4.10	-7.9
	有浦下	315	65	4.85	→	245	63	3.89	-22.2
	有浦上	400	91	4.40	→	342	90	3.80	-14.5
	長倉	189	44	4.30	→	155	46	3.37	-18.0
	諸浦	424	134	3.16	→	372	135	2.76	-12.3
	新田	498	212	2.35	→	387	141	2.74	-22.3
	牟形	275	64	4.30	→	247	65	3.80	-10.2
	轟木	129	36	3.58	→	127	40	3.18	-1.6
	大鳥	37	11	3.36	→	33	12	2.75	-10.8
	座川内	172	42	4.10	→	137	39	3.51	-20.3
	湯野尾	140	29	4.83	→	118	29	4.07	-15.7
	田代	72	17	4.24	→	69	17	4.06	-4.2
	藤平	77	13	5.92	→	68	15	4.53	-11.7
	大蘭	154	36	4.28	→	123	37	3.32	-20.1
	石田	202	51	3.96	→	172	51	3.37	-14.9
	花の木	75	14	5.36	→	64	14	4.57	-14.7
仮屋	775	209	3.71	→	612	204	3.00	-21.0	
値賀小学校区	値賀川内	227	53	4.28	→	202	51	3.96	-11.0
	仮立	232	55	4.22	→	206	57	3.61	-11.2
	中通	272	71	3.83	→	233	57	4.09	-14.3
	下宮	186	44	4.23	→	176	45	3.91	-5.4
	外津	736	328	2.24	→	698	363	1.92	-5.2
	普恩寺	368	78	4.72	→	296	73	4.05	-19.6
	平尾	239	66	3.62	→	324	149	2.17	35.6
	浜野浦	185	39	4.74	→	163	38	4.29	-11.9
	栄	94	26	3.62	→	78	25	3.12	-17.0
	シーライントウン	174	52	3.35	→	172	52	3.31	-1.1

資料：町の紹介誌

## 第2節 支援を要する人の状況

### 1. 要支援・要介護認定者の状況

近年における、本町の要支援・要介護認定者数は、横ばいまたは増加しながら推移しており、平成29年3月末には250人となっています。

要支援・要介護認定率（第1号被保険者の要支援・要介護者数÷第1号被保険者総数）は同様に推移しており、平成29年3月末には14.2%となっています。また、本町は佐賀県や国の要支援・要介護認定率に比べ、大きく下回っている状況です。

介護度別の構成比をみると、平成29年3月末では「要介護1」の割合が22.8%と最も多く、次いで「要介護3」（18.8%）、「要介護2」（17.2%）の順に続きます。

#### <要支援・要介護認定者数の推移>

		平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末
要支援・要介護認定者総数 ※		218人	231人	231人	231人	243人	250人
要支援1		6人 2.8%	7人 3.0%	11人 4.8%	11人 4.8%	16人 6.6%	20人 8.0%
要支援2		24人 11.0%	25人 10.8%	24人 10.4%	20人 8.7%	18人 7.4%	20人 8.0%
要介護1		44人 20.2%	54人 23.4%	53人 22.9%	54人 23.4%	59人 24.3%	57人 22.8%
要介護2		37人 17.0%	44人 19.0%	47人 20.3%	54人 23.4%	44人 18.1%	43人 17.2%
要介護3		44人 20.2%	46人 19.9%	49人 21.2%	43人 18.6%	43人 17.7%	47人 18.8%
要介護4		33人 15.1%	35人 15.2%	30人 13.0%	29人 12.6%	29人 11.9%	30人 12.0%
要介護5		30人 13.8%	20人 8.7%	17人 7.4%	20人 8.7%	34人 14.0%	33人 13.2%
要支援・要介護 認定率 ※	玄海町	13.4%	14.0%	13.8%	13.5%	14.0%	14.2%
	佐賀県	19.0%	19.5%	19.4%	19.3%	19.1%	19.0%
	全国	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%

※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含む。

※要支援・要介護認定率は、第2号被保険者を含まない

資料：地域包括ケア「見える化」システム「現状分析」  
(各年3月末)

## 2. 障がいのある人の状況

### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人のうち、身体障害者手帳所持者総数は、平成25年度以降、減少傾向にあり、平成28年度では307人となっています。障がい程度別では、「1級」が95人と最も多く、次いで「4級」（75人）、「2級」（48人）となっており、障がい種別でみると「肢体不自由」が160人と最も多くなっています。

#### <身体障害者手帳所持者数の推移>

区分		平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
総数		322人	335人	309人	307人	307人
障がい 程度別	1級	91人	106人	97人	97人	95人
	2級	52人	55人	49人	49人	48人
	3級	46人	42人	38人	39人	35人
	4級	73人	77人	73人	73人	75人
	5級	32人	30人	27人	27人	31人
	6級	28人	25人	25人	22人	23人
障がい 種別	視覚障がい	37人	40人	36人	36人	33人
	聴覚・平衡機能障がい	36人	31人	28人	26人	30人
	音声・言語・咀嚼機能障がい	2人	1人	1人	1人	0人
	肢体不自由	172人	176人	160人	155人	160人
	内部障がい	75人	87人	84人	89人	84人

資料：庁内資料（各年度末）

### (2) 知的障がいのある人の状況

知的障がいのある人のうち、療育手帳所持者総数は、平成24年度から横ばい傾向にあり、障がい程度別にみると「B（中度・軽度）」の人が多いまま推移しています。

#### <療育手帳所持者数の推移>

区分		平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
総数		73人	72人	72人	74人	73人
障がい 程度別	A(最重度・重度)	33人	33人	33人	32人	30人
	B(中度・軽度)	40人	39人	39人	42人	43人

資料：庁内資料（各年度末）

### (3) 精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者総数は、年度によって増減があり、平成28年度では17人となっています。障がい程度別にみると、平成28年度では「2級（中度）」が13人と最も多く、次いで「3級（軽度）」が3人、「1級（重度）」が1人となっています。

#### <精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

区分		平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
総数		14人	17人	15人	20人	17人
障がい 程度別	1級(重度)	3人	3人	1人	2人	1人
	2級(中度)	10人	12人	11人	15人	13人
	3級(軽度)	1人	2人	3人	3人	3人

資料：庁内資料（各年度末）



### 3. ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）の数は、年々増加傾向にあり、平成7年の15世帯から、平成27年には34世帯に増え、一般世帯に占める割合は1.8%となっています。特に、母子世帯は平成7年の14世帯から、平成27年には30世帯と約2倍に増加しています。

※核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯を母子世帯又は父子世帯とします。

#### <ひとり親世帯の推移>

単位：世帯、%

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
母子世帯	14	18	22	32	30
一般世帯に占める割合	(0.6%)	(0.9%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.6%)
父子世帯	1	3	1	2	4
一般世帯に占める割合	(0.04%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.2%)
ひとり親世帯合計	15	21	23	34	34
一般世帯に占める割合	(0.6%)	(1.1%)	(1.2%)	(1.7%)	(1.8%)

資料：国勢調査

### 4. 生活保護の状況

#### (1) 被保護世帯数・被保護者人員の状況

平成29年における本町の被保護世帯数は25世帯、被保護者数は30人となっており、年々減少しながら推移しています。

平成24年から平成26年までの生活保護率をみると、佐賀県全体では年々増加し、高い値で推移している状況に比べ、本町では減少かつ低い値で推移しており、平成29年3月末では5.17%となっています。

#### <被保護世帯・被保護者人員・生活保護率の推移>

単位：人、世帯、‰

	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年
総人口	6,377	6,300	6,202	6,069	5,983	5,805
被保護世帯数	37	33	32	30	25	25
被保護者人員	48	41	39	36	30	30
玄海町生活保護率(‰)	7.53	6.51	6.29	5.93	5.01	5.17
佐賀県生活保護率(‰)	9.35	9.54	9.65	9.64		

※生活保護率(‰) = 被保護者人員 ÷ 総人口 × 1,000

資料：庁内資料（各年3月31日）

※佐賀県生活保護率は佐賀県地域福祉課調査

(2) 要保護児童数及び準要保護児童数の状況

経済的理由により就学困難と認められる小学生・中学生の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助しています。

就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われるものです。

本町では、公立小中学校児童数に占める割合（就学援助率）は、平成22年から平成25年にかけて増加傾向にありましたが、平成26年以降は減少し、平成27年では35人、就学援助率6.6%となっています。

また、本町の就学援助率は佐賀県の値を下回って推移していますが、ひとり親家庭が増えていることや社会情勢の変化に伴い、今後、経済的困難におかれた子ども等は増えていくことが想定されます。

<要保護児童数・準要保護児童数、就学援助の推移>

■玄海町

単位：人、%

	平成22年 2010年	平成23年 2011年	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年
公立小中学校児童数	592	590	601	571	538	527
要保護児童数	0	0	0	0	0	0
就学援助率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
準要保護児童数	39	39	46	50	45	35
就学援助率	6.6%	6.6%	7.7%	8.8%	8.4%	6.6%
要保護・準要保護者数計	39	39	46	50	45	35
就学援助率	6.6%	6.6%	7.7%	8.8%	8.4%	6.6%

■佐賀県

単位：人、%

	平成22年 2010年	平成23年 2011年	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年
公立小中学校児童数	76,568	75,426	74,128	73,043	72,101	71,236
要保護児童数	389	386	378	372	363	353
就学援助率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
準要保護児童数	7,577	7,683	7,918	7,845	7,901	7,818
就学援助率	9.9%	10.2%	10.7%	10.7%	11.0%	11.0%
要保護・準要保護者数計	7,966	8,092	8,309	8,227	8,275	8,184
就学援助率	10.4%	10.7%	11.2%	11.3%	11.5%	11.5%

資料：庁内資料（各年4月1日）

※佐賀県は文部科学省公表

## 5. 避難行動要支援者対象者数・登録者数の推移

東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、平成 25 年6月に災害対策基本法が改正されました。その中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等が講じられました。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことを指します。

本町では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的して、災害時避難行動要支援者支援計画を作成しています。

平成 29 年度における避難行動要支援者対象者数は 656 人、登録者数は 290 人となっています。登録割合は、平成 27 年度から減少傾向にあり、平成 29 年度では 44.2% となっています。

### < 避難行動要支援者対象者数・登録者数の推移 >

	平成 25 年度 2013 年度	平成 26 年度 2014 年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度
対象者数	703 人	627 人	565 人	641 人	656 人
登録者数	318 人	294 人	267 人	297 人	290 人
登録割合	45.2%	46.9%	47.3%	46.3%	44.2%

資料：庁内資料

※対 象 者：要介護認定を受けている人、身体障害者 1・2 級の人、療育手帳 A を所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する単身世帯の人、玄海町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯。

※登 録 者：上記対象者の内、民生委員に名簿への登録の可否について各世帯を訪問・調査してもらい、毎年度、名簿を更新している。

## 6. 自殺の状況

本町の自殺者数は、平成25年以降は0人～1人で推移しています。

人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、年次によって増減はありますが、佐賀県や国の値を下回って推移しています。

本町では、壮年期から中年期における自殺死亡者が多く、精神保健福祉上の問題だけでなく、失業や長時間労働等の社会的要因が複雑に絡むことが、自殺の危険性を高めていると推察されます。

<自殺者数・自殺死亡率の推移>

		平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年
玄海町	自殺者数	1人	1人	0人	1人	0人
	自殺死亡率	15.9	16.0	0.0	16.6	0.0
佐賀県	自殺者数	175人	162人	150人	141人	130人
	自殺死亡率	20.5	19.0	17.7	16.7	15.5
全国	自殺者数	27,041人	25,218人	23,806人	21,703人	21,127人
	自殺死亡率	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

資料：警察庁自殺統計資料（自殺日・住居地）

## 第3節 社会資源の状況

### 1. 社会福祉施設等の状況

#### (1) 高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1か所
2	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2か所
3	訪問介護（ホームヘルプ）事業所	1か所
4	通所介護（デイサービス）事業所	1か所
5	認知症対応型通所介護事業所	1か所
6	通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1か所
7	短期入所生活介護事業所	1か所
8	居宅介護（介護予防）支援事業所	2か所
9	玄海町在宅介護支援センター	1か所
10	高齢者向け住宅	1か所

資料：庁内資料（平成30年4月1日時点）

#### (2) 児童福祉・子育て支援分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	保育所	2か所
2	児童館	2か所
3	教育機関（玄海みらい学園）	1か所

資料：庁内資料（平成30年4月1日時点）

#### (3) 障がい福祉分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	短期入所事業所	1か所
2	就労継続支援（B型）事業所	1か所
3	訪問介護（居宅介護・重度訪問介護）事業所	1か所

資料：庁内資料（平成30年4月1日時点）

※就労継続支援（B型）：障害者総合支援法が定める通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会や生産活動の機会等を提供する支援。

(4) 医療分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	医院・診療所	4 箇所

資料：庁内資料（平成 30 年 4 月 1 日時点）

(5) その他、地域の拠点となる施設等

施設・サービスの種類		箇所数
1	公民館・集会所	35 箇所
2	フリースペース「えん」	1 箇所
3	宅幼老所	1 箇所
4	玄海町地域包括支援センター	1 箇所
5	コミュニティバス	3 コース

資料：庁内資料（平成 30 年 4 月 1 日時点）

※宅幼老所：小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障がい者、子どもに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供するとともに、地域の多世代にわたるふれあい・交流を目的とした場。

## 2. 地域福祉を支える人・組織の状況

### (1) 住民の相談・助言・援助を行う人

組織・団体	人数	組織の概要・活動
民生委員・児童委員	19人	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。関係行政機関と連携しながら、身近な地域で様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。
社会福祉委員 (行政区長が兼務)	27人	地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人等、援助を必要とする個人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。
人権擁護委員	3人	「人権・行政・心配ごと相談」の対応や町内の学校や事業所等を訪問し、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う、人権擁護委員法に基づく民間のボランティアです。
身体障がい者相談員	2人	身近な地域で、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な援助を行う民間の協力者です。
知的障がい者相談員	1人	
保護司	5人	法務大臣から委託を受け、犯罪や非行を犯した若者等の改善及び更生を手助けするとともに、犯罪予防活動に努めています。
母子保健推進員	12人	町が委託して、地域の母子の身近な子育てサポーターとして、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の受診勧奨、母子保健に関する各種手続きの勧め、母子と保健師とのパイプ役として活動しています。
生活支援 コーディネーター	1人	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人です。玄海町地域包括支援センターに1人配置しています。

資料：庁内資料（平成30年4月1日時点）

(2) 地域福祉の団体・組織

組織・団体	人数	組織の概要・活動
老人クラブ連合会	841人	高齢者の自主的な組織として、地域の仲間づくりや健康づくり・介護予防活動など、地域を豊かにする社会活動を行っています。
玄海町身体障害者会	66人	障がいのある人の自立と社会参加を目的として、グラウンドゴルフや研修、旅行などの様々な活動を行っています。
玄海町食生活改善推進協議会	57人	食生活改善推進員が、実践活動を通じた正しい食習慣を地域に広め、地域の人々の健康増進と体力増強に寄与することを目的として活動する食のボランティア団体です。
玄海町地域婦人会	123人	男女共同の推進理念のもと、地域社会の振興に寄与することを目的として、青少年の健全育成や子育て支援、高齢者や障がい者の福祉、生活環境の保全、食育、交通安全運動、防災活動など、地域の実情に即した活動を行っています。
玄海町母子寡婦会	22人	「母子及び寡婦福祉法」における母子福祉団体であり、母子・父子・寡婦家庭が心身ともに安定した生活を過ごすことができるよう、当事者が研修会やレクリエーション、情報交換などの活動を行っています。

資料：庁内資料（平成30年4月1日時点）

(3) 地域でボランティア活動を行う団体

名称		主な活動分野
1	唐津青翔高等学校生徒会ボランティア部	施設訪問、地域振興
2	玄海みらい学園 児童・生徒会	施設訪問、地域振興
3	J Aからつ値賀支所	見守り活動
4	J Aからつ有浦支所	見守り活動
5	食生活改善推進協議会	給食づくり
6	玄海町地域婦人会	施設訪問
7	玄海町老人クラブ連合会	清掃活動
8	玄海町役場職員互助会	清掃活動
9	玄海郵便局	清掃活動
10	おじさんバンド	施設訪問
11	淡雪の会	施設訪問
12	トリプルA	清掃活動

資料：玄海町ボランティア連絡協議会登録団体（平成30年4月1日時点）



## 第3章 地域福祉の課題整理

# 第1節 各種調査結果からみた課題

## 1. アンケート調査からみた地域福祉に関する現状と課題

### (1) アンケート調査の実施概要

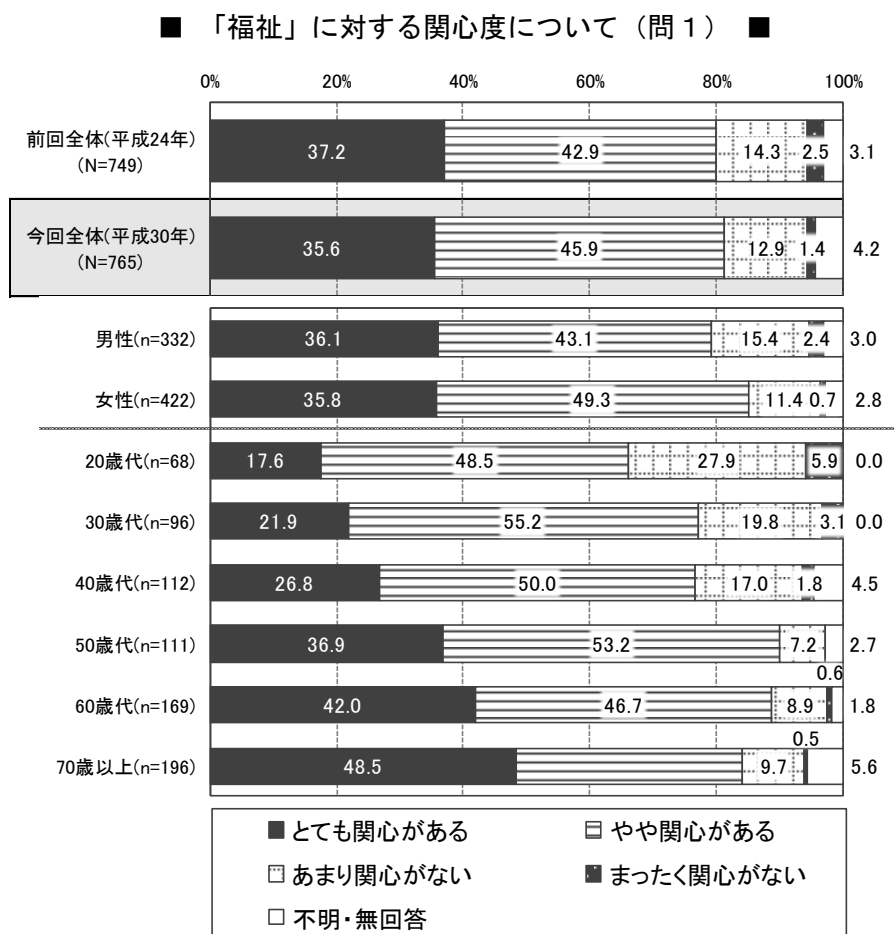
地域における福祉に関する実態と今後の希望等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、住民アンケートを実施しました。

調査対象者は、町内で暮らす満20歳以上の住民1,495人、各世帯から1名が選ばれるようにし、回収数は765件（回収率51.2%）となりました。以下の内容は、調査結果を抜粋したものです。

### (2) 主な調査結果

#### 1) 福祉に対する考え方について

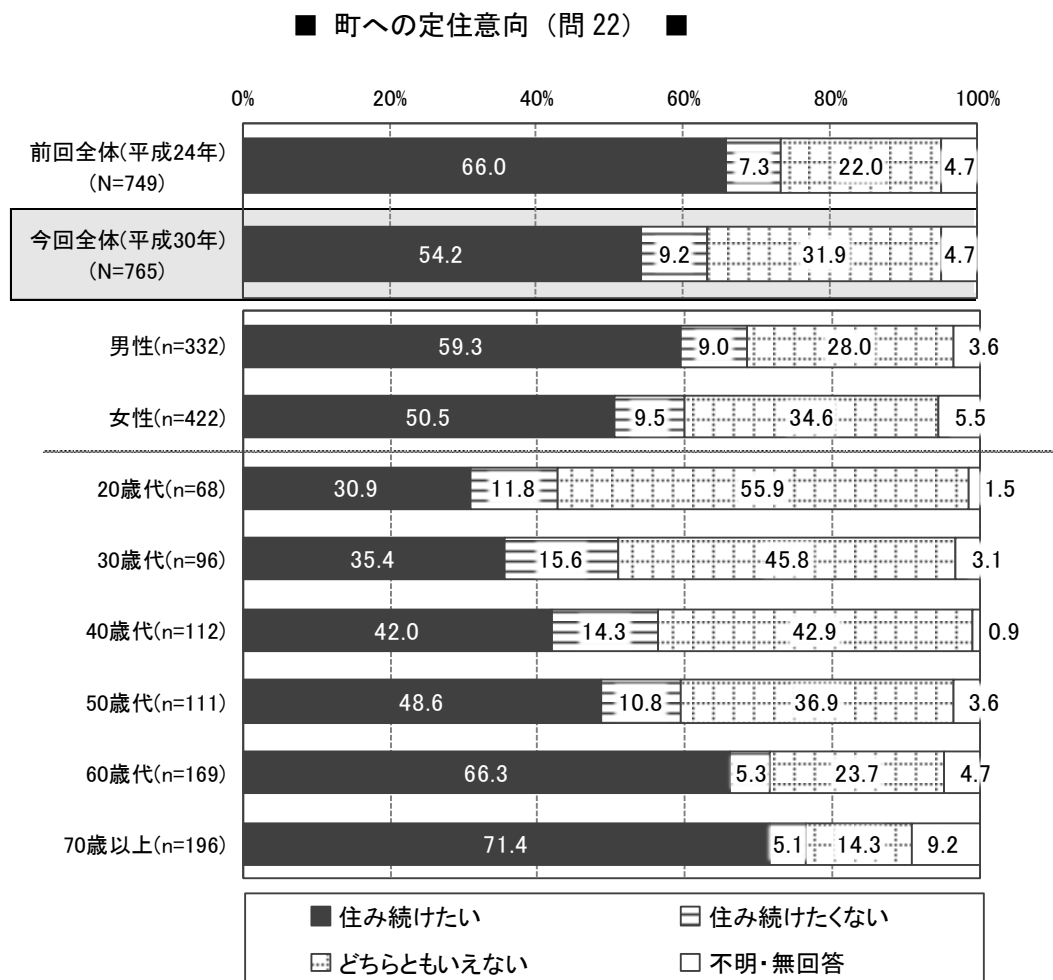
- 「福祉」に対する関心度は、「とても関心がある」と「やや関心がある」と回答した人が81.5%となっており、前回調査と比べるとやや増加しており、町全体の「福祉」への関心は高い傾向がみられます。しかし、年代別でみると、「とても関心がある」と回答した20歳代～40歳代は3割を下回っており、若い年代の「福祉」への関心は低いことがうかがえます。



2) 地域とのかかわりについて

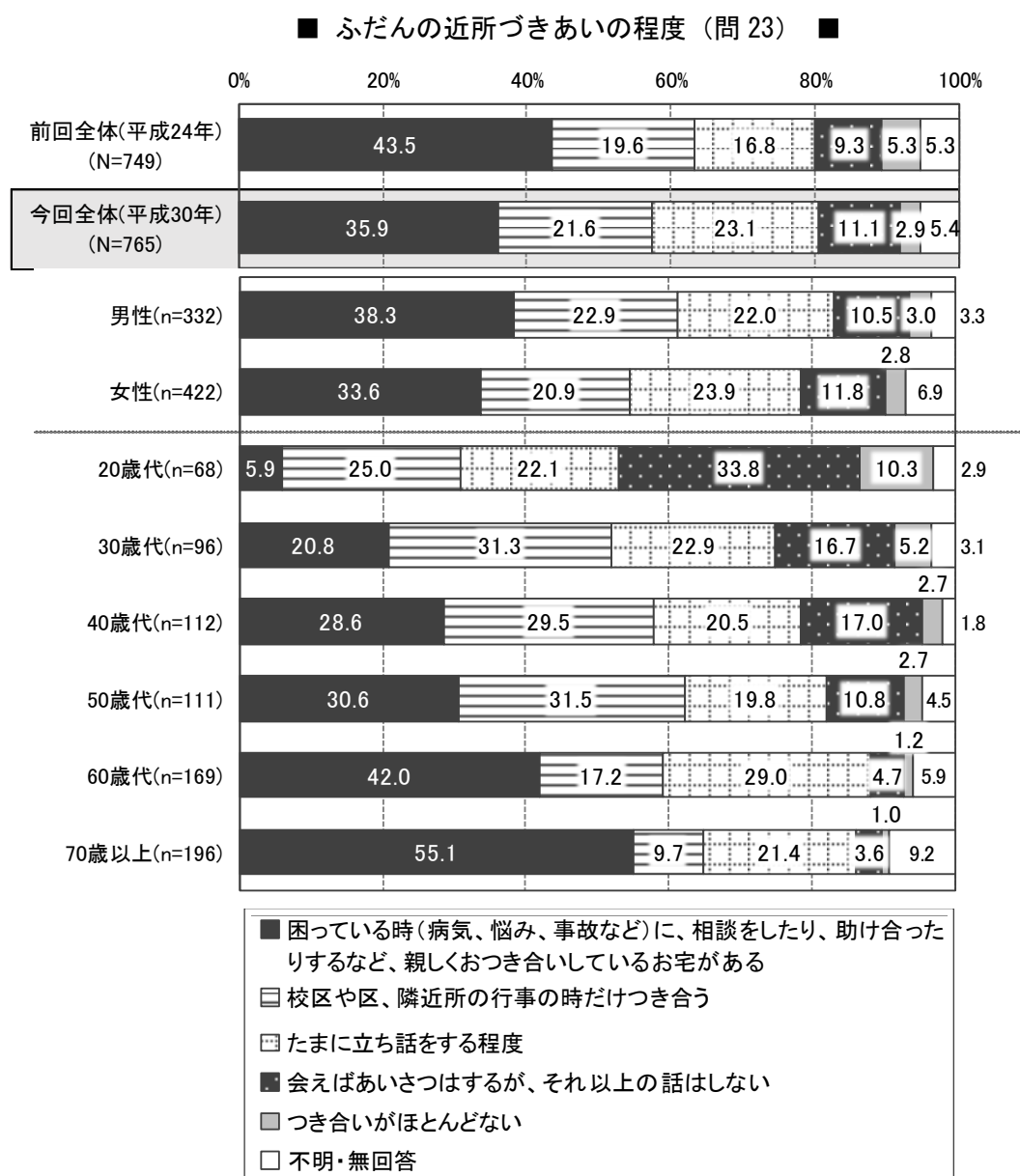
① これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。

- 本町に「住み続けたい」と回答した人は町全体で 54.2%となっており、継続して住み続けたいと考える人の方が多いと捉えられますが、前回調査に比べるとその割合は 11.8 ポイント減少しています。また、男性に比べて、女性の方が「住み続けたい」という割合が低くなっています。
- 年代別でみると、20 歳代から 50 歳代では「住み続けたい」という割合が町全体の値を下回っており、特に 20 歳代では 30.9%、30 歳代では 35.4%と低くなっています。近年、本町では転出数が転入数を上回る「社会減」が続いており、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。若年層及び中年層の町外への転出抑制につながる取り組みが必要です。



② ふだん近所の人との程度おつきあいされていますか。

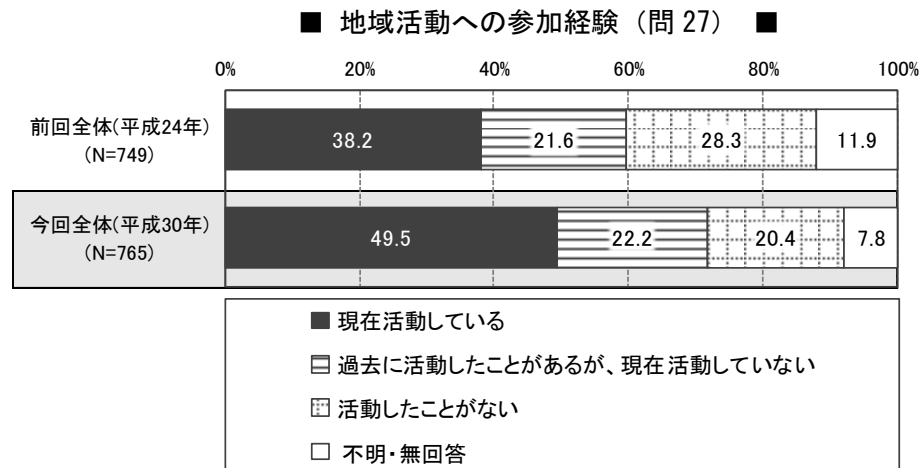
- 近所づきあいの程度は、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」と回答した人が35.9%と最も高くなっていますが、前回調査と比べると7.6ポイント減少し、反対に「校区や区、隣近所の行事の時だけつき合う」「たまに立ち話をする程度」「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」と回答した人が前回調査よりも増加しています。
- 年代別でみると、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」という割合は、70歳代が55.1%と最も高い一方で、20歳代では5.9%と非常に少なくなっています。20歳代、30歳代では「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「つきあいがほとんどない」という割合が他の年代に比べて高く、若い世代の地域や近所とのつきあいの程度が希薄になっていることがうかがえます。



### 3) 地域活動・ボランティア活動への参加について

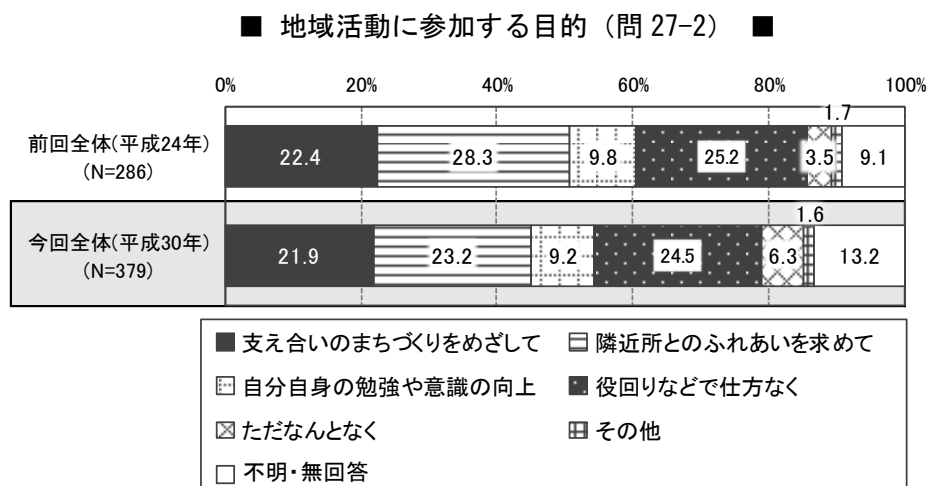
#### ① 現在、地域活動に参加していますか。

- ・地域活動への参加経験について、「現在活動している」と回答した人が 49.5%と約半数となっており、前回調査と比べると 11.3 ポイント増加しています。



#### ② 地域活動に参加している主な目的は何ですか。

- ・地域活動に参加している目的について、「役回りなどで仕方なく」と回答した人が 24.5%と最も高くなっています。また、「支え合いのまちづくりをめざして」「隣近所とのふれあいを求めて」「自分自身の勉強や意識の向上」といった積極的な理由を目的とする人が前回調査と比べると減少しており、地域活動の目的や意義が十分に理解されていないことがうかがえます。

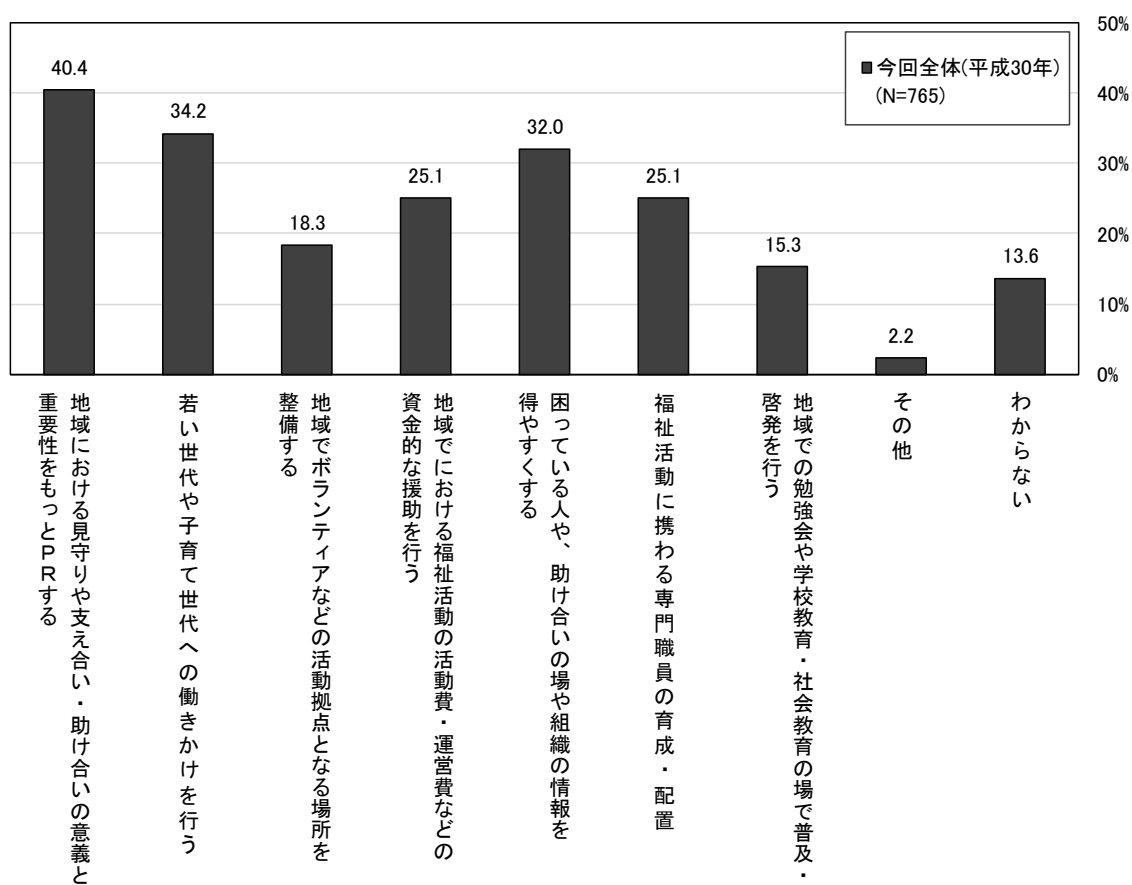


③ 地域のことについて地域住民一人ひとりが他人事ではなく、自分の事として、主体的に取り組んでいくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

・地域のことについて住民が主体的に取り組んでいくために必要なことは、「地域における見守りや支え合い・助け合いの意義と重要性をもっと PR する」と回答した人が40.4%と最も高く、次いで「若い世代や子育て世代への働きかけを行う」が34.2%、「困っている人や助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が32.0%と高くなっています。地域福祉活動の意義や重要性、町内で活動する団体・組織について情報発信を行い、「地域福祉」を身近なものとしていくことが必要です。

■ 地域のことについて、住民が主体的に取り組んでいくために必要なこと（問 29） ■

<複数回答>



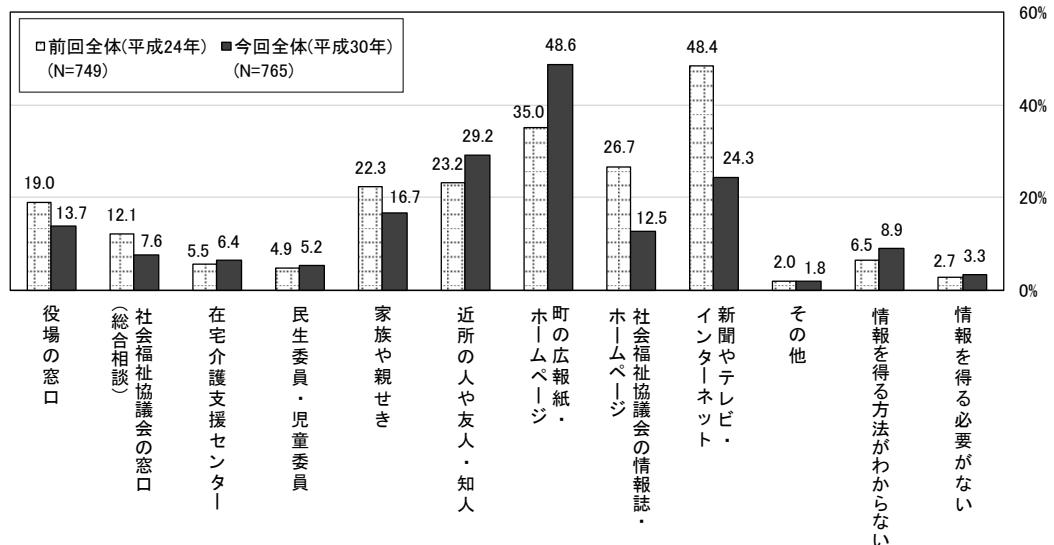
4) 相談や福祉に関する情報について

① 福祉サービスに関する情報は、主にどこから入手していますか。

- 福祉サービスに関する情報の入手先は、「町の広報紙・ホームページ」と回答した人が48.6%と最も高く、前回調査と比べると13.6ポイント増加しています。また、「在宅介護支援センター」や「民生委員・児童委員」、「近所の人や友人・知人」の割合も前回調査と比べて増加しています。

■ 福祉サービスに関する情報の入手先（問9） ■

<複数回答>

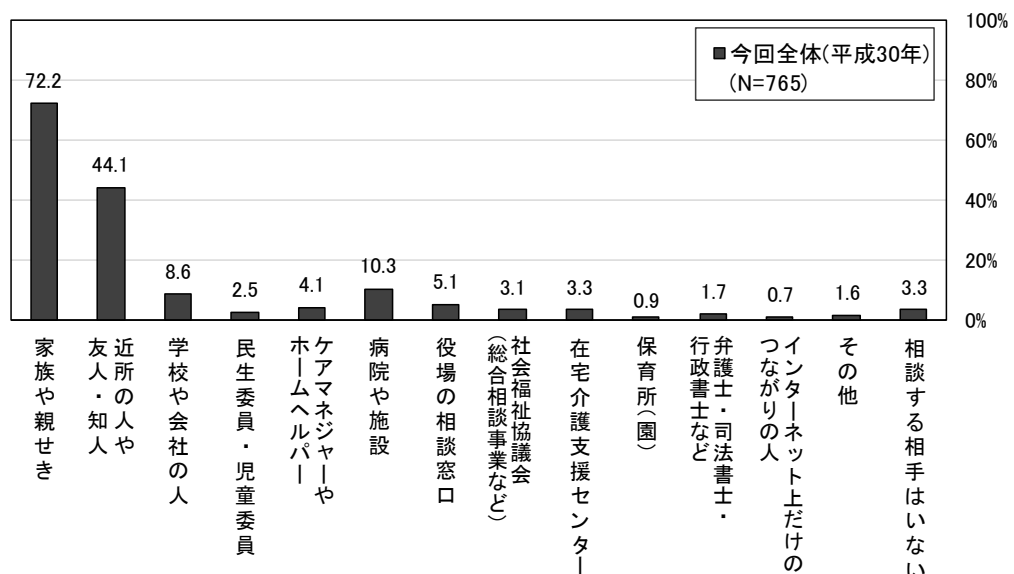


② 不安や悩みを相談する相手はどなたですか。

- 暮らしの中の不安や悩みを相談する相手は、「家族や親せき」と回答した人が72.2%と圧倒的に高い一方で、身近で専門的な相談窓口である「民生委員・児童委員」「役場の相談窓口」「社会福祉協議会（総合相談事業など）」と回答した人は非常に低くなっています。

■ 不安や困りごとを相談する相手（問12） ■

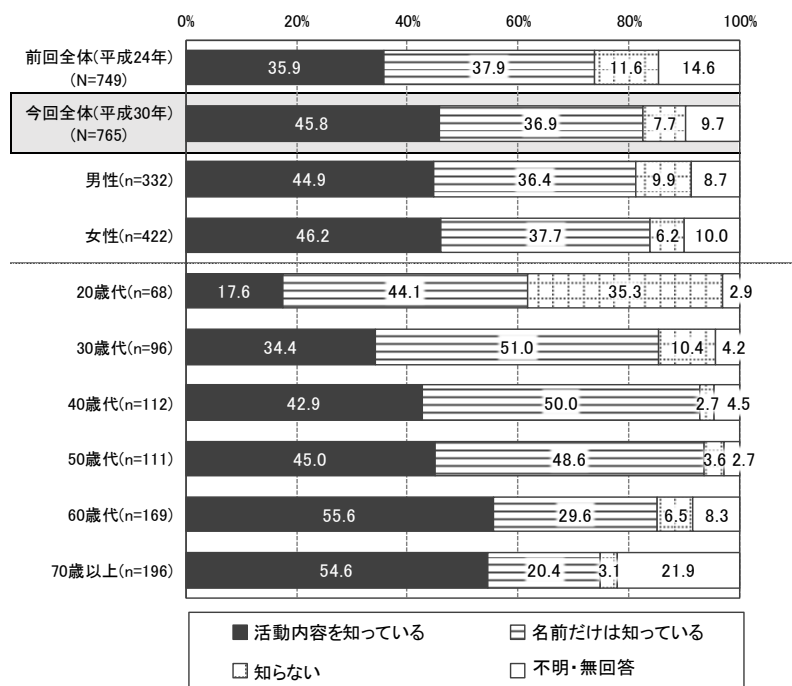
<複数回答>



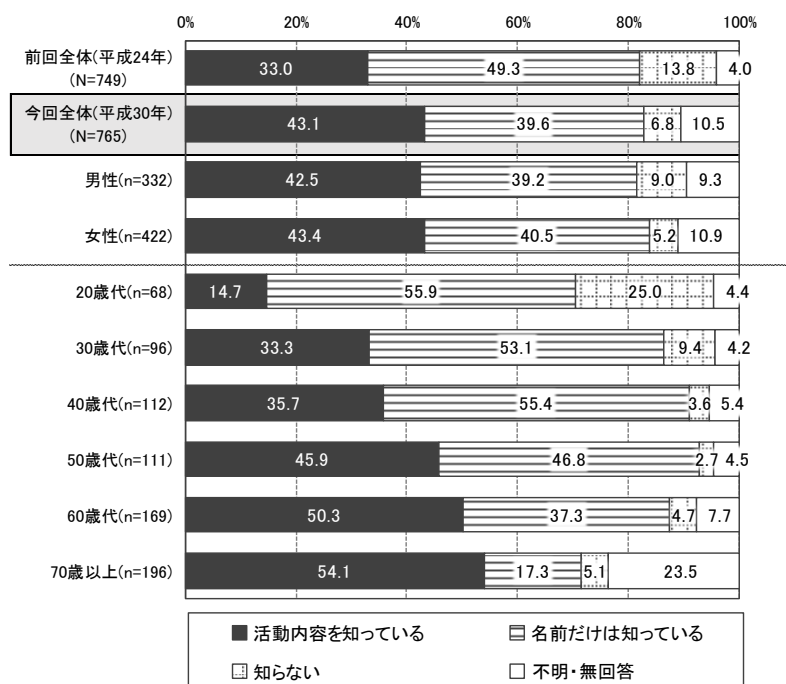
③ 地域にある組織や団体を知っていますか。

- 地域の見守りや相談援助を行う「地域の民生委員・児童委員」について、「活動内容を知っている」と回答した割合は全体で45.8%に対し、20歳代では17.6%、30歳代では34.4%と低い状況です。
- 地域福祉活動の中心的な役割を担う「社会福祉協議会」について、「活動内容を知っている」と回答した割合は全体で43.1%に対し、20歳代では14.7%、30歳代では33.3%、40歳代では35.7%と低い状況です。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会ともに、年代が若いほど「活動内容を知っている」と回答した割合が低く、活動内容について広く周知する必要があります。

■ 地域の民生委員・児童委員の認知状況（問28-⑩） ■



■ 社会福祉協議会の認知状況（問28-⑪） ■

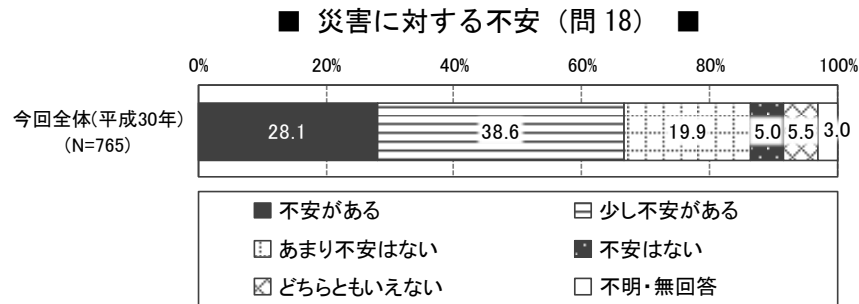




5) 災害時の助け合い・支え合いについて

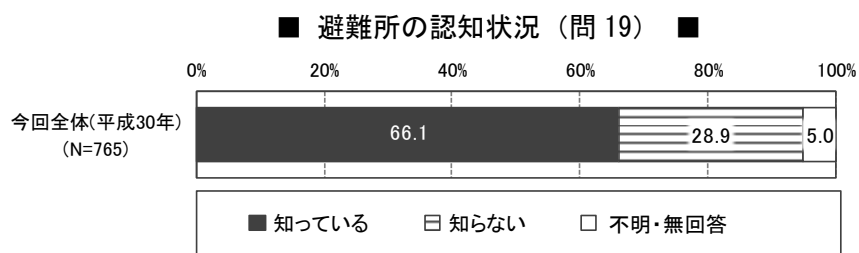
① お住まいの地域で、災害に対する不安がありますか。

- 災害に対する不安について、「不安がある」と「少し不安がある」と回答した人が66.7%と半数を超えています。



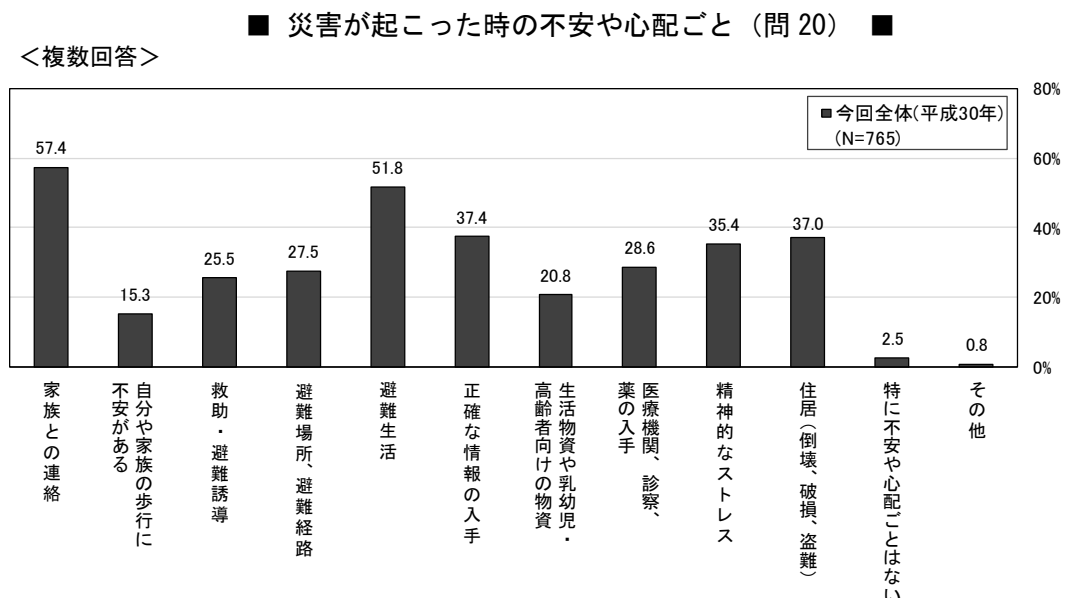
② お住まいの地区における災害時の避難所を知っていますか。

- 災害に対する不安がある人が多い状況の中、地区における避難所の認知状況について、「知らない」と回答した人が約3割みられます。



③ 災害が起こったと考えた時、どのような不安や心配ごとがありますか。

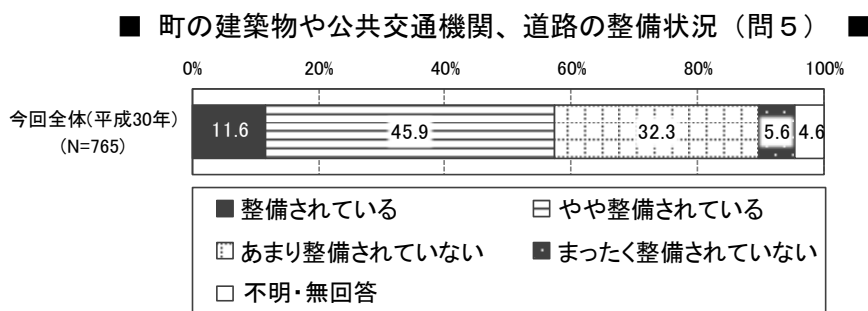
- 災害が起こった場合の不安や心配ごとは、「家族との連絡」と回答した人が57.4%と最も高く、次いで「避難生活」が51.8%、「住居（倒壊、破損、盗難）」が37.0%となっています。



6) 地域の生活環境について

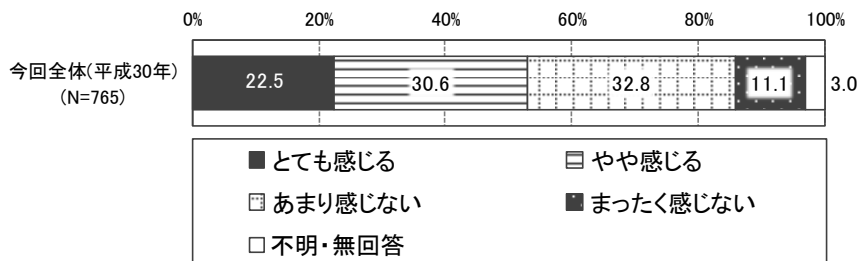
① 町の建築物や公共交通機関、道路について、高齢者や障がいのある人、妊婦、子ども連れなどが利用しやすい様に整備されていると思いますか。

- 町の建築物や公共交通機関、道路の整備について、「整備されている」と「やや整備されている」と回答した人が57.5%、「あまり整備されていない」と「まったく整備されていない」が37.9%となっています。



② 日常の買い物に不便を感じますか。

- 日常の買い物に不便を感じるか尋ねたところ、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人が53.1%と半数を超えています。

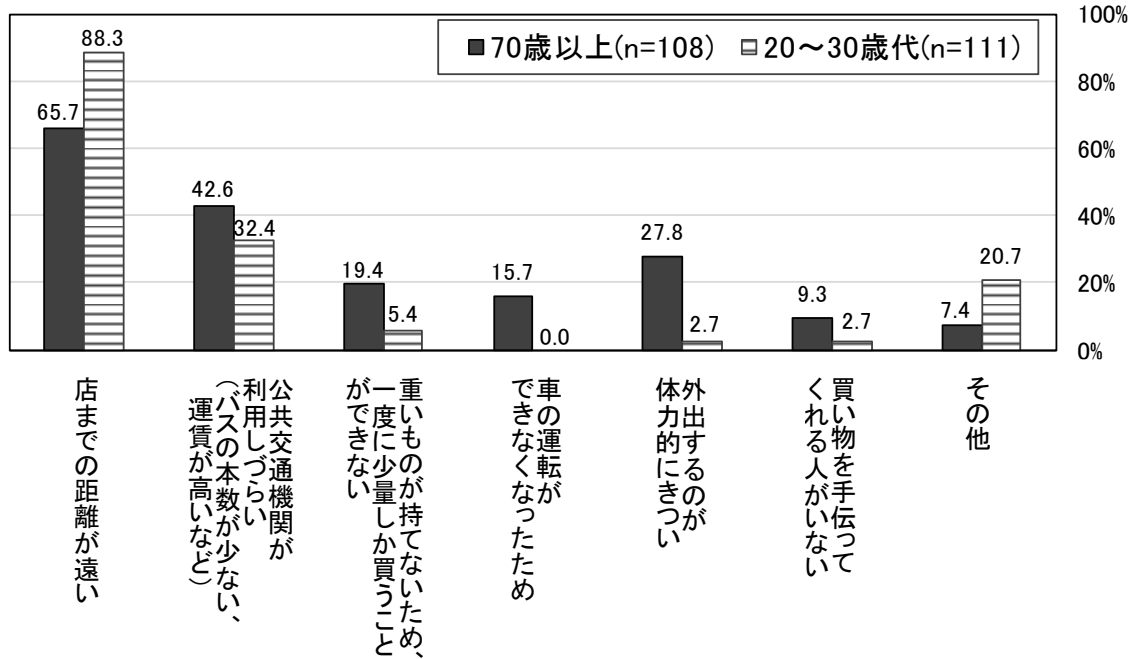


③ 日常の買い物に不便を感じる理由はどのようなことですか。

- 買い物に不便を感じる理由について、町全体では「店までの距離が遠い」と回答した人の割合が最も高く、次いで「公共交通機関が利用しづらい（バスの本数が少ない、運賃が高いなど）」となっています。
- 70歳以上では、20歳代、30歳代では回答が低かった「外出するのが体力的にきつい」、「重いものが持てないため、一度に少量しか買うことができない」と回答した人の割合が高く、身体機能の低下が要因となり、買い物自体が負担となっていることがうかがえます。また、「車の運転ができなくなったため」など、20歳代、30歳代では回答した人の割合が低かった項目についても、不便と感じる人と回答した人が多く、年代によって抱えている課題が異なっていることを示しています。

■ 買い物に不便を感じる理由（問7-1） ■

<複数回答>



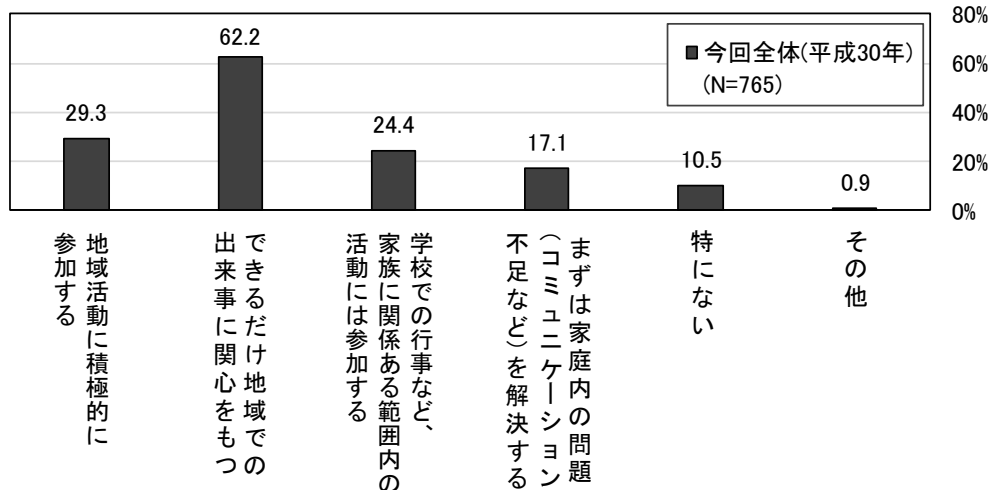
7) 町の福祉のあり方について

① 一人ひとりが安心して地域の中で暮らしていくために、住民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあるとお考えですか。

- 住民のひとりとして、地域の中でできることは、「できるだけ地域での出来事に関心をもつ」と回答した人が 62.2%と最も高くなっていますが、実際に「地域活動に積極的に参加する」という回答は 29.3%と低く、活動に参加しづらかったり、地域の輪に入りにくいといった状況がうかがえます。

■ 住民のひとりとして地域の中でできること（問31） ■

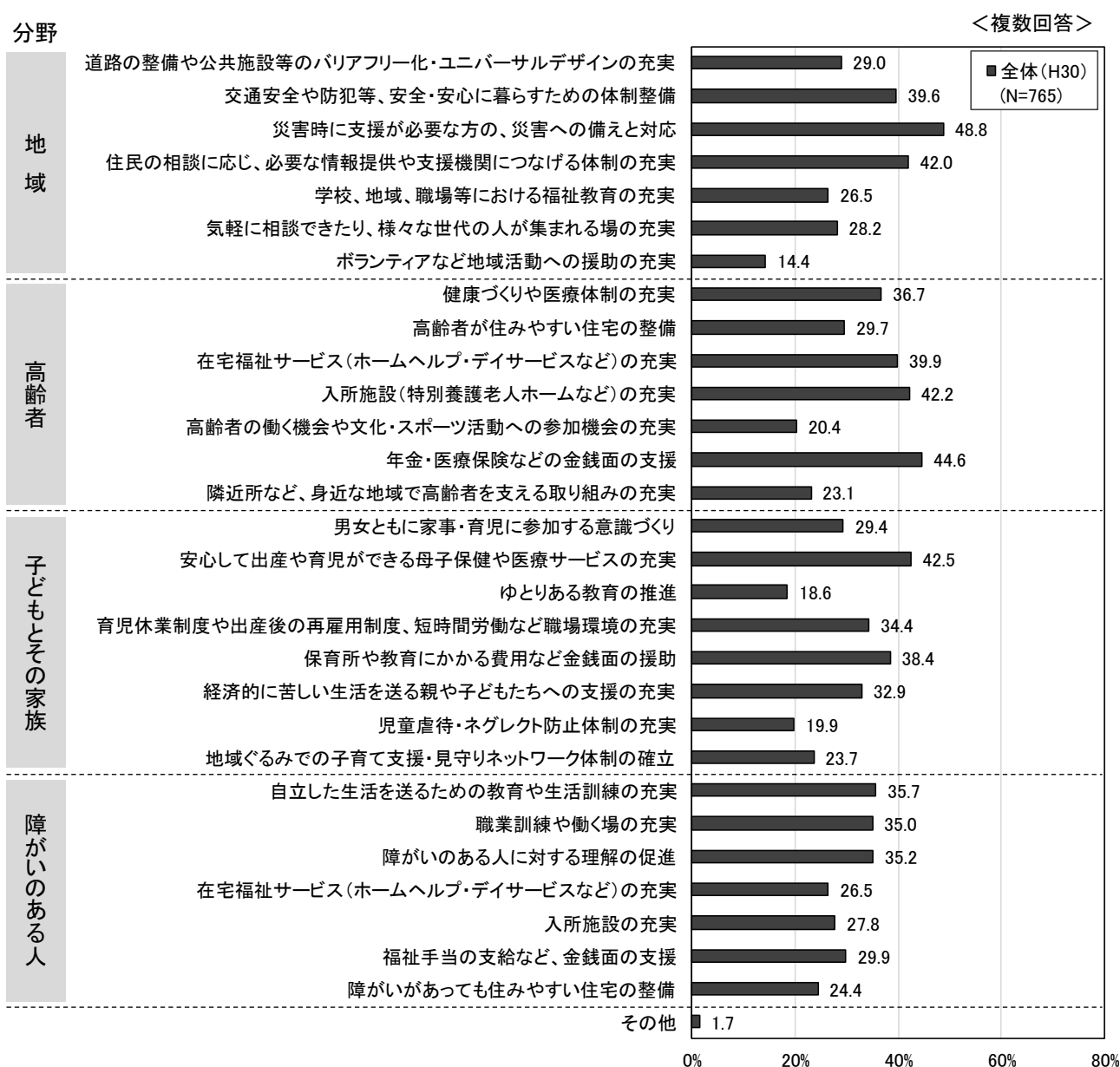
<複数回答>



② 高齢者や子どもとその家族、障がいのある人たちを含め全ての住民が住みよいまちをつくるために、今後、玄海町においてどのようなことが重要だと思いますか。

- 全ての住民が住みよいまちをつくるために重要なことは、「災害時に支援が必要な方の、災害への備えと対応」が48.8%と最も高く、次いで「年金・医療保険などの金銭面の支援」で44.6%、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」で42.5%の順に高くなっています。
- 高齢者分野では特に「年金・医療保険などの金銭面の支援」や「入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実」、「在宅福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービスなど）の充実」という回答が約4割と高くなっています。

■ 住みよいまちをつくるために、重要なこと（問32） ■



## 2. ヒアリング調査からみた地域福祉に関する現状と課題

### (1) ヒアリング調査の実施概要

本町で地域活動に取り組んでいる組織や団体の現状や抱える課題を把握するとともに、その解決につながる対応策や町に求められる支援策を検討するための基礎調査として、ヒアリング調査を行いました。

#### 【ヒアリング対象団体】

分野	団体名
地域福祉	玄海町民生委員・児童委員協議会
	社会福祉協議会
高齢者	地域包括支援センター
障がい者	玄海町身体障害者会
児童・子育て	児童館（さくら児童館・みどり児童館）
	保育所（あおば園・ふたば園）

### (2) 主な調査結果

#### 1) 活動を行う上で困っていること・課題について

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>集落、個々の住宅が離れている地区があり、訪問に負担がかかる。</li> <li>家庭内の問題にどこまで関わって良いのかわからない。</li> </ul>	民生委員・児童委員
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には事業所含め、福祉専門職等の担い手が少ない。</li> <li>町の多くの事業を抱えているため、住民参加型の事業に注力できていない。</li> </ul>	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センターに求められる役割（業務）は増えているが人員が足りていない。</li> </ul>	地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>会員が高齢となっており、新たな加入者もいない。プライバシー保護により障がいのある人がわからないため、勧誘することもできない。</li> </ul>	身体障害者会
<ul style="list-style-type: none"> <li>建物自体も古く、天井が低く狭い。また、児童の個別指導が必要な場合や保護者からの相談を受けるための部屋がなく、児童の活動の場として十分整備されているとは言えない。</li> <li>障がいのある児童に対応できる専門体制ではないため、個別の対応が難しい。</li> </ul>	児童館
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と保育所が共通理解のもとに協力し合い、子育てをしていくことの難しさがある。</li> </ul>	保育所

2) 町の福祉に関わる現状や課題について

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に困っているように見受けられる高齢者が支援に感じられない。</li> <li>・精神に障がいがある方など、障がいのことを家族が隠す傾向にあるため、働きかけにくい。</li> <li>・障がいのある人が、地域の行事に参加しにくい。</li> <li>・子どもを見かける機会も少なくなった。保護者からの協力が得られないことにより、地域における子どもとの交流の機会が減っている。</li> <li>・地域から孤立している高齢者について、災害時の避難などが心配である。</li> </ul>	<p>民生委員・ 児童委員</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯では、食事の準備や買い物、服薬の管理等に問題が生じている。</li> <li>・障がいのある人の就労先や福祉サービスが整っていない。また、障がいのある人への偏見が残っているように感じる。</li> <li>・様々な問題を抱えていても、相談窓口にたどり着かない人がいる。</li> </ul>	<p>社会福祉協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の高齢者は多世代同居が多いが、実際には敷地内別居や子ども不在など、実質独居状態もみられる。一日の中で高齢者と家族とが顔を合わせないような家庭もある。</li> <li>・高齢者自身が車を運転できなくなると、買い物や通院などがしにくくなり、自立した生活が難しくなっている。バスやタクシーの利用にも時間やお金がかかるため、高齢者の負担が大きい。</li> </ul>	<p>地域包括支援 センター</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの障がい者は隣近所との交流がなく、地域から孤立している状態にある。</li> <li>・買い物や通院するための交通手段が不便で、タクシー利用にも経済的な負担が大きい。</li> </ul>	<p>身体障害者会</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共心の欠如や意欲の低下、年齢相応の人間関係が築けないなどの児童がいる。</li> <li>・障がいの診断を受けていない児童（グレーゾーンの児童）の対応と保護者の障がいに対する理解が低い。</li> </ul>	<p>児童館</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代世帯であっても子育てが孤立している家庭がみられる。</li> <li>・仕事と子育ての両立が難しく、その負担が子どもにかかっている家庭もある。</li> </ul>	<p>保育所</p>

## 3) 住民同士のつきあい方・かかわり方に関する現状や課題、対応策について

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区ごとに行う行事や祭りごとがなくなってきている。(人が集まらない)</li> <li>・他市町、地区から引っ越してきた人と元から住んでいた住民が交流する機会が少ない。</li> <li>・生活環境やそれぞれの価値観の変化により、近所づきあいは減っており、住民同士のつながりが希薄化しているように感じる。</li> <li>・地域や学校教育の中で、地域福祉を学習する機会を増やすことが必要である。</li> </ul>	民生委員・ 児童委員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔ながらのつきあいが続いている地域もあるが、新興住宅地や核家族世帯が多い地域では住民同士のつきあいが希薄化している。</li> </ul>	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートボールが盛んな地域や神社の掃除を行っている地域もあるが、住民同士のつきあい方には地域差がみられる。</li> </ul>	地域包括支援 センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の福祉まつりがなくなり、現在では障がいのある人と地域や学校との交流はほとんどない。</li> </ul>	身体障害者会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の統合により、それまでの校区であった交流の機会が減り、地域行事がある時以外、子どもを含む家族と高齢者の交流機会は少ないように感じる。</li> <li>・公民館などを利用して、地域の人たちが集えるような機会や場が必要である。</li> </ul>	児童館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所に通う子どもたちは、町民体育祭や産業文化祭への参加、地域の高齢者施設への訪問、老人会との交流を行っている。</li> </ul>	保育所

## 4) 地域の安全確保・生活環境に関する現状や課題、対応策について

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害に対する避難訓練は、毎年1回行っているが、大雨等の災害の避難訓練は行われていないことは心配である。年1回は、自然災害に対応できる避難訓練を行ってほしい。</li> <li>・災害時の手助けや支援について、近所づきあいによっては協力を得られない家庭もある。</li> <li>・ハザードマップは町民に配布しているものの、避難場所がどこかわからない人もいることから、内容が浸透していないように思う。現状に合ったハザードマップの作成、見直しが必要である。</li> <li>・区は避難に支援が必要な人を把握し、災害時における公的機関との連携が必要である。</li> <li>・障がいのある人を支援するため、ヘルプカードの設置が必要である。</li> </ul>	民生委員・ 児童委員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困、児童虐待と思われる事案については、玄海町要保護児童対策実務者会議の中で情報を共有できている。</li> </ul>	社会福祉協議会

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の中には、どこに避難したら良いのかわからないという人もいる。</li> <li>トイレが障がいのある人に対応していない公共施設もあり不便である。</li> </ul>	身体障害者会
<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯対策として、警察の協力を得て安全教室を実施している。</li> <li>虐待の疑いのある児童については、行政、学校と連携し対応できている。</li> </ul>	児童館
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全、不審者教室の実施、災害時の避難訓練を行っている。</li> <li>虐待の疑いのある子どもは、行政に連絡し、要保護児童対策協議会の中で話してもらうなど、連携できている。</li> </ul>	保育所

5) 町や地域社会に望むこと

意見	団体名
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスに関する情報提供を各家庭へ届けられるよう、誰でも説明ができるようなパンフレットが必要である。</li> <li>認知症対策として、認知症サポーター養成講座を積極的に開催してもらいたい。また、認知症対応型の施設も必要である。</li> <li>町の人口減少が問題であり、若い人を呼び込むための働き口の確保が必要である。</li> <li>地域の見守りには家族の協力が必要であることや民生委員・児童委員の活動について、町や社協から周知してもらいたい。</li> </ul>	民生委員・児童委員
<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいきサロン事業に参加していない高齢者の参加を促すことが必要である。</li> <li>社協が行っている事業を検討し、住民主体の支援体制づくりを進めたい。</li> </ul>	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に限らず、体操など高齢者が集える場所をつくり、認知症の周知を行いたい。</li> <li>地域包括支援センターの業務量の増加に対し、人員が不足しており、十分な連携体制をとることができるよう、職員体制の充実が必要である。</li> </ul>	地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人とない人が一緒に働ける場所をつくってほしい。</li> </ul>	身体障害者会
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育、保育、療育に関する総合相談窓口の設置が必要である。</li> <li>小児科や産婦人科、産中・産後をケアする体制づくりなど、子育て支援策の充実による人口増加・人口流出対策が必要である。</li> <li>障がいのある児童やその家族が気軽に集まれる居場所づくりが必要である。</li> </ul>	児童館
<ul style="list-style-type: none"> <li>病後児保育開始のために、保育士の確保が必要である。</li> </ul>	保育所



### 3. 第1次計画の施策・事業の実施状況からみた現状と課題

第1次計画では3つの基本目標と6つの取り組みの柱を定めています。それに基づく取り組みや事業について、地域福祉計画は町の担当課や関係課、地域福祉活動計画は社会福祉協議会がそれぞれ内部評価を行い、第1次計画の評価検証を行いました。

#### (1) 地域福祉計画の評価検証結果

##### 1) 地域福祉計画の取り組みの評価（総括表）

<地域福祉計画の取り組みの評価（総括表）>

基本目標	取り組みの柱	取り組み	取り組み評価	取り組みの柱評価	基本目標評価
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービスを知る機会の充実	B	B	B
		(2) 身近なところでの情報共有の充実	A		
	2 相談援助の充実	(1) 身近な相談援助の充実	B	B	
		(2) 公的相談窓口の充実	B		
基本目標2 安心できる暮らしを支える体制づくり	1 福祉サービスの向上	(1) 公的サービスの適切な利用の推進	B	C	B
		(2) 地域の人材や資源の活用	C		
	2 災害時支援活動の充実	(1) 平常時の備えの充実	B	B	
		(2) 円滑な支援活動の推進	B		
基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり	1 交流やつながりの充実	(1) 地域活動の活性化	B	B	B
		(2) ボランティア活動の推進	B		
	2 学ぶ機会の充実	(1) 人権教育・福祉教育の充実	B	B	
		(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実	B		

【評価】（4段階による評価）

A：十分取り組むことができた

B：概ね取り組むことができた

C：あまり取り組むことができなかった

D：全く取り組むことができなかった

##### 2) 地域福祉計画の取り組み状況

###### ■ 基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

###### 【取り組みと課題】

- 身近なところでの情報共有の充実として、高齢者や障がい者が活用できる各種福祉サービス、地域活動を支えている民生委員・児童委員や保護司等の人的資源等について、町民が気軽に利用・活用できるよう積極的な情報発信を行うことができました。
- 相談援助について、住民が気軽に相談できるよう総合相談員が相談を受け、日常生活上の不安解消に取り組みましたが、解決に結びつけることは難しく、今後適切な支援と関係機関との連携、表面化していない相談者の掘り起こしが課題となっています。また、地域において相談援助に携わる人（民生委員・児童委員等）の質の向上に向けた研修の機会を設けることが必要となります。

■ 基本目標2 安心できる暮らしを支える体制づくり

【取り組みと課題】

- 公的サービスの適切な利用を推進するため、個別に相談・訪問を行うなど、利用者に合わせたサービスの案内及び提供はできていますが、町にあるサービスの選択肢自体が少なく、今後、町の福祉サービス体制整備が必要です。
- 地域の見守りネットワークの構築・強化に向け、高齢者・障がい者・子どもの見守り活動を継続して行っていますが、見守り活動を行う人材・資源が不足しており、今後、地域の最前線で見守り協力が可能な人材・資源の掘り起こしが課題となっています。
- 災害時支援活動の充実に向け、防災マップの全戸配布や避難行動要支援者の把握、避難準備や避難誘導のための情報共有体制の整備に取り組んできました。今後、多発している一般災害（大雨・地震等）への対応が求められるため、要支援者も含めた防災訓練の実施や避難所案内看板等の整備に取り組む必要があります。

■ 基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

【取り組みと課題】

- 地域における交流やつながりを充実させていくため、地域活動に関する広報活動やまちづくり活性化促進事業補助金交付による地域活動団体への支援、ボランティア育成のための支援などに取り組んできました。しかし、地域活動やボランティア活動に参加する団体が固定されており、誰もが気軽に参加できる環境とは言い難い状況です。
- 地域の福祉問題等を学ぶ機会の充実を図るため、広報活動や町内の関係団体（老人クラブ、学校、保育所等）の協力による福祉教育に取り組みましたが、企業への障がい者雇用の理解や福祉教育・体験学習のマンネリ化、子育て支援に関するイベントの見直しなどの課題が残りました。

(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画の評価検証結果

1) 地域福祉活動計画の取り組みの評価（総括表）

<地域福祉活動計画の取り組みの評価（総括表）>

基本目標	取り組みの柱	取り組み	取り組み評価	取り組みの柱評価	基本目標評価
<b>基本目標1</b> 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	<b>1 情報提供の充実</b>	(1) 福祉サービスを知る機会の充実	B	<b>B</b>	<b>B</b>
		(2) 身近なところでの情報共有の充実	B		
	<b>2 相談援助の充実</b>	(1) 身近な相談援助の充実	A	<b>B</b>	
		(2) 公的相談窓口の充実	B		
<b>基本目標2</b> 安心できる暮らしを支える体制づくり	<b>1 福祉サービスの向上</b>	(1) 公的サービスの適切な利用の推進	B	<b>B</b>	<b>B</b>
		(2) 地域の人材や資源の活用	B		
	<b>2 災害時支援活動の充実</b>	(1) 平常時の備えの充実	B	<b>C</b>	
		(2) 円滑な支援活動の推進	C		
<b>基本目標3</b> 誰もが気軽に参加できる環境づくり	<b>1 交流やつながりの充実</b>	(1) 地域活動の活性化	C	<b>B</b>	<b>B</b>
		(2) ボランティア活動の推進	B		
	<b>2 学ぶ機会の充実</b>	(1) 人権教育・福祉教育の充実	B	<b>B</b>	
		(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実	C		

【評価】（4段階による評価）

A：十分取り組むことができた

B：概ね取り組むことができた

C：あまり取り組むことができなかった

D：全く取り組むことができなかった

2) 地域福祉活動計画の取り組み状況

■ 基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

【取り組みと課題】

- 「社協だより」やホームページなどで福祉サービスの情報提供や関係機関・団体等との連携強化に取り組んでできました。
- 身近な相談援助相手として、民生委員・児童委員を対象に研修及び傾聴ボランティアの育成研修を行いました。また、総合相談窓口で専門性の高い職員の配置や家庭訪問による実態把握を行い相談機能の充実を図りました。

■ 基本目標2 安心できる暮らしを支える体制づくり

【取り組みと課題】

- 介護保険制度に基づく介護事業は継続して取り組んでいますが、介護予防に寄与するふれあい・いきいきサロン事業については、運営を担うリーダーがいなため、サロンの立ち上げと自立したサロン運営は難しい状況です。
- 救急医療情報を設置し、緊急時への対応ができるよう整備を図ってきました。災害時に対応できる人材・ボランティアの育成が課題となっています。

■ 基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

【取り組みと課題】

- 高齢者と子どもの交流事業など、多世代交流を深める機会の充実を図ってきましたが、さらに地域の交流やふれあいの場の拡大が必要です。また、ボランティア連絡協議会の会員の減少及び高齢化が進んでおり、活動の担い手確保が必要です。
- 児童生徒が人権や福祉について理解を深めることができる学習機会の企画や、在宅介護者の交流、情報交換の場を設けるなど、学びと交流機会の充実に取り組んできました。現在、参加者が限定されているため、新規参加者の拡大に努める必要があります。

## 第2節 町の地域福祉をめぐる主要課題

これまでの統計資料や住民アンケート調査、ヒアリング調査、第1次計画における取り組みの進捗状況に加え、国の関連法令・制度、法改正などを踏まえ、本町の地域福祉をめぐる主要課題を整理します。

### 主要課題1 近所づきあいの活性化によるコミュニティの強化

アンケート調査結果から、福祉に対する関心や今後も町内に住み続けたいという意向の低下、近所づきあいの縮小がみられ、共助の考え方が弱くなっていると考えられます。また、ヒアリング調査結果から、生活環境や価値観の変化、地域ごとの行事の減少に伴い、住民同士が顔の見える関係づくりが難しくなっている状況があると考えられます。さらに、人口減少や高齢化の進行に加え、核家族化など世帯の縮小に伴い、家族や地域におけるつながりが希薄となっていくことが懸念されます。

今後、地域での支え合い・助け合いの基盤となる近所づきあいの活性化を図る取り組みや、地区における行事等、住民の交流への支援を通じ、コミュニティの強化を図ることが必要と考えられます。

### 主要課題2 地域を支える人・意識づくり

アンケート調査結果から、地域活動に参加している人は約5割で、平成24年調査時より、その割合は増加しています。しかし、参加している目的は「役回りなどで仕方がなく」という回答が最も高く、地域活動の意義や重要性について十分に理解されているとは言い難い状況です。また、第1次計画の施策・事業の実施状況からも、地域の活動や交流機会を担う人材が確保できないことや活動団体の高齢化などが課題として挙げられています。

今後、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、障がいのある人や認知症高齢者、複合的な生活課題を抱えた世帯などの増加が見込まれる中、その課題解決には、行政などの公的機関による対応だけでは難しく、地域福祉の担い手の確保が喫緊の課題となります。これまで地域活動に関わる機会の少なかった人が興味・関心を持ち、参加したいと思えるような情報提供の工夫や実効性と持続性を持つ人材の発掘・育成が必要と考えられます。

### 主要課題3 必要なサービスにつながる相談支援体制と情報発信の向上

社会福祉協議会や民生委員・児童委員は、地域における見守りや相談援助など、地域福祉活動の中心的な役割を担う存在です。地域住民や行政からの、社会福祉協議会や民生委員・児童委員に対する期待が大きい一方で、地域の課題やニーズが複雑・多様化しており、専門性の高い相談援助と必要なサービスにつなげる仕組みの構築が求められています。社会福祉協議会の相談援助を担当する職員や民生委員・児童委員の福祉サービスに関する知識や専門機関としての資質の向上を図る取り組みが必要です。また、高齢者に限らず、若い世代にも身近な相談相手であると認識されるよう、その役割や活動内容の重要性について周知していくことも必要です。

アンケート調査結果から、福祉サービスに関する情報の主な入手先は「町の広報紙・ホームページ」と回答した人が多くなっています。このような状況の中、今後住みよいまちをつくるために重要なこととして「住民の相談に応じ、必要な情報提供や支援機関につなげる体制の充実」と回答した人が4割を超えており、町の広報紙やホームページの充実に加え、情報が受け取りにくい人たちにも必要な福祉情報が行き届くような取り組みが必要です。

### 主要課題4 安全で安心して過ごせる環境づくり

近年、大雨や地震などの甚大かつ広範囲における災害が多発しており、防災に対する意識が全国的に高まりをみせています。このような中、アンケート調査結果から、災害に対する不安を持つ住民も多く、今後住みよいまちをつくるために重要なこととして「災害時に支援が必要な方の、災害への備えと対応」という回答が最も多くなっています。町では、防災マップの作成や避難行動要支援者の把握など、災害発生時の情報共有体制の整備に取り組んでいますが、避難所やハザードマップが十分に周知されていないことや、自然災害に対応できる避難訓練が実施されていないことを懸念する意見もあり、災害対策については一層の充実が必要となります。

また、各種調査結果から、町の交通機関や買い物の不便さ、小児医療、病後児保育といった医療体制等の不足が指摘されています。現在、自分で運転して町外の商業施設や病院へ行く人が多くなっていますが、特に自家用車等で移動できない高齢者等、交通弱者の増加が見込まれるため、コミュニティバスなどを活用し、公共交通利用環境の充実を図ることが必要です。

あらゆる地域のニーズに対し、必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、地域住民、行政や関係機関・団体との連携・協働のもと地域の課題を解決し、誰もが安心・安全な暮らしやすい生活環境の整備を推進する必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

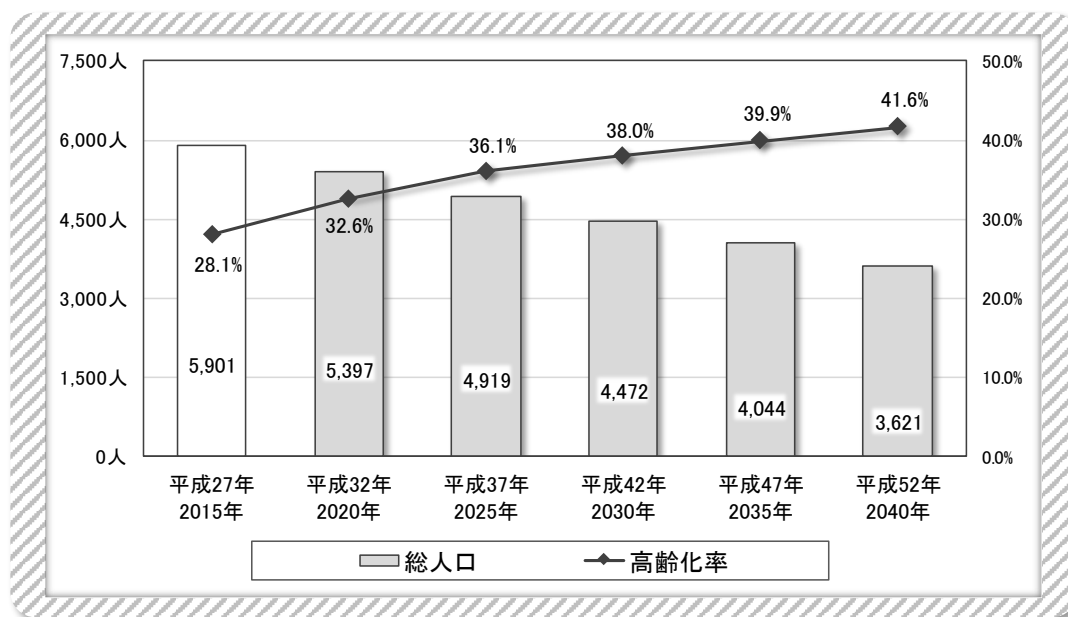
## 第1節 町の将来人口

本町の総人口は平成27年で5,901人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、平成37年（2025年）では4,919人、平成52年（2040年）では3,621人と人口は減少していくことが見込まれています。団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）まで、高齢者人口（65歳以上）は増加する一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少することが予測され、人口減少及び少子高齢化が進んでいくことが見込まれています。

また、平成27年において、1人の高齢者を支える現役世代（生産年齢人口）は2.05人で、平成37年（2025年）には1.42人に減少し、現役世代の負担が増えると予測されます。

人口減少と少子高齢化の進行に伴う世帯の縮小や家族機能の弱体化、地域活力の低下や社会保障費の増大に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況の変化等が相まって、家族や地域におけるつながりの希薄化等、地域が抱える生活・福祉課題も多様化・複雑化していくことが懸念されます。

《町の将来人口・高齢化率》



《将来の3区分別人口の構成比》

	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
総人口	5,901人	5,397人	4,919人	4,472人	4,044人	3,621人
年少人口(0～14歳)	840人	707人	632人	549人	470人	410人
総人口に占める割合	(14.2%)	(13.1%)	(12.8%)	(12.3%)	(11.6%)	(11.3%)
生産年齢人口(15～64歳)	3,402人	2,931人	2,512人	2,225人	1,961人	1,703人
総人口に占める割合	(57.7%)	(54.3%)	(51.1%)	(49.8%)	(48.5%)	(47.0%)
高齢者人口(65歳以上)	1,659人	1,759人	1,775人	1,698人	1,613人	1,508人
総人口に占める割合(高齢化率)	(28.1%)	(32.6%)	(36.1%)	(38.0%)	(39.9%)	(41.6%)

資料：平成27（2015）年は国勢調査による実績値  
平成32（2020）年以降は社人研推計（平成30（2018）年推計）



## 第2節 基本理念

第1次計画では「安心して暮らせる 地域ぐるみの まちづくり」を基本理念として、地域において、人と人のつながりを築き、お互いの関係性を深めていくための仕組みづくりを進めてきました。

町の課題や将来を見据えると、地域における様々な生活・福祉課題に対して、行政が行うサービスや支援だけでは解決が難しくなっており、住民や地域における見守り活動など、支え合いの領域を拡大・強化することが必要となっています。

また、町の最上位計画である「第五次玄海町総合計画」（平成28年3月策定）では、町の将来像を「人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町」と設定し、豊かな自然と、人と人とのつながりの中で住みたいと思えるまちづくりを、住民と行政がともに力を合わせて進めていくこととしています。

そこで、第2次計画では、第1次計画の基本理念を継承しつつ、我が事・丸ごとの地域づくりの考え方を取り入れ、地域住民や地域団体・組織、事業者、行政などの様々な主体の役割と協働により、支え合い・助け合いの輪を広げていきます。

また、家族や地域におけるつながりの希薄化などの問題が顕在化していく中、その問題に対応していくため、住民同士がお互いのことを知り、理解し合いながら、絆を深めていく過程を通して、地域活動をより活発なものとする中で、より地域力を高めていくことができると考えます。本町では、人と人とのつながり、支え合いの仕組みづくりを進め、全ての住民が自分らしく笑顔でいきいきと暮らすことができ、この町に住んでいて良かった、これからも住みたいと思えるようなまちづくりの実現を目指します。

そこで、本計画における基本理念を次のように設定します。

### 第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念

**人と人がつながり 支え合い 笑顔あふれる 玄海町**



## 第3節 基本目標

玄海町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を4つ設定します。

### 基本目標1

## 支え合い 人と人が交流する まちづくり

全ての人々が世代や抱える生活・福祉課題を問わずに、ともにいきいきと生活を送ることができ、また、自然な流れで地域の人々が集まる機会が増え、地域コミュニティの活性化が図られるまちづくりを目指します。

そのため、地域の生活・福祉課題に対し、「自助」や「共助」による支え合い・助け合いの中で解決が図られるよう、地域福祉の意義や必要性について、様々な機会を活用した広報・周知を行います。

また、地域住民や地域で活動する様々な団体間の連携を強化し、支援が必要な人を早期に把握し、必要な支援に結びつくよう、地域のネットワークづくりを推進します。

### 基本目標2

## 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり

住民同士の日常的な支え合い・助け合いが「共助」による地域全体の福祉向上につながるよう、無理のない範囲で、住民自らが支援策を創出し、それを支える人が育ち、持続していくまちづくりを目指します。

そのため、様々な世代の住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の輪を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材の掘り起こしと育成を行い、活発な地域活動・ボランティア活動を推進します。

基本  
目標3

## 適切なサービスや支援につながる まちづくり

地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や事業者、関係団体・組織、行政などが連携し、支援が必要な人のニーズを吸い上げ、適切な福祉サービスにつなぐことができる体制が整ったまちづくりを目指します。

そのため、地域で困りごとを持ち、支援が必要な人を発見し、安心して自立した暮らしを送ることができるよう、相談援助の充実と必要な情報が年齢や障がいなどに関わらず確実に行き届くよう、情報提供の充実を図ります。

また、地域から孤立し、潜在化していることも考えられる生活困窮者や子どもの貧困、生活に不安や悩みを抱えている人などを早期に発見し、町や関係機関の連携による支援の充実を図るとともに、地域の関係団体等の協力を得ながら、自立に向けた包括的かつ継続的な支援を進めていきます。

基本  
目標4

## いつまでも安心して暮らせる まちづくり

あらゆる災害に備えることができるよう、町の関係機関等と連携を図り防災活動や地域防災に取り組むとともに、地域における災害発生時の要援護者の支援など、自主防災・減災力の強いまちづくりを目指します。

また、複雑で多様化・深刻化する地域の課題やニーズに対し、適切な支援を受けることができる福祉サービスが整ったまちを目指し、各種福祉分野が必要な施策や福祉サービスの提供体制を充実することにより、サービスの質の向上を図ります。

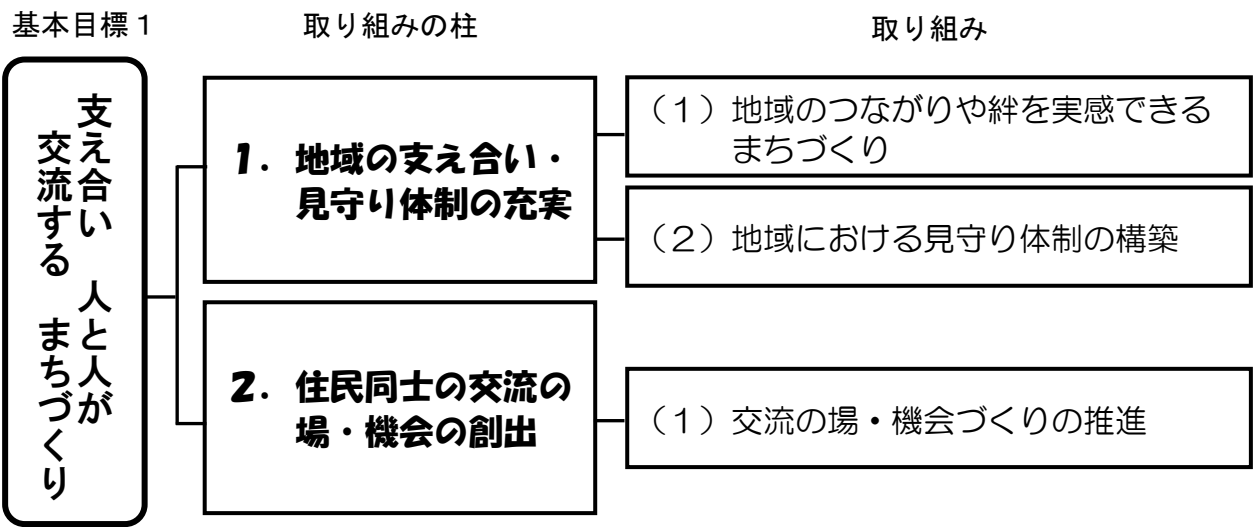
さらに、居住環境や外出環境などは、地域福祉の仕組みづくりや住民の自立した暮らしを支える上で基盤となるものであり、全ての人が安全で安心した生活を送れるよう、町のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点をもった地域の生活環境の整備を推進します。

## 第4節 取り組みの体系

	基本目標	取り組みの柱
人と人がつながり 支え合い 笑顔あふれる 玄海町	基本目標1 支え合い 人と人が交流する まちづくり	1. 地域の支え合い・見守り体制の充実 2. 住民同士の交流の場・機会の創出
	基本目標2 思いやりの 心が育む 福祉のまちづくり	1. 地域を支える担い手の確保・育成 2. 福祉意識・人権意識の向上
	基本目標3 適切なサービスや 支援につながる まちづくり	1. 相談援助の充実 2. 情報提供・情報共有の充実 3. 自立支援の充実
	基本目標4 いつまでも 安心して暮らせる まちづくり	1. 災害時支援活動の充実 2. 福祉サービスの向上 3. 安心・安全な生活環境の充実

## 第5章 具体的な取り組みと役割

# 第1節 支え合い 人と人が交流する まちづくり



## 1. 地域の支え合い・見守り体制の充実

### 現状と課題

近所づきあいや地域との交流から始まる人間関係は、地域福祉の推進にあたって、基本となるものです。しかし、高齢化や核家族化による家族機能の低下、町外への住民の流出、個人のライフスタイルや価値観の変化・多様化により、住民同士のつながりが希薄となっているのが現状です。

地域には、多様で複合的な生活課題を抱えた人が住んでいます。中には、一人で悩みや問題を抱え込み、家庭や地域、社会から孤立している人もいますが、そのような人や世帯への支援に関わる人たちは一部に限られています。

生活に問題や悩みを抱える人の異変に早く気づくことができるのは、日頃からその人の生活に関わり、顔なじみの関係である地域住民です。

今後、地域住民、自治組織、民生委員・児童委員、社会福祉事業者及び民間事業者などが連携を図り、地域の課題を共通認識し、お互いに支え合える地域づくりが必要です。

### 取り組み

#### (1) 地域のつながりや絆を実感できるまちづくり

家庭や地域において、日頃のあいさつや声かけなど、コミュニケーションを図ることの大切さを普及・啓発し、困ったときはお互いに助け合い、地域のつながりや絆が実感できるまちづくりを推進します。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から家庭や地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔なじみの関係をつくります。
- 日常生活の悩みや困りごとは一人で抱えこまず、隣近所の人に支援や手助けをお願いします。
- 困っている人や家庭を見つけた場合、身近な相談窓口へ報告します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- ごみ出しや資源回収など、日頃の地域活動からあいさつを心がけ、住民同士のコミュニケーションを大切にします。
- 隣近所で気になる人に対し、周囲の人と協力しながら、見守りや声かけを行います。
- 高齢者や子ども、障がいのある人、生活困窮者など、気になる家庭については、民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）と協力しながら、見守りや声かけを進めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆町の広報紙やホームページ等を通じて、地域での支え合いや地域福祉活動に携わる人や団体、機関等の重要性について普及・啓発に取り組みます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	地域福祉について考える機会や情報の提供	町の広報紙やホームページを通じて、地域福祉に関する知識や活動を紹介します。	住民福祉課
2	地域福祉計画の周知	町のホームページに「玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を掲載し、計画内容の周知を図ります。	住民福祉課
3	地域への郷土に関する知識の普及	郷土愛を育むとともに、地域への積極的な参加意識を高めるため、歴史・文化等の知識の普及を行います。	教育課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「広報玄海」への地域福祉に関する情報の掲載回数	12回/年 (2018年度)	12回/年 (2023年度)
② 近所づきあいの程度は「困っている時に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつき合いしているお宅がある」と回答した割合	35.9% (2018年度)	43.5% (2023年度)

## 取り組み

### (2) 地域における見守り体制の構築

生活に様々な課題を抱えている人が社会から孤立することのないよう、長年培われてきた地域の絆や助け合いの精神を生かし、住民同士の日常の見守りや声かけを推進します。

また、高齢者や認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住民、地域、関係機関・団体、事業者、行政による見守り体制の構築を目指します。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 日頃から、近所の人とコミュニケーションを積極的に図ります。
- 地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔見知りの関係をつくります。
- 近所に困っている人や家庭がいる場合は、民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、社会福祉協議会、行政につなぎます。
- 地域における見守り支援活動に積極的に参加します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けに協力します。

##### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域の見守りネットワークについて話し合い、構築に向けて協力します。
- ごみ出しや買い物等、日常生活場面で困難を抱える世帯に協力するなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取り組みを進めます。
- 民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、老人クラブ等の連携により、高齢者のみの世帯を定期的に訪問します。
- 新聞、郵便の配達員や電気、ガスなどのライフラインを担っている事業者等は、訪問等の業務を通じて異変がないか確認し、地域の見守りを支援します。
- 子どもたちの登下校の安全確保のため、地域住民による見守りの強化を図ります。
- 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談援助に携わる人たちと地域住民が協力しながら、声かけや見守りを進めます。

##### ◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆子どもや高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる地域の構築に向け、見守りネットワークの構築を図ります。
- ◆認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ◆緊急時に迅速に対応できるよう、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した体制づくりに努めます。



▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内 容	担当課・関係課
1	見守りネットワークの充実 ※高齢者見守りネットワーク事業	地域住民、民生委員・児童委員等、機関・団体、新聞、郵便の配達員や電気、ガスなどのライフラインを担っている事業者等の見守り活動や情報提供への協力を呼びかけることで、見守りの輪を広げ、高齢者や認知症の人などの見守りネットワークの充実を図ります。	住民福祉課 保健介護課
2	愛の一声運動事業	見守りなどを行うボランティアを配置し、ひとり暮らし高齢者などの孤独感の解消や生活状況の把握、安否確認を行います。	保健介護課
3	「食」の自立支援事業 (社協委託事業)	栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。	保健介護課
4	認知症サポーターの養成	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催や参加を呼びかけます。	保健介護課
5	地域ケア会議の充実	介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域ケア会議の充実を図り、高齢者支援の充実や地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりに努めます。	保健介護課
6	要保護児童対策地域協議会における児童虐待、要支援家庭への支援の充実	児童虐待のリスクの高い家庭や支援が必要な児童・家庭について、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において情報共有するとともに民生委員・児童委員への協力を依頼し、見守り支援の充実を図ります。	住民福祉課
7	子どもの見守り活動の充実	子どもを犯罪等から守るため、見守りボランティア（地域見守り隊）や民生委員・児童委員等による危険箇所の点検や登下校時の見守り、挨拶運動を実施します。 「子ども 110 番の家」の設置を進めるとともに、地域の商店等に依頼して緊急避難場所の設置促進に努めます。	住民福祉課 教育課
8	緊急通報システムの利用促進	見守りが必要なひとり暮らし高齢者世帯に対し、災害などの緊急事態に備えるため、各対象世帯に通報装置の利用を促進します。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 愛の一声運動事業において見守りなどを行う訪問 連絡員数	3人 (2018年度)	3人 (2023年度)
② 認知症サポーター養成講座の受講者数	74人/年 (2018年度)	140人/年 (2023年度)
③ 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
④ 「子ども110番の家」の設置数	30か所 (2017年度)	54か所 (2023年度)
⑤ 高齢者見守りネットワーク事業への登録事業所数	3か所 (2018年)	4か所 (2023年)



## 2. 住民同士の交流の場・機会の創出

### 現状と課題

若い世代や移住してきた人が、地域と交流する機会やきっかけが減少しています。このような中、まちづくりを進める上で、多世代交流ができる場を設けることが重要と考える人も多く、地域とのつながりを大切にしていきたいという考えを持つ住民は少なくありません。

これまで地域活動に関する広報活動や地域活動団体への支援、高齢者と子どもの交流事業などを進めてきました。今後、若い世代や移住してきた人、障がいのある人、地域から孤立しがちな人などが、地域の中でともに楽しい時間を過ごせるような場や機会を拡充し、顔見知りによる助け合いや支え合いの基盤を固めていくことが重要です。

### 取り組み

#### (1) 交流の場・機会づくりの推進

すべての住民が身近な地域で気軽に集い交流できる場や交流の機会づくりを推進し、地域の絆を深めます。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 日頃から家族や近所の人と会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけます。
- 子どもとともに地域行事に参加し、家族や近隣住民とふれあう時間を大切にします。
- 地域の行事や祭りごと、文化や歴史に関心を持ち、積極的に参加します。

##### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域の行事・イベントの時は隣近所で声をかけ合い、参加しやすい雰囲気をつくります。
- 地域や区で行われている活動や行事について周知し、参加を呼びかけます。
- 誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。
- 多世代が交流できる行事を企画し、お互いに親睦を深める場や機会を設けます。
- 高齢者の豊かな経験や知識、技能を生かし、野菜づくりや郷土文化・郷土料理などを次世代に継承する場や機会をつくります。
- 交流拠点となり得る公民館や空き家などを整備してふれあいの場づくりに努めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆住民同士が地域の中で出会い、交流する場や機会の拡充を図ります。
- ◆子育ての不安や悩みを解消し、相互交流が図れる場や機会の充実に努めます。
- ◆地域において、高齢者の健康づくり・介護予防、認知症の人の居場所づくりを進めます。
- ◆障がいのある人と地域住民が交流する場や機会づくりに努めます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業	内 容	担当課・関係課
1 町の広報への掲載	「広報玄海」で地域や自治会で行われている祭りや行事等を広く周知します。	全課
2 玄海町育児サークル「げんきキッズ広場」の推進	子育て中の保護者が気軽に集い、子育てについての相談や情報交換の場となる機会を提供します。	住民福祉課
3 認知症カフェの開設支援	認知症の人やその家族、地域住民、福祉の専門職などが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむためのカフェ形式の場の開設に対し、支援を行います。	保健介護課
4 障がいのある人と地域住民とのふれあいの場の充実	障がいのある人と地域住民の交流を活発にし、地域において気軽に集まり、相談もできるような場を設けるなど、お互いにふれあうことのできる機会の充実に努めます。	住民福祉課
5 障がい者団体の活動支援	障がい者団体の各種活動の活性化、会員数の増加につながるよう、支援の充実に努めます。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

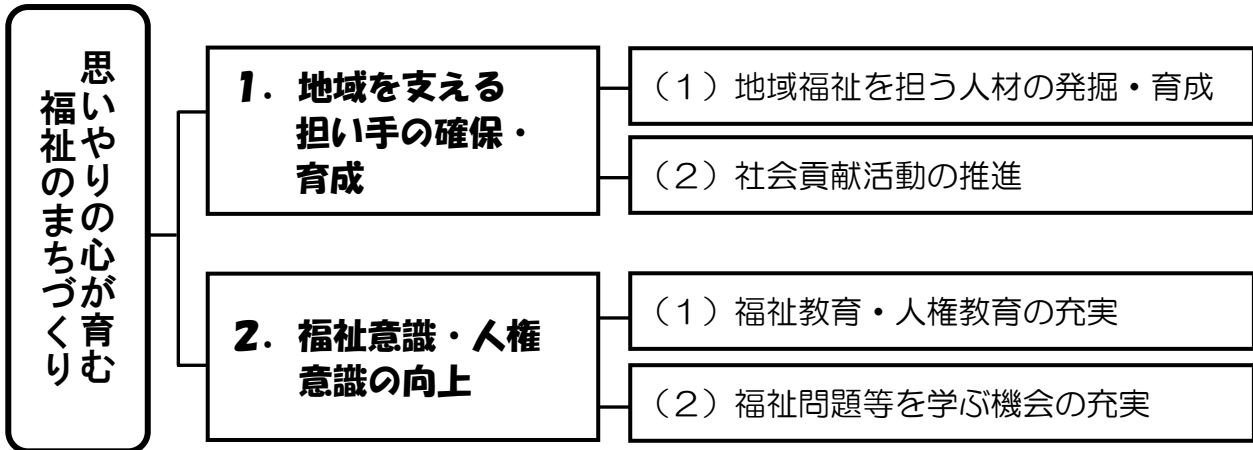
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 地域とのつながりを大切にしていきたいと考える人の割合（「心から打ち解け合える関係を築きたい」「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」を合わせた割合）	72.9% (2018年度)	83.0% (2023年度)
② 玄海町育児サークル「げんきキッズ広場」の開催数	12回/年 (2017年度)	12回/年 (2023年度)
③ 認知症カフェ設置数	0か所 (2018年度)	1か所 (2023年度)

## 第2節 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり

基本目標2

取り組みの柱

取り組み



### 1. 地域を支える担い手の確保・育成

#### 現状と課題

地域には、民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、老人クラブ、地域婦人会、ボランティア団体など、町の地域福祉推進に貢献する人や団体が存在します。しかし、地域福祉を担う人や各種団体の高齢化や減少が進んでいます。一方、地域活動やボランティア活動への参加意欲はあるものの、地域との共存意識の変化、ライフスタイルの多様化により、活動自体が停滞している状況が大きな課題となっています。

地域福祉を担う人材の発掘・育成を進めるためには、地域活動等の重要性や身近な地域でどのような活動が展開されているのかを住民に伝え、関心を持ってもらい、気軽に参加できる機会を提供することが重要です。幅広い住民が地域福祉の担い手として活躍できる場を創出し、地域活動やボランティア活動への参加を推進していくことが必要です。

#### 取り組み

##### (1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成

地域福祉を担う人材を発掘するため、地域福祉活動・ボランティア活動の重要性を広く周知し、活動への参加を促す普及・啓発活動を行います。

町や社会福祉協議会、地域の福祉活動団体、関係機関等と連携し、地域福祉活動を行う上で必要な知識や技術を学ぶための機会を充実するとともに、学んだことが実践として生かすことができる場や機会の拡充に努めます。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 地域における福祉活動を担う人や団体の活動内容を理解し、協力します。
- 社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座等に参加します。
- 身近な地域活動やボランティア活動に家族ぐるみで積極的に参加します。
- 自分の知識や技術、経験、時間を活かして、地域活動やボランティア活動に参加します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域の行事やイベントの時には、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくります。
- 自治会等が行う行事や活動に参加しやすい環境づくりに努め、幅広い世代の参加を促します。
- 各種団体間で交流を深めながら、それぞれの団体活動の活性化を図ります。
- 地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ボランティア団体は、人材の発掘、育成に取り組み仲間づくりを行います。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆地域や区で行われている地域福祉活動の周知を図り活動への参加を促します。
- ◆ボランティアの人材育成に向けて、学習会や研修等の充実を図ります。
- ◆認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの普及を図ります。
- ◆民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）を対象とした研修を充実します。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	障がい福祉に関する研修会の実施	障がい福祉に関する制度やサービスについて研修会を実施し、障がいへの理解を深めます。	住民福祉課
2	町の広報への掲載	「広報玄海」で地域や自治会で行われている地域福祉活動等を広く周知します。	全課
3	介護予防リーダー研修会の検討	健康づくりや介護予防を中心とした制度や具体的な方法等の周知啓発を行い、地域における介護予防に特化したリーダー的存在の育成を検討します。	保健介護課
4	子ども・子育てに関する研修会の実施	子ども・子育てに関するサークル活動の支援や情報交換の場を設けるなど、子育てに関する研修会を実施します。	住民福祉課
5	認知症サポーター養成講座の実施	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域に認知症サポーターを増やします。	保健介護課

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
6	民生委員・児童委員、 区長（社会福祉委員）の 研修の充実	地域の身近な相談員となる民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）の資質向上を図るため、福祉制度の基本的・専門的知識、技術を普及し、活動の推進を図ります。	住民福祉課
7	人材の育成	様々な悩み困難を抱える人と支える担い手の育成・確保につとめるとともに、研修や講座など、地域活動への参加を動機づけるための取り組みを推進します。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 地域活動に参加したことがある人の割合（「現在活動している」「過去に活動したことがあるが、現在活動していない」を合わせた割合）	71.7% (2018年度)	80.0% (2023年度)
② 障がい福祉に関する研修会の実施回数	1回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
③ 介護予防リーダー研修会の実施回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
④ 子ども・子育てに関する研修会の実施回数	11回/年 (2018年度)	13回/年 (2023年度)
⑤ 認知症サポーター養成講座の実施回数	4回/年 (2018年度)	6回/年 (2023年度)
⑥ 民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催数	12回/年 (2018年度)	15回/年 (2023年度)



取り組み

(2) 社会貢献活動の推進

地域活動の活性化を図るため、地区や各種団体等の交流・連携を深めます。また、誰もが参加しやすい体制の整備を図ります。

町や社会福祉協議会、地域の福祉活動団体、関係機関等と連携しながら、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 家庭生活の中で、奉仕の精神を育むような機会を持つよう心がけます。
- 地域における福祉活動を担う人や団体の活動内容を理解し、協力します。
- 自らの興味や関心があることや地域における清掃活動など、自分にできる身近な地域活動やボランティア活動に参加します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域や区で行われている活動や行事について、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
- 各種団体間で交流を深めながら、それぞれの団体活動の活性化を図ります。
- 行政区の垣根を越えて各種団体が一緒に活動することで、地域間の連携を強化するとともに、団体活動の活性化を図ります。
- 転入世帯に対する地域の活動や行事、慣習などを伝え、地域への関心を高めます。
- 高齢者が持つ経験や能力、技能を地域活動に活かす場を設けます。
- ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、公民館等を広く開放します。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆地域や区で行われているボランティア活動の周知を図り、参加意識を高めます。
- ◆社会福祉協議会や各種団体等と連携し、ボランティア活動しやすいまちづくりを進めます。
- ◆ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぎます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」でボランティアのあり方やボランティア団体の取り組み等を広く周知します。	住民福祉課
2	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携を強化するとともに、活動の内容の周知を図ります。また、地域福祉活動計画を推進するために必要な支援を行い、社会福祉協議会の基盤強化を図ります。	住民福祉課



取り組み・事業		内容	担当課・関係課
3	コーディネート機能の充実	学校や教育支援センターと連携し、ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	教育課
4	介護予防ボランティア養成講座	介護等が必要な人に対して生活支援や軽度の介護を提供する介護予防ボランティア養成講座の開催を検討します。	保健介護課
5	食生活改善推進員研修会	地域で食生活改善のためのボランティア活動を行う食生活改善推進員の育成強化を図ります。	保健介護課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① ボランティア活動への参加意欲がある人の割合（「現在参加している」「以前参加したことはあるが、現在参加していない」「まったく参加したことはないが、今後参加したい」を合わせた割合）	59.9% (2018年度)	65.0% (2023年度)
② ボランティアコーディネーターの人数	0人 (2018年度)	3人 (2023年度)
③ 介護予防ボランティア養成講座の開催数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
④ 食生活改善推進員研修会の参加人数	8人/年 (2018年度)	10人/年 (2023年度)



## 2. 福祉意識・人権意識の向上

### 現状と課題

「自助」「互助」「共助」「公助」の協働に基づく活動の重要性について、住民の多くは認識されていますが、実際に地域へ出向き、活動する人は多いとは言えません。今後、知識としてだけでなく、幼少期から様々な人々とのふれあいや交流、地域活動や福祉活動などの体験、教育・学習を通して、一人ひとりが福祉の心を身につけ、自発的な福祉活動につながる取り組みが重要です。

また、認知症や障がいのある人への理解は未だ低いといった指摘もあり、周囲の間違った知識や理解によって、生活課題や福祉問題を抱える人を社会から孤立させてしまっている状況がうかがえます。誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、生活課題や福祉問題を抱える人への偏見や差別を是正し、一人ひとりの個性や人権が尊重され、お互いに理解し合い、多様性を認め合うための人権教育を充実していくことが大切です。

さらに、地域の様々な福祉課題や生活課題について、当事者のみならず、ともに暮らす地域の人たちが認識し、その課題解決に向け、学ぶ機会を設けることが必要です。

### 取り組み

#### (1) 福祉教育・人権教育の充実

性別や年齢、障がいの有無、生活状況に関わらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会等の充実を図ります。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。
- 家庭で「福祉」「人権」について話す機会をつくります。
- 子どもたちは、障がいや家庭環境に左右されず、ともに学び、ともに遊びます。
- 福祉や人権に関する勉強会や研修等へ積極的に参加します。
- 地域の活動を通じて、高齢者や障がいのある人とふれあう機会をつくります。

##### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域で「福祉」「人権」について話す機会をつくります。
- 子どもとその家族に地域の行事等への参加を呼びかけ、世代間交流を図ります。
- 人権擁護委員は、人権意識の考え方について啓発します。
- 地域の施設や人材を活かし、福祉や人権に関する勉強会や研修等を開催します。
- 福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習を受け入れます。
- 企業は障がいのある人に対する法定の雇用率以上の雇用を行うよう努めます。
- 障がいのある人に対する合理的配慮に努めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）	
◆	人権尊重、多様性の理解や支え合いの意識を育む広報・啓発に取り組みます。
◆	企業や住民各層において、福祉教育や人権教育の推進を図ります。
◆	町職員における障がいや障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう研修等を実施します。
◆	企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう指導します。
◆	人権擁護委員等と協力して、人権の考え方や相談事業に取り組みます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で人権尊重の考え方を広く周知します。	住民福祉課
2	人権に関する講演会、学習会の開催	人権や福祉をテーマとした講演会、研修会を開催します。	住民福祉課
3	学校での福祉教育の推進	学校教育の総合学習の時間等において、福祉に関する体験的な学習の時間を通じて、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。	住民福祉課 教育課
4	障がいに対する理解の啓発	「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」に関する啓発を行います。また、障がいのある人への合理的な配慮を求めるよう啓発を行います。 また、町職員については、「玄海町職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく研修及び啓発活動を行います。	住民福祉課 総務課
5	人権・行政・心配ごと相談の実施	いじめや差別、虐待など人権に関わる問題について、人権擁護委員と行政相談委員が相談に応じ、問題の解決に取り組みます。	住民福祉課
6	法定雇用率遵守の促進	障がいのある人に対する法定雇用率を守るよう啓発し、障がいのある人の就労を支援します。	住民福祉課 総務課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 人権に関する講演会の開催数	1回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
② 人権・行政・心配ごと相談への相談件数	2件/年 (2018年度)	5件/年 (2023年度)
③ 役場の法定雇用率の割合	3.33% (2018年度)	3.4% (2023年度)

取り組み

(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

認知症の理解や子育て不安の解消、虐待問題についての対応等、知る機会が少ない身近な生活課題や福祉問題への適切な対応等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 家族や近所の人を誘い合って、地域福祉活動や地域での交流の場へ積極的に参加します。
- 日頃から、地域での出来事に関心を持つように心がけます。
- 地域の中で困っている人や孤立している人がいないか、気にかけます。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 様々な世代間で、身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けます。
- 地域での集まりや地域活動、行事等の中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。
- 認知症サポーター養成講座の開催を要請し、地域住民に参加を呼びかけます。
- 子どもとその家族に地域の行事等への参加を呼びかけ、世代間交流を図ります。
- 地域での集まりや地域活動、行事等の中で、子どもの健全育成や子育て不安の解消等について学ぶ機会をつくります。
- 地域での集まりや地域活動、行事等の中で、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題、ひきこもりや不登校、生活に不安や悩みを抱えている人の社会からの孤立問題について学ぶ機会をつくります。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆多くの住民が興味・関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施し、福祉問題や生活課題についての理解を深める取り組みを進めます。
- ◆認知症の人や家族介護者、障がいのある人が、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ◆高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題、ひきこもりや不登校、生活に不安や悩みを抱えている人の社会からの孤立問題について学ぶ機会の充実を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で福祉問題や生活課題についての理解を深める記事を掲載し、広く周知します。	住民福祉課
2	福祉に関する講演会、学習会の開催	権利擁護、虐待問題などテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施し、福祉問題について理解を深めます。	住民福祉課
3	認知症サポーター養成講座の実施 (再掲) 2-1- (1)	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域に認知症サポーターを増やします。	保健介護課
4	認知症カフェの開設支援 (再掲) 1-2- (1)	認知症の人やその家族、地域住民、福祉の専門職などが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむためのカフェ形式の場の開設に対し、支援を行います。	保健介護課
5	子育てサポーターの養成 唐津市・玄海町の委託事業 「子育て緊急サポートセンター ラビットくん」	地域で子育てを応援できる人、子育て支援に興味がある人などを募り、子育てサポーターとして活動する人材を養成し、地域全体で子育てができる環境をつくります。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「福祉」に関心がある人の割合（「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた割合）	81.5% (2018年度)	86.5% (2023年度)
② 認知症サポーター養成講座の受講者数	74人/年 (2018年度)	140人/年 (2023年度)
③ 認知症カフェ設置数	0か所 (2018年度)	1か所 (2023年度)

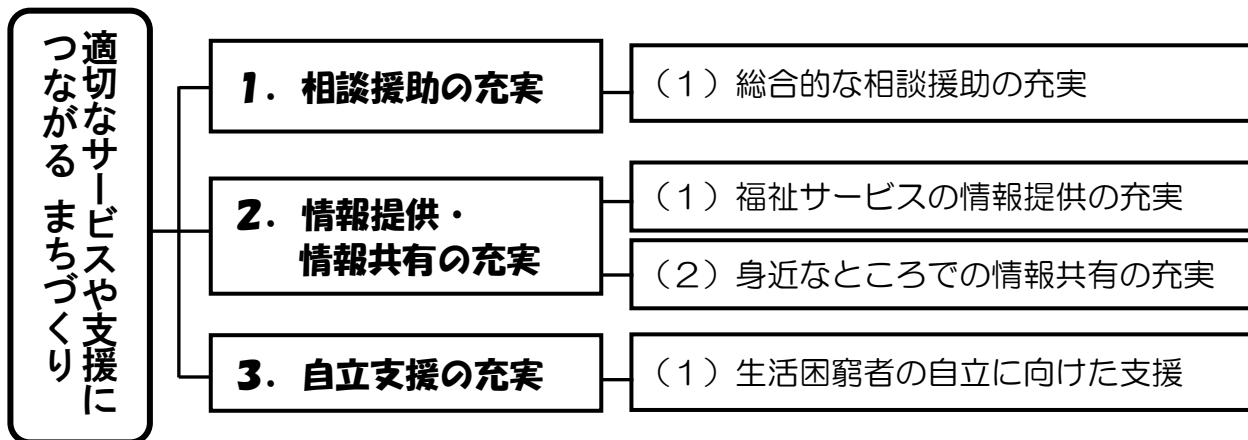


## 第3節 適切なサービスや支援につながる まちづくり

基本目標3

取り組みの柱

取り組み



### 1. 相談援助の充実

#### 現状と課題

近年、地域の福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、住民の相談を包括的に受け止める身近な相談窓口の充実や必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制整備の重要性が高まっています。

暮らしのことや福祉に関する悩みごとの相談相手は、家族や親せき、近所の人などに多く、気軽に相談でき、親身になって聞いてくれる関係であることが求められています。

また、地域の身近な相談援助を担う民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）に相談する人は少なく、民生委員・児童委員等の役割や活動内容、その存在の重要性について、周知を図る必要があります。一方、個人情報保護の問題等もあり、民生委員・児童委員における各家庭への介入が難しいという側面もあります。

福祉問題や生活課題が多様化、複雑化していることから、地域の身近な相談援助を行う人の福祉サービス等に関する知識や専門機関へのつなぎ役としての機能など、資質の向上が求められるとともに、行政や社会福祉協議会との情報共有のあり方について検討していく必要があります。さらに、町自体の少子高齢化の進展を背景に、地域福祉推進の担い手の高齢化が進み、民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）への負担が大きい現状を踏まえると、人材の確保・育成について検討する必要があります。

住民が抱える福祉問題や生活課題は、複数の課題が絡み合う場合が多く、総合的な相談支援体制の推進や専門的な相談にきめ細かく対応できる職員の確保、相談員としての資質の向上が求められると考えられます。また、困っていることを自覚していない人などは、相談窓口にまで来ることが難しいため、ソーシャルワーカーやケースワーカーなど専門職によるアウトリーチ型（訪問型）の相談支援が重要になります。

住民や世帯の困りごとを早期に発見し、協力して支援していくには、地域住民や関係団体、専門機関・専門職、行政が連携し、困りごとを抱えている人を総合的・包括的に支援できる体制づくりが必要です。

## 取り組み

### (1) 総合的な相談援助の充実

民生委員・児童委員等、地域において相談援助に携わる人たちが、住民の困りごとや悩みに寄り添い話を聞き、地域住民の身近な相談相手や相談窓口となるよう、地域における相談援助の充実を図ります。

地域において相談援助に携わる人や関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人たちの様々なニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援を推進するとともに、総合的・包括的な相談支援体制の構築を図ります。

## 役割分担

### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 家族や親せき、近所とのつきあいを大切にし、日頃から声をかけ合います。
- 近所の人や民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）と相談できる関係を築きます。
- 隣近所で気になる人がいたら、見守りを心がけるとともに、相談窓口へ連絡します。
- 困っているときには悩みを一人で抱えこまず、地域において相談援助に携わる人たちに相談するよう心がけます。
- 町の広報紙やホームページなどに目を通し、困ったときにどこに相談すれば良いのか事前に把握します。

### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 地域において相談援助に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、地域住民に知らせ、気軽に相談できる存在となるよう努めます。
- 相談援助に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設け、地域の福祉ニーズを的確に把握し、地域で情報を共有します。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に積極的に協力します。
- 住民の不安や悩み、困りごとを把握し、専門的な支援の必要性が把握できた場合には、各種相談窓口へつなぎます。
- 住民の福祉ニーズに対して、できる限りアドバイスや支援ができるよう、研修会や講座などに積極的に参加し、自分のスキルアップに努めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）	
◆	誰もが気軽に相談できるよう、相談窓口や相談援助に携わる人や団体を周知します。
◆	相談援助に携わる人や団体への研究の機会を設け、資質の向上を図ります。
◆	きめ細やかな相談、専門的な相談を実施し、相談者の利便性を高めるため、相談窓口の体系化と総合的な相談に対応できる体制づくりを進めます。
◆	プライバシー保護に留意しながら、社会福祉協議会や地域の相談援助に携わる人や団体との情報共有を図り、必要なサービスや支援につながる仕組みを構築します。
◆	子どもや障がいのある人、高齢者の虐待問題、DV等に対応する相談や通告の窓口を設置し、その機能充実を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、障害者相談員が身近な相談相手となるよう、役割や活動などを紹介します。	住民福祉課
2	身近な相談機会の充実	障がい者団体の定期的な集まりの場を活用し、身近なところで気軽に相談出来、必要な情報を的確に提供する機会の充実に努めます。	住民福祉課
3	民生委員・児童委員等への研修	地域において相談援助に携わる人たちに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員、障害者相談員などへの研修を行い、資質向上を図ります。	住民福祉課
4	ゲートキーパー養成講座の開催	地域において相談援助に携わる人が、心に様々な悩みを抱えている人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を図ります。	保健介護課
5	総合的な相談支援体制の充実	地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターによる総合的な相談窓口の充実を図り、必要に応じて、より専門的な機関につなげます。	住民福祉課 保健介護課
6	総合相談事業（社協委託事業）	行政による相談支援が住民にとって身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き相談に応じ、必要な支援につなぐアウトリーチ型の支援（訪問型の支援）に取り組めます。	住民福祉課
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員と保健師が協力し、乳児のいる家庭への訪問、子育てに関する情報の提供、ならびに乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、相談に応じ、助言その他の援助を行います。	保健介護課



取り組み・事業		内容	担当課・関係課
8	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠準備期から子育て、子どもの発達に関する様々な相談に対し、包括的にワンストップで提供する子育て世代包括支援センターの設置を行い、支援体制の充実を図ります。	保健介護課
9	職員への相談に係る研修の実施	困りごとをもつ人が、役場窓口に来訪した時に、最初の窓口となる職員の対応力向上に向け、研修の充実を図ります。また、全ての職員がゲートキーパー養成講座を受講し、心に悩みを抱えている人の早期発見・早期支援に努めます。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 民生委員・児童委員への研修会の実施	1回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
② ゲートキーパー養成講座の実施回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）実施率	100% (2017年度)	100% (2023年度)
④ 「子育て世代包括支援センター」設置数	0か所 (2018年度)	1か所 (2023年度)



## 2. 情報提供・情報共有の充実

### 現状と課題

町では、各種福祉サービスや制度、各種手当が改正された際には、広報紙やホームページを通じて、随時情報発信を行っています。

近年では、インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及とその利便性からホームページを利用した情報発信が多くなっています。このよう中、インターネットの利用環境が身近にない高齢者や利用にハンディがある人には、情報収集に不利が生じ、必要な情報が十分行き届いているとは言い難い状況があると考えられます。

住民にとってわかりやすく、興味・関心を持ってもらえるような広報紙・パンフレットの作成や誰でも簡単に情報収集ができる広報媒体の工夫など、情報提供の充実が必要です。

また、地域の情報や支援が必要な住民等について、民生委員・児童委員協議会や地域ケア会議、要保護児童対策実務者会議、自立支援協議会等、実務者会議の中で情報交換、共有を図っています。

今後、多様化する福祉ニーズに迅速に対応するため、関係機関や団体等との情報共有はもとより、地域において相談援助に携わる人との情報交換や共有する場を充実させていくことが必要です。

### 取り組み

#### (1) 福祉サービスの情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報が十分に行き届きにくい人へのきめ細かい配慮やわかりやすい情報提供の工夫と充実を図ります。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 「広報玄海」や「社協だより」、地区の回覧板に目を通し、把握した情報を隣近所などに伝えるよう心がけます。
- 自分や家族が、どのような情報を必要としているか整理して、隣近所や身近な相談者に伝えるよう心がけます。
- 近所に、情報の入手が困難な人がいる場合、情報入手を手助けします。
- どのような相談窓口があるか事前に把握しておきます。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）
● 回覧板を活用し、必要な情報を伝達します。
● 地域の中に、情報の入手が困難な人がいる場合、情報入手を手助けします。
● 地域の組織や団体、民生委員・児童委員等による訪問活動を充実させ、福祉サービス情報提供の機会として活用します。
● 福祉サービスについて、地区のいきいきサロンや保護者等が集まる機会を活用し、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
● 事業者等は利用者の声をもとに、サービス内容を改善し、より良いサービス提供につなげます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）
◆ 誰にでもわかりやすく簡単に情報収集できる広報媒体の充実を図ります。
◆ 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人やその家族に対して、民生委員・児童委員やボランティア団体等との連携のもと確実な情報提供に努めます。
◆ 地域の組織や団体に対し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明する場や機会の充実を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業	内容	担当課・関係課
1 広報紙、パンフレット、ホームページの充実	「広報玄海」やパンフレット、ホームページなどで、各種福祉サービスや制度についての情報提供を充実させます。 高齢者や障がいのある人向けに文字を大きくするなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する情報提供を進めます。	住民福祉課 総務課 財政企画課
2 総合相談事業（社協委託事業）	情報の入手や理解が困難な人及びその家族には、できる限り訪問支援を実施し、情報が行き届くよう努めます。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「広報玄海」で福祉サービスや制度について情報提供を行った回数	12回/年 (2018年度)	12回/年 (2023年度)

取り組み

(2) 身近なところでの情報共有の充実

地域の各種活動や交流の機会に情報を提供するほか、相談員など福祉の専門職同士での情報交換や研修、民生委員・児童委員等の研修を充実し、地域の情報を活用できる仕組みを構築します。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 地区の広報や回覧板等には目を通すよう心がけます。
- 地区の広報や回覧板等の内容について、家族の中で話す機会を設けます。
- 地域の情報に関心を持ち、理解を深めるよう心がけます。
- 緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけます。
- 隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場や機会に参加するよう心がけます。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 身近な地域において、集まりの機会を積極的に設けるようにします。
- 地区の集まりなどの様々な地域活動や行事を通じて、身近な地域で情報交換を図るよう努めます。
- 高齢者世帯や認知症高齢者等に対する見守り活動の充実を図るため、区長（社会福祉委員）や区の役員、民生委員・児童委員等の間で、福祉情報の共有化の仕組みを構築します。
- 区長（社会福祉委員）が地区で取りまとめた個人情報を含む書類については、個人情報の管理を徹底します。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆各地区の地域活動について情報提供を行います。
- ◆個人情報の管理について、町職員や民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）を対象とした研修や学習会のさらなる充実を図ります。
- ◆各種実務者会議の中で、地域の課題やニーズについて情報共有を行うとともに、庁内関係部署との連携と協働により福祉課題の解決に取り組みます。
- ◆地域の福祉課題に対して協働して取り組むため、社会福祉協議会や関係機関、団体と情報共有し、連携しながら対応を検討します。



▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	民生委員・児童委員協議会における情報交換	民生委員・児童委員協議会の中で、地域の状況や福祉ニーズを情報交換し、活動を支援します。	住民福祉課
2	個人情報の管理	個人情報の管理について、町の職員や民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）を対象とした研修や学習会の充実を図ります。	総務課
3	地域ケア会議における情報共有	地域ケア会議の中で、個別のケースを情報共有し、多職種間で対応を検討します。	保健介護課
4	要保護児童対策実務者会議における情報共有	児童福祉、保健医療、教育等の関係機関との会議を通して、情報共有を行い、児童への適切な対応を検討します。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）を対象に行った個人情報の管理に関する研修会・学習会の実施回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
② 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
③ 要保護児童対策実務者会議開催数	6回/年 (2018年度)	6回/年 (2023年度)

### 3. 自立支援の充実

現状と課題

社会経済の悪化や就業形態の多様化、家族形態の変化等を背景に、全国的に生活保護受給者や生活困窮者が増加しています。このような状況を踏まえ、生活困窮者に対する支援を強化する「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月から施行され、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者の自立及び尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めることが求められています。

生活困窮者の多くは、働きたくても働けない、住むところがない、生活費に困っているなど、生活や就労での課題のみならず、心身の不調、家族の問題、健康の問題などの複合的で複雑な問題を抱えている場合があります。これにより、誰にも相談できない、相談窓口に到達できずに必要な支援を受けられない、制度の狭間に置かれているといった、社会から孤立している状況がみられます。

生活困窮者本人が自立した暮らし送るためには、他者や地域との関係を取り戻せるように、地域の中に居場所を確保し、自らも社会参加・社会貢献ができるように支援していくことが重要です。

また、ひとり親家庭の中でも特に、母子家庭において、母親に非正規雇用の就労を余儀なくされる場合があり、母子家庭の経済的自立が困難となることが多いと考えられます。結果的に子どもの教育格差や子どもの世代への貧困の連鎖を生み出してしまうことも十分に予想されます。

生活困窮者や社会的孤立状態にある人、ひとり親家庭などに対し、必要な福祉サービス、住まい、就労支援、教育支援などの周知及び確実な運用を図るとともに、相談に来られない困窮者への訪問など、必要な支援につなぐ取り組みが必要です。

## 取り組み

### (1) 生活困窮者の自立に向けた支援

地域のつながりや、民生委員・児童委員等、社会福祉協議会などの関係機関・団体の協力を得て、生活困窮者を早期に発見し、公的な支援と地域の見守りなどの支援を組み合わせながら、生活困窮者の自立を支援します。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 困ったときは、一人で悩まず、身近な人や地域において相談援助に携わる人に相談します。
- 「広報玄海」や「社協だより」等に目を通し、相談窓口を事前に把握し、積極的に利用します。
- 生活困窮者への偏見や差別をなくし、日頃から気にかけて、見守ります。

##### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 生活困窮者や社会から孤立した状態にある人がいた場合、日頃から見守り、必要に応じて声をかけ、地域社会の一員として積極的に関わりを持つことができる居場所をつくります。
- 住民からの相談に乗り、必要に応じて社会福祉協議会や町（行政）などの公的な支援機関につながります。
- 地域の組織や団体、民生委員・児童委員等による訪問活動を充実し、自立支援に関する情報を提供します。

##### ◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆生活保護を受給する前の段階から、生活に困窮している人や必要な支援を受けられずにいる人を把握し、早期における自立支援、必要な福祉サービスにつなげます。
- ◆就職に関する相談、生活の安定に向けた福祉資金の貸付制度、就学援助などの各種制度について、広報紙やホームページを活用して周知します。
- ◆学校や教育委員会等と支援が必要な子どもについて情報共有し、就学援助や教育相談などにつなげます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を広報紙等に掲載し、周知を図ります。	住民福祉課 教育課
2	生活困窮者自立支援事業 （県実施事業）	生活困窮者を早期に発見、把握し、相談者が抱える課題に対し、自立支援計画を作成し、課題の解決、改善に取り組みます。	住民福祉課
3	就労準備相談支援事業 （県実施事業）	生活習慣形成のための指導・訓練、必要な社会的能力の習得、就労体験の場の提供や一般雇用への就職に向けた知識の取得等の支援など、生活困窮者の状態に応じた支援を行います。	住民福祉課
4	家計相談支援事業 （県実施事業）	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、生活の再生に向け、必要な情報提供や専門的な助言・指導などの支援を行います。	住民福祉課
5	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のために手当を支給します。	住民福祉課
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父母及び児童等が、病院などの医療機関で診察を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。	住民福祉課
7	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な経費の一部を援助します。	教育課
8	福祉資金貸付事業 （社協委託事業）	低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。	住民福祉課
9	公営住宅への優先入居	低所得者の公営住宅への入居を優先的に行い、生活の安定を確保します。	まちづくり課
10	生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望を把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

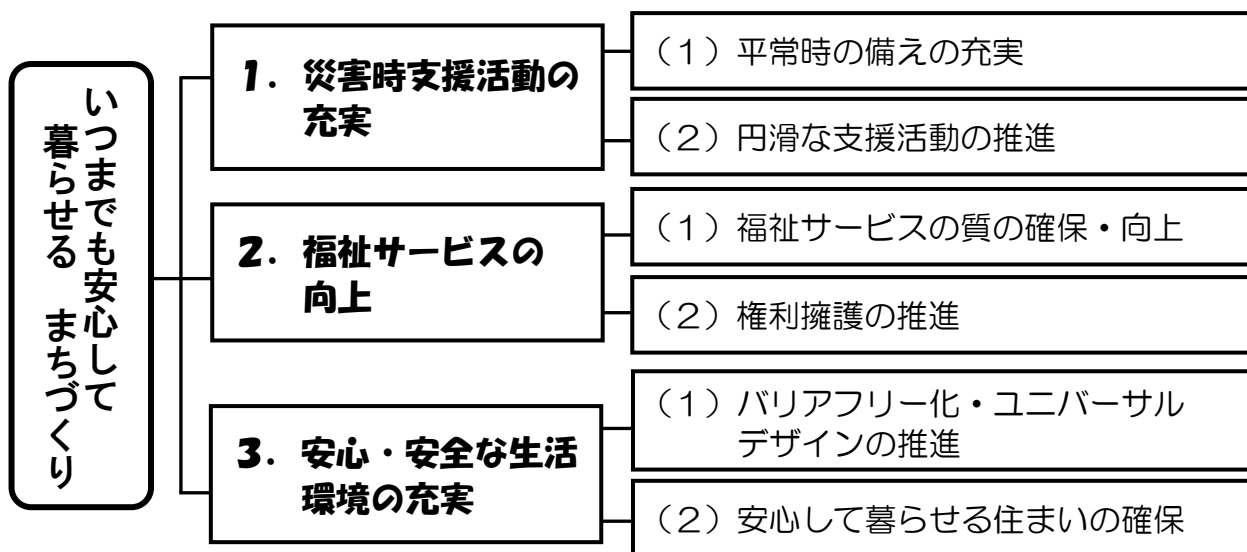
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活困窮者自立支援事業における新規相談受理件数	11 件/年 (2017 年度)	12 件/年 (2023 年度)
② 生活困窮者自立支援計画作成件数	7 件/年 (2017 年度)	8 件/年 (2023 年度)
③ 生活困窮者として気になる人を「役場に相談した」と回答した人の割合	12.5% (2018 年度)	17.5% (2023 年度)

## 第4節 いつまでも安心して暮らせる まちづくり

基本目標4

取り組みの柱

取り組み



### 1. 災害時支援活動の充実

#### 現状と課題

近年、地震、豪雨台風などの災害が多発しています。本町は海と山、さらには、原子力発電所を有していることから、多くの災害対策を講じる必要があります。住民からも、災害への備えと対応について充実を求める声が多く、特に、災害時の避難に困難を伴う高齢者や障がいのある人、妊婦、子どもなどの避難支援体制の構築は喫緊の課題と言えます。

本町では、避難場所等を掲載した「玄海町防災マップ」を全戸配布しているほか、原子力防災訓練の実施や避難行動要支援者台帳登録者の個別計画を作成するなど、災害時の円滑な避難支援体制の構築に努めてきました。しかし、避難場所等の周知が十分でないといった指摘もみられることから、避難場所や避難経路等についてさらなる周知を図り、防災意識を高めていく必要があります。

また、災害発生時には自助・共助の力が有効であるため、避難行動要支援者台帳を活用し、日頃から避難行動に支援が必要と思われる人の把握や地域の防災に関して話し合う機会を設けるなど、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

さらに、福祉施設については、災害時や緊急時の住民支援としての拠点として重要な役割を果たすため、地域における福祉や介護サービス事業者に対し、福祉避難所としての機能充実の協力を求め、災害時に備えていくことが必要です。



取り組み

(1) 平常時の備えの充実

自助・共助の力を活かし、平常時から地域で避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報をわかりやすく提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 日頃から防災意識を持ち、非常用持出品の備蓄や家族との連絡方法の確認、避難場所・避難経路の確認、家具の転倒防止策の実施、応急手当や救急救命法の知識・技術の習得などに努めます。
- 家族に避難行動要支援者がいる場合、要支援者台帳への登録手続きを進めます。
- 町や社会福祉協議会、地区で実施する防災訓練や講座等に参加します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 自主防災組織の取り組みを強化し、災害時や緊急時に支援し合える体制を築きます。
- 地域のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、災害時や緊急時の要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難場所や避難経路を検討し、地域住民全員が安全に避難できる体制を築きます。
- 避難行動要支援者台帳登録者の個別計画作成について協力します。
- 高齢者や子ども、障がいのある人を含めた防災訓練を実施します。
- 防災のための教室やセミナーを開催し、地域での防災意識を高めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆防災訓練の実施や避難場所の周知及び整備に取り組み、迅速な避難体制を整えます。
- ◆「玄海町防災マップ」の全戸配布など、住民の防災意識を高める広報・啓発を充実します。
- ◆緊急時の連絡体制等の個別計画を地域住民の協力を得ながら作成するとともに、避難行動要支援者台帳登録者名簿の更新・修正を行います。
- ◆自主防災組織の設立・育成を支援し、地域防災ネットワークの確立を図ります。
- ◆福祉避難所の整備について、関係機関や福祉事業所等との協議を進めます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業	内容	担当課・関係課
1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、広報紙や地域での集まりごとを通じて啓発します。	総務課

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
2	避難場所の整備	避難場所への案内看板の設置や高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設等の整備（バリアフリー化）を進めます。	総務課
3	緊急通報システムの利用促進	見守りが必要なひとり暮らし高齢者世帯に対し、災害などの緊急事態に備えるため、各対象世帯に通報装置の利用を促進します。	住民福祉課
4	「玄海町防災マップ」の充実	防災や避難、土砂災害の危険がある場所の情報について、随時更新し、住民にとってわかりやすいマップの作成に努めます。	総務課
5	避難行動要支援者への支援体制の整備・充実	避難行動要支援者名簿の整備を強化し、情報の更新や修正等を随時行うことができるよう、民生委員・児童委員、自主防災組織と連携を図るとともに、その名簿情報を警察、消防団、社会福祉協議会等と共有し、地域全体で見守る連携体制の構築に努めます。	住民福祉課 総務課
6	地域防災ネットワークの確立	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を積極的に進めるとともに、自主防災組織に対し、出前講座等を実施して、組織体制の強化及び消防・防災関係機関と連携した防災ネットワークづくりを進めます。	総務課
7	福祉避難所の充実	災害時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人、妊婦等が避難する福祉避難所を拡充します。	総務課 住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害時の避難所を「知っている」と回答した人の割合	66.1% (2018年度)	71.1% (2023年度)
② 緊急通報システム設置数	15件 (2017年度)	20件 (2023年度)
③ 避難行動要支援者対象者における登録者の割合	46.6% (2018年度)	48.0% (2023年度)
④ 自主防災組織数	27団体 (2018年度)	27団体 (2023年度)
⑤ 町内の福祉避難所の指定数	1か所 (2018年度)	1か所 (2023年度)

取り組み

(2) 円滑な支援活動の推進

災害時の円滑な支援活動の推進のため、地域住民、災害時に支援が必要な人及び支援者に対し、正確で速やかな情報を提供するとともに、災害時避難行動要支援者支援計画を確実に運用します。

高齢者や障がいのある人に適した避難所の整備、プライバシーに配慮した施設整備、専門職による支援など、安心できる避難生活の支援に努めます。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 日頃から町の防災マップや防災情報に関するメールの配信、町のホームページ等を利用するよう心がけます。
- 災害時や緊急時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。
- 災害時や緊急時の避難に不安がある場合、隣近所に協力をお願いします。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 災害時や緊急時には、身近な地域において、早めの避難行動をお互いに呼びかけます。
- 災害時避難行動要支援者支援計画に従い、要支援者の避難支援や安否確認を確実にかつ速やかに行います。
- 災害時避難行動要支援者支援計画に従い、要支援者の避難支援や安否確認を行った場合や支援の情報を収集した時は、その情報を町や消防・防災関係機関へ報告します。
- 住民が主体となり、防災活用や円滑な救援・災害復旧などを行うことができるよう、自主防災組織の機能強化に取り組めます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆地域住民及び要支援者の避難誘導や避難状況、安否確認の状況について把握し、関係者との情報共有を図ります。
- ◆災害発生時には避難所を速やかに開設するとともに、避難所の運営にあたっての物資等の調達や避難者の健康管理等を確実に進めます。
- ◆避難生活に配慮が必要な人の状態に応じた環境を整えるとともに、専門職の配置など支援体制の構築を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	避難行動要支援者に対する支援体制の充実	災害時に支援が必要な人を把握するとともに、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの支援団体の協力を得ながら、地域全体で安否確認や避難誘導を行います。	総務課 住民福祉課
2	避難生活に必要な物資等の調達・備蓄	衣服やミルク、紙おむつなどを備蓄し、必要に応じて支給できるよう備えます。	総務課
3	医療・保健・福祉機関との連携	避難所での高齢者や障がいのある人、妊産婦等の健康状態の安定に向け、医師や看護師、助産師、介護福祉士などの専門職を確保し、適切な医療やケアが受けられるよう、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図ります。	総務課 住民福祉課 保健介護課
4	福祉避難所運営マニュアルの策定	指定した福祉避難所の施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するための体制を整備します。	住民福祉課 総務課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害時避難行動要支援者の個別計画件数	295 件 (2018 年度)	300 件 (2023 年度)
② 福祉避難所運営マニュアルの策定件数	0 件 (2018 年度)	1 件 (2023 年度)



## 2. 福祉サービスの向上

### 現状と課題

本町の高齢者福祉施策については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域や自宅で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むための「地域包括ケアシステム」の構築及び充実に向けた取り組みが進められています。そして、「地域包括ケアシステム」の考え方を、子育て支援や障がい者施策、生活困窮者施策に広げていくような動きが見られます。

超高齢社会を迎え、家族や自身の介護に関する悩みを抱える人が増えている一方、本町にはサービスを提供する事業所や人材、場所が不足しているといった指摘もみられ、介護などが必要になっても安心して生活を送れるまちづくりが求められています。

さらに、日常の買い物については、高齢者の多くが身体機能の低下により、買い物に負担を感じている人が多くみられ、公的なサービスだけでは対応できないニーズも増えています。従来の「支え手」と「受け手」という画一的な関係を超え、多様な支援のあり方（インフォーマルサービス）を検討する必要があります。

また、認知症や知的障がい・精神障がいのある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で判断が難しいことから、不利益を被るおそれがあります。今後、高齢者や障がいのある人が増えていく中で、さらに財産管理や日常生活における援助等、権利擁護に関する支援や相談の増加が予想されることから、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の利用促進に向けた周知や支援を行う必要があります。

さらに、福祉サービスを利用する中で、問題が生じた場合、利用者が事業者に対して対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備することも重要です。

### 取り組み

#### (1) 福祉サービスの質の確保・向上

福祉による支援を必要とする人が安心して、住み慣れた地域で安心して暮らすために、質の高い多様な福祉サービスや助け合いの仕組みをつくります。

安心して介護・福祉が受けられるように、福祉サービスに関する情報提供の拡充を図ります。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 広報紙やパンフレットなどから福祉サービスに関する情報を把握し、隣近所など地域で情報を伝え合います。
- 福祉サービスを利用する際に、わからないことは問い合わせます。また、どこでどのような相談が受けられるか、事前に相談窓口を把握します。

- **互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）**
- 地域で困っている人や必要な支援が受けられない人がいる場合、そのニーズを地域の関係機関やサービス事業者、行政に伝えます。
- 自分の努力（自助）や公的なサービス（公助）では解決の難しい、地域の課題について、地域の助け合い（互助・共助）による解決に取り組みます。
- サービス事業者等は、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの質の向上に努めます。また、福祉従事者の知識や技術を向上させます。

- ◆ **公助（町（行政）が取り組むこと）**
- ◆ 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業所との連携・協働による、サービス提供体制の拡充に努めます。
- ◆ 日常生活上で必要な支援を住民同士やボランティア等で補う相互扶助の精神を育みます。

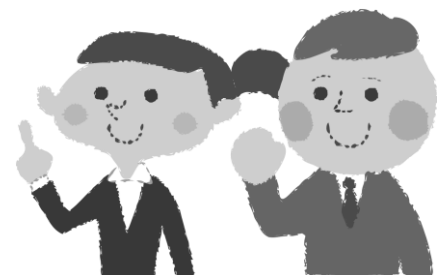
▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	分野別計画の推進	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など、分野別計画に沿った事業を進めていきます。	保健介護課 住民福祉課
2	生活支援体制の整備	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターの配置や関係者間の情報共有、連携強化の中核となる協議体を設置します。	保健介護課
3	地域ケア会議の充実	介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体、生活支援コーディネーター等を加えた地域ケア会議の推進により、高齢者やその家族に対する支援の充実や全町的な地域課題の解決に向けた政策形成のための会議を開催します。	保健介護課
4	給付適正化	県の「介護給付適正化計画」に基づき、要介護認定の適正化やケアプランチェック及び住宅改修などの点検によるケアマネジメントの適正化を図ります。	保健介護課
5	民間事業者等の参入促進	町の福祉分野の事業に関し、民間事業者やNPO法人等が担う事業領域について見直し、事業参入促進を図ります。	住民福祉課 保健介護課
6	シルバー人材センター支援事業	買い物や移動支援など、既存サービスでは対応できない日常生活上の手助けをシルバー人材センターへ委託し、相互援助活動を活性化させます。	住民福祉課
7	軽度生活支援事業	ひとり暮らし高齢者に対して、簡単な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続と家族などの介護負担の軽減を図ります。	住民福祉課

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
8	家族介護者への支援	家庭介護講座や相談会を開催するなど、介護が必要な高齢者や障がいのある人を抱える家族への支援を充実します。	保健介護課
9	重度心身障害者（児）紙おむつ支給	在宅の重度心身障がい者に対して、紙おむつを支給します。	住民福祉課
10	子どもの学習支援事業	3～6年生の児童を対象に、放課後グレードアップ学習館を開催し、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	教育課
11	タクシー利用料金の助成	在宅の重度心身障がい者に対して、タクシー利用料金の一部を助成します。	住民福祉課
12	公共交通網の形成	路線バス網の再構築、車両の小型化、デマンド交通の導入など、唐津地域公共交通活性化協議会において、協議・検討します。	財政企画課 住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活支援コーディネーターの配置人数	1人 (2018年度)	1人 (2023年度)
② 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
③ ケアプランチェック回数	18回/年 (2018年度)	18回/年 (2023年度)
④ 軽度生活支援事業利用回数	12回/年 (2017年度)	18回/年 (2023年度)
⑤ 重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業利用回数	95回/年 (2017年度)	100回/年 (2023年度)



取り組み

(2) 権利擁護の推進

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進します。

さらに、サービスを利用する中で問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備するとともに、利用者の苦情への適切な対応を図ります。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用していくよう心がけます。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口等を積極的に活用します。
- 家族や近所の中でお金の管理などに不安がある人がいる場合、社会福祉協議会や町（行政）などに相談します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守りながら、地域で情報を共有します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を地域の中で周知し、必要に応じて、利用を支援します。
- 福祉や介護サービス事業所での行事等に積極的に参加し、逆に地域での行事等に事業所からの参加を求め、交流を深めながら、地域と事業所との信頼関係を築きます。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆ 「成年後見制度」や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」について、わかりやすい周知を行い、利用促進を図ります。
- ◆ 判断能力が十分でない人の権利擁護のため、町民に対し、虐待防止のための意識啓発、虐待等の早期発見に努め、関係機関等と連携して対応します。
- ◆ 事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組み、苦情解決制度の徹底に努めます。また、福祉サービスの提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向け、行政として適切に対応します。



▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業	内容	担当課・関係課
1 成年後見制度の周知・利用促進	認知症の人や知的・精神に障がいのある人などの権利を守ることができるよう、「広報玄海」やパンフレット等を用いて、成年後見制度の周知に努めます。また、行政の窓口や県の成年後見センターで相談業務を行い、利用を促します。	住民福祉課 保健介護課
2 虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を図るため、関係機関や団体等が連携したネットワークづくりを推進します。	住民福祉課 保健介護課
3 消費者トラブルの防止	高齢者や障がいのある人に対する消費者被害防止のため、「広報玄海」やパンフレット等を用いて、情報提供を行います。	住民福祉課
4 第三者評価制度や苦情解決制度の周知	福祉サービスを利用する際には、第三者評価制度や苦情解決制度を活用して事業者を選択するよう住民へ啓発します。	住民福祉課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 成年後見制度を知っていると回答した人の割合（「よく知っている」と「名前だけ知っている」を合わせた割合）	49.9% (2018年度)	54.9% (2023年度)
② 広報での成年後見制度に関する啓発回数	1回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)



### 3. 安心・安全な生活環境の充実

#### 現状と課題

町内の建築物や公共交通機関、道路等の整備状況について十分でないと感じている人も多く、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人たちなど全ての町民に配慮された公共施設や道路、住宅、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインを促進する必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、生活困窮者などは住まいの確保について困難を抱えやすい場合があります。さまざまな理由で支援を必要とする人が、地域で孤立することなく、安心して生活を送れるように、公営住宅の整備や住宅扶助等の各種制度の周知、利用促進を図ることが重要です。

#### 取り組み

##### (1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

全ての町民が利用しやすい公共施設や建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、安心して快適な生活基盤の充実を図ります。

#### 役割分担

##### ○ 自助（自分や家族ができること）

- 公園など公共の場所はきれいに利用します。
- 点字ブロックの上に駐車・駐輪、障害物を置かないように気をつけます。
- 障がいのある人や妊婦、けが人などが利用しやすい駐車スペースを確保します。

##### ● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- 公園など公共の場所は自分たちできれいにします。
- 点字ブロックの上に駐車・駐輪、障害物を置かないように気をつけ、障がいのある人に配慮された歩行空間をつくることを心がけます。
- 障がいのある人や妊婦、けが人などが利用しやすい駐車スペースを確保します。
- バリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点で地域の状況を点検し、利用しにくい、または危険な箇所について行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えます。

##### ◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆町の公共施設や建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設整備を推進します。
- ◆高齢者や障がいのある人、子どもなど、それぞれの状況に応じた建物や歩行空間、公共交通機関の整備を推進します。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	ユニバーサルデザインについての普及・啓発	町の建築物や公園、道路、公共設備、住宅等の設置者や建築技術者、町民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方に関する普及・啓発を図ります。	全課
2	公共施設等の整備・改善	町の公共施設や民間施設等における段差解消など、バリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい空間づくりに努めます。	全課
3	道路環境等の整備・改善	町内の道路環境の状況について、チェックリスト等の活用による把握・確認を検討します。また、安全な道路や歩行空間の確保に向け、関係機関と協議しながら整備・改善を図ります。	まちづくり課
4	公共交通機関の利便性の確保	高齢者や障がいのある人の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めています。	住民福祉課 財政企画課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 町内の建築物や公共交通機関、道路等について、整備されていると回答した人の割合（「整備されている」と「やや整備されている」を合わせた割合）	57.5% (2018年度)	62.5% (2023年度)
② 町内の公共施設における多目的トイレの設置数	49か所 (2018年度)	50か所 (2023年度)
③ 身体障がい者用駐車場の確保数（佐賀県パーキングパーミット制度協力施設）	9か所 (2017年度)	10か所 (2023年度)

取り組み

(2) 安心して暮らせる住まいの確保

高齢者や障がいのある人、生活困窮者が安心して暮らせる住まいを確保します。

役割分担

○ 自助（自分や家族ができること）

- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が住んでいる場合、見守りや声かけを心がけます。
- 家具転倒防止器具や火災報知機等を設置します。

● 互助・共助（隣近所や地域で取り組むこと）

- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が住んでいる場合、見守りや声かけを心がけ、悩みや困りごとを相談しやすい地域をつくります。

◆ 公助（町（行政）が取り組むこと）

- ◆高齢者や障がいのある人、低所得者等の住宅の確保に配慮を有する人（住宅確保要配慮者）を把握し、公営住宅への入居支援に努めます。
- ◆住宅の改修・改造等に係る資金の助成についての情報提供を行います。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取り組み・事業		内容	担当課・関係課
1	住宅確保要配慮者への支援	住宅確保要配慮者への円滑な入居の促進を図るため、情報提供や入居相談を行うとともに、入居者選考委員会において公営住宅への優先入居について協議します。	まちづくり課
2	住宅改修の促進	高齢者や障がいのある人の在宅生活・在宅介護を支援するため、住宅改修に関する相談体制を整備し、「在宅高齢者住宅改良事業」や「日常生活用具給付」の利用促進を図ります。	住民福祉課 保健介護課
3	空き家の活用	空き家の数や状態を把握し、空き家の所有者の同意のもとで、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅や定住促進住宅として、活用を検討します。	総務課
4	住宅用火災警報器設置の促進	自宅や施設等の建物における火災等の災害から身を守るため、火災警報器設置に係る補助を検討し普及に努めます。	総務課

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 在宅高齢者住宅改修事業利用件数	4 件/年 (2018 年度)	4 件/年 (2023 年度)
② 日常生活用具給付の申請件数	0 件/年 (2018 年度)	1 件/年 (2023 年度)





## 第6章 社会福祉協議会の取り組み

第2次玄海町地域福祉計画の基本理念「人と人がつながり 支え合い 笑顔あふれる 玄海町」に基づき、玄海町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）が、地域住民とともに、行政をはじめ各種団体、関係機関と協働して取り組むための今後5年間の活動計画を次のように定めます。

## 第1節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動	
1 支え合い 人と人が交流する まちづくり	1. 地域の支え合い・見守り体制の充実	(1)地域のつながりや絆を実感できるまちづくり	1	地域福祉に関する広報・啓発の充実
		(2)地域における見守り体制の構築	2	民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の周知
			1	一人暮らし高齢者給食事業
			2	「食」の自立支援事業
	3		区座談会の開催	
	2. 住民同士の交流の場・機会の創出	(1)交流の場・機会のづくりの推進	4	家庭訪問による福祉課題等の把握・対応
			1	子育て親子ふれあい広場の実施
			2	一人暮らし高齢者のふれあい交流事業
3			高齢者と小学生の交流事業の推進	
2 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり	1. 地域を支える担い手の確保・育成	(1)地域福祉を担う人材の発掘・育成	4	ふれあい・いきいきサロンの開催
			1	社会福祉委員（区長）への研修
		(2)社会貢献活動の推進	2	ボランティア活動の促進
			1	ボランティア連絡協議会の活性化
	2. 福祉意識・人権意識の向上	(1)福祉教育・人権教育の充実	2	ボランティアセンターの開設
			3	ボランティア活動協力校の継続支援
		(2)福祉問題等を学ぶ機会の充実	1	人権・福祉に関する啓発活動の推進
			2	児童・生徒に対する福祉教育の実施
			1	介護技術等に関する学習会の開催
			2	子育て支援等に関するサロンの開催
		3	虐待問題に関する周知・啓発	



基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
3 適切なサービスや支援につながるまちづくり	1. 相談援助の充実	(1)総合的な相談援助の充実	1 総合相談事業の充実
			2 民生委員・児童委員等との連携強化
			3 地域包括支援センターとの連携強化
			4 生活支援コーディネーターとの連携強化
	2. 情報提供・情報共有の充実	(1)福祉サービスの情報提供の充実	1 福祉サービスに関する広報活動の充実
			(2)身近なところでの情報共有の充実
		(2)身近なところでの情報共有の充実	1 地域福祉活動に関する広報活動の充実
	2 民生委員・児童委員、社会福祉委員との連携強化		
	3 関係機関・団体との連携強化		
	3. 自立支援の充実	(1)生活困窮者の自立に向けた支援	1 自立相談支援事業の推進
			2 家計相談支援事業の推進
			3 住宅確保給付金の支給
			4 生活福祉資金貸付事業の推進
			5 福祉資金貸付事業の推進
	4 いつまでも安心して暮らせるまちづくり	1. 災害時支援活動の充実	(1)平常時の備えの充実
2 見守りネットワーク活動の推進			
3 災害ボランティアセンターの開設事前訓練			
(2)円滑な支援活動の推進			1 災害時の避難行動の支援
			2 災害ボランティアセンターの設置・運営
			2. 福祉サービスの向上
2 生活支援コーディネーターとの連携強化			
3 児童館の運営事業			
4 コミュニティバスの運行事業			
5 家族介護者支援の推進			
6 福祉サービス苦情解決・制度の周知			
(2)権利擁護の推進		1 日常生活自立支援事業の周知・利用促進	
		2 成年後見制度の周知・利用促進	
		3 虐待等からの権利擁護の推進	
3. 安心・安全な生活環境の充実		(1)バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発
	(2)安心して暮らせる住まいの確保		1 住宅確保要配慮者の情報共有
		2 地域居住の場の確保	
3 住まい確保と合わせた地域居住支援の実施			

## 第2節 目標別取り組み

### 基本目標1 支え合い 人と人が交流する まちづくり

#### 1. 地域の支え合い・見守り体制の充実

地域における様々な福祉課題・生活課題に対して、社会福祉協議会は、住民の活動への参加を得ながら、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）等との協働した地域の支え合い、見守り活動を推進します。また、活動を推進していくための体制を構築します。

#### 取り組み

##### (1) 地域のつながりや絆を実感できるまちづくり

##### ■ 具体的施策

- ① 地域における支え合いの大切さや地域福祉に関する理解を深めるために、広報活動を行い、内容の充実を図ります。
- ② 住民の理解・協力を得るために、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の役割や活動について住民に広く周知します。

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域福祉に関する広報・啓発の充実	地域福祉に関して「社協だより」や社協ホームページ等に掲載し、内容の充実を図ります。	自主	継続	—
2 民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の周知	民生委員・児童委員、社会福祉委員の役割・活動を「社協だより」や社協ホームページを通じて周知します。	自主	2019年度から	民生委員・児童委員 社会福祉委員

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 社会福祉協議会の活動内容を知っていると回答した人の割合	43.1% (2018年度)	48.1% (2023年度)
② 「社協だより」への地域福祉に関する記事の掲載回数	4回/年 (2018年度)	4回/年 (2023年度)

取り組み

(2) 地域における見守り体制の構築

■ 具体的施策

- ① ひとり暮らし高齢者等の心身の健康維持のために、弁当の配食や歳時に合わせた会食を実施するとともに、安否確認及び自立支援のために年間を通じて弁当の配食を行います。
- ② 地区における支え合い・見守り等のニーズを把握し、地区の福祉課題の情報共有により関係者のネットワーク強化を図るために座談会を実施します。
- ③ 児童や高齢者等の虐待やひきこもり等に対応するために、地域包括支援センター、民生委員・児童委員と連携して福祉課題を抱える家庭へ訪問を行い、状況を把握し、町等の関係機関へつなぎます。

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 一人暮らし高齢者給食事業	ひとり暮らし高齢者等へ、住民団体の協力を得て弁当の配食や歳時に合わせた会食を実施します。	自主	継続	食生活改善推進協議会 民生委員・児童委員等
2 「食」の自立支援事業	ひとり暮らし高齢者等へ、平日(日・祝日、年末年始除く)に栄養バランスのとれた弁当を配食し、利用者の安否を確認します。	受託金	継続	—
3 区座談会の開催	区単位で住民参加による座談会を定期的で開催し、地域のニーズを把握します。	自主	継続	サロン地区
4 家庭訪問による福祉課題等の把握・対応	地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携して家庭訪問を行い、状況を把握し、町等へつなぎます。	自主	継続	地域包括支援センター 民生委員・児童委員等

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 一人暮らし高齢者給食の配食・開催回数	12回/年 (2018年度)	12回/年 (2023年度)
② 栄養改善を目的とした配食の年間配食日数	293日/年 (2018年度)	293日/年 (2023年度)
③ 区座談会の開催地区数	0地区/年 (2018年度)	2地区/年 (2023年度)

## 2. 住民同士の交流の場・機会の創出

社会福祉協議会は、地域住民が、年齢や障がいの有無などにかかわらず、お互いの理解を深め、地域の福祉活動へ協働して取り組む意識を醸成するために、積極的に交流の場づくり・機会づくりを進めます。

### 取り組み

#### (1) 交流の場・機会づくりの推進

##### ■ 具体的施策

- ① 就学前の子育て家族が親子で遊び、交流できる場をつくりま

---

- ② 高齢者と子どもが交流できる機会を創ります。

---

- ③ 高齢者の生きがいづくり及び健康づくりのために、各地区でいきいきサロンを実施し

---

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内 容	財源	実施年度	対象団体
1 子育て親子ふれあ い広場の実施	就学前の子育て家庭が、親子で遊 び、他の家庭との交流や、支援者と 子育ての悩みを相談できる場を提 供します。	自主	継続	町等
2 一人暮らし高齢者の ふれあい交流事業	ひとり暮らし高齢者の保育園との 交流会を開催します。	自主	継続	保育所等
3 高齢者と小学生の 交流事業の推進	高齢者が児童館において、小学生と ふれあう交流会を開催します。	自主	2019年度 から	老人クラブ
4 ふれあい・いきいき サロンの開催	高齢者が身近な場所で気軽に集ま り、交流を深めるサロンを開催しま す。運営を担うリーダーを育成し、地 区での自立した運営を目指します。	自主	継続	社会福祉委員 民生委員・ 児童委員

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 子育て親子ふれあい広場の参加者数	6人/年 (2018年度)	10人/年 (2023年度)
② 一人暮らし高齢者のふれあい交流事業の回数	2回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)
③ 高齢者と小学生の交流事業の回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)
④ ふれあい・いきいきサロンの開催地区数	10地区/年 (2018年度)	10地区/年 (2023年度)

## 基本目標2 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり

### 1. 地域を支える担い手の確保・育成

地域の福祉活動の担い手が不足しているため、社会福祉協議会は、住民に対し地域福祉活動への理解を深めるよう広報活動を行うとともに、ボランティアの養成を推進し、ボランティア活動を実施する機会を創出します。

#### 取り組み

#### (1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成

##### ■ 具体的施策

- ① ボランティア活動や団体に関する情報を町民に提供します。

---

- ② ボランティアを養成する講座を開催し、人材の発掘・養成を図ります。

---

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	社会福祉委員 (区長) への研修	地域における地域福祉活動を推進する社会福祉委員(区長)への研修を実施します。	自主	継続	社会福祉委員
2	ボランティア活動の促進	福祉活動等のボランティアを養成する講座を開催し、ボランティア活動の理解と参加を促進します。	自主	2019年度から	民生委員・ 児童委員 町 関係機関等

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)			目標値 (目標年度)
① 社会福祉委員の研修回数	1回/年 (2018年度)	➡		1回/年 (2023年度)
② ボランティア養成講座の開催回数	0回/年 (2018年度)	➡		2回/年 (2023年度)

## 取り組み

### (2) 社会貢献活動の推進

#### ■ 具体的施策

- ① ボランティア団体の情報交換、活動の紹介、協働のもとに活動の推進を図るボランティア連絡協議会の活性化を図ります。

---

- ② ボランティアセンターを開設し、ボランティアをしたい人と、ボランティアを求める人をつなぎます。

---

- ③ 児童・生徒の社会貢献の精神を育むため、学校や地域の団体等が連携し、ボランティア活動を支援します。

---

#### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 ボランティア連絡協議会の活性化	ボランティア団体の参加とボランティアだより等を利用した活動の紹介・参加の呼びかけ等を行い、活動の活性化を図ります。	自主	2019年度から	ボランティア連絡協議会
2 ボランティアセンターの開設	ボランティア活動や団体の情報を提供し、住民への相談に応じるボランティアセンターを開設します。	自主	継続	ボランティア連絡協議会
3 ボランティア活動協力校の継続支援	児童生徒のボランティア活動への積極的な参加を支援します。	自主	継続	みらい学園

### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① ボランティア連絡協議会の活動内容を知っていると回答した人の割合	15.2% (2018年度)	20.2% (2023年度)
② ボランティア連絡協議会登録団体数	12団体 (2018年度)	15団体 (2023年度)

## 2. 福祉意識・人権意識の向上

住民の福祉課題に関する理解が深まり、福祉意識・人権意識が地域活動の基本となるよう、社会福祉協議会は、福祉意識・人権意識を向上させる教育の充実を図り、福祉問題・人権問題を学ぶ機会づくりに積極的に取り組みます。

### 取り組み

#### (1) 福祉教育・人権教育の充実

##### ■ 具体的施策

- ① 人権の尊重、人々の多様性について理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。

---

- ② 児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を図ります。

---

- ③ 講習会の開催や施設見学、児童館での児童への疑似体験学習等を企画し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。

---

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	人権・福祉に関する啓発活動の推進	「社協だより」等を活用して、人権尊重、多様性について啓発活動を行います。	自主	継続	—
2	児童・生徒に対する福祉教育の実施	児童館等における疑似体験等を実施し、児童・生徒に福祉教育を実施します。	自主	継続	みらい学園

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 児童館における高齢者疑似体験の参加者数	14人/年 (2017年度)	20人/年 (2023年度)



取り組み

(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

■ 具体的施策

- ① 高齢者等を介護する家族が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合える場を設けます。

---

- ② 子育て中の家族が集い、子育ての悩みや不安などを語り合える場を設けます。

---

- ③ 高齢者や児童、障がい者等への虐待問題に関する周知を図ります。

---

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 介護技術等に関する学習会の開催	介護技術等を学び、介護の悩み等を語り合う会を開催します。	自主	継続	地域包括支援センター
2 子育て支援等に関するサロンの開催	子育ての悩みや不安等を解消するためのサロンを開催します。	受託金 自主	継続	町等
3 虐待問題に関する周知・啓発	高齢者や児童、障がい者等への虐待問題や対応に関する周知を図ります。	自主	継続	町等

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 介護技術等の学習会の参加者数	7人/年 (2017年度)	7人/年 (2023年度)
② 子育て支援等に関するサロンへの参加者数	6人/年 (2018年度)	10人/年 (2023年度)

## 基本目標3 適切なサービスや支援につながる まちづくり

### 1. 相談援助の充実

社会福祉協議会は、住民に身近で、住民に寄り添う相談機関としての役割が期待されています。また、地域における生活課題の解決や住民の孤立防止にあたっては、近年「アウトリーチ（手を差し伸ばすこと、訪問）の徹底」が求められており、このため、町、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）と連携して家庭訪問による相談援助を充実し、地域包括支援センター等と連携を強化して総合的な相談援助の充実を図ります。

#### 取り組み

#### (1) 総合的な相談援助の充実

##### ■ 具体的施策

- ① 社会福祉協議会が実施している総合相談事業について周知し、切れ目のない支援につながります。また、様々な福祉課題・生活課題を抱え、相談窓口を訪れることが困難な人に対応するため、町等と連携して家庭訪問による相談活動を強化します。

---

- ② 地域における福祉課題・生活課題を抱える家庭に対して、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）との連携を強化して対応を図ります。

---

- ③ 社会福祉協議会の相談援助活動において、地域共生社会の実現に向けて高齢者・障がい者・児童等の総合相談窓口として位置づけられる地域包括支援センターとの連携を強化します。

---

- ④ 福祉課題・生活課題に関する相談援助を行い、町・関係機関等への橋渡し役となり、地域住民に福祉活動をコーディネートする専門職として生活支援コーディネーターとの連携を強化します。

---

##### ■ 具体的取り組み

	事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1	総合相談事業の充実	総合相談事業を周知し、住民の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につながります。また、来所が困難な人へ家庭訪問による相談活動を強化します。	受託金 自主	継続	町等
2	民生委員・児童委員等との連携強化	福祉課題・生活課題を抱える家庭に対して、民生委員・児童委員、社会福祉委員等との連携を強化します。	自主	継続	民生委員・ 児童委員 社会福祉委員
3	地域包括支援センターとの連携強化	相談援助活動において、地域包括支援センターとの連携を強化します。	自主	継続	—

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
4 生活支援コーディネーターとの連携強化	町・関係機関等への橋渡し役であり、福祉活動をコーディネートする生活支援コーディネーターとの連携を強化します。	自主	2019年度から	—

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 家庭訪問による相談件数	636 件/年 (2018 年度)	650 件/年 (2023 年度)
② 不安や悩みを相談する相手として社会福祉協議会と回答した人の割合	3.1% (2018 年度)	8.1% (2023 年度)

## 2. 情報提供・情報共有の充実

住民の福祉への関心を高め、地域福祉活動への参画を促すために、日頃から地域福祉の必要性について、目にふれ、周知を行う情報提供が重要となっています。そのため、社会福祉協議会は、「社協だより」はもとより、インターネットを活用して福祉サービスの情報提供を充実させるとともに、地域に出て情報提供を行います。また、地区の情報を収集するとともに、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）、関係機関・団体との間で活動に必要な情報共有を充実させます。

### 取り組み

#### (1) 福祉サービスの情報提供の充実

##### ■ 具体的施策

- ① 「社協だより」やホームページ、パンフレット等の福祉サービス情報の充実を図るとともに、見やすさ、分かりやすさに配慮した情報提供を行います。

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 福祉サービスに関する広報活動の充実	「社協だより」や社協ホームページ等で、福祉サービスの情報を提供します。	自主	継続	—

### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 福祉サービスの情報を社協の情報誌・ホームページから入手していると回答した人の割合	12.5% (2018年度)	27.0% (2023年度)

取り組み

(2) 身近なところでの情報共有の充実

■ 具体的施策

- ① 各地区の地域活動や団体の活動、社会資源について集約するとともに、他地区の状況について町民に情報を提供します。

---

- ② 民生委員・児童委員協議会、社会福祉委員（区長）の会議との間で、活動に必要な情報を共有します。

---

- ③ 地域ケア会議、要保護児童対策実務者会議、北部地域自立支援協議会等との間で、活動に必要な情報を共有します。

---

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域福祉活動に関する広報活動の充実	「社協だより」や社協ホームページ等で地域福祉に関する活動団体の情報を提供します。	自主	継続	—
2 民生委員・児童委員、社会福祉委員との連携強化	民生委員・児童委員協議会、社会福祉委員（区長）との間で、活動に必要な情報を共有します。	自主	継続	民生委員・児童委員 社会福祉委員
3 関係機関・団体との連携強化	地域ケア会議、要保護児童対策実務者会議、北部地域自立支援協議会等との間で、活動に必要な情報を共有します。	自主	継続	関係機関・団体等

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「社協だより」で紹介した地域福祉活動団体数	1 団体/年 (2018 年度)	1 団体/年 (2023 年度)

### 3. 自立支援の充実

社会経済情勢の変化に伴い、離職等により経済的に生活困窮にいたる場合があります、また、ストレス等を抱え、社会から住民が孤立するケースもみられます。このため、社会福祉協議会は、生活困窮者等を早期に発見し、自立に向けた支援を行います。

#### 取り組み

#### (1) 生活困窮者の自立に向けた支援

##### ■ 具体的施策

- ① 地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得て、訪問による積極的なアプローチにより、生活困窮者や社会から孤立した状態にある人を早期に発見し、必要な支援につなげます。
- ② 生活困窮者等に対して、地域住民に理解を促し、地域の居場所づくりを進めます。
- ③ 働きたくても働けないなどの生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮者に自立に向けた支援、経済的な生活支援を行います。

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 自立相談支援事業の推進	生活困窮者に対する自立相談支援事業を推進します。	受託金	継続	—
2 家計相談支援事業の推進	生活困窮者自立支援制度に基づく家計相談支援事業を推進します。	受託金	継続	—
3 住宅確保給付金の支給	離職などにより住居を失うおそれのある人の就労支援と家賃相当額の支給を行います。	受託金	継続	—
4 生活福祉資金貸付事業の推進	県社協が実施主体の生活福祉資金貸付制度の受付窓口として事業を推進します。	受託金	継続	—
5 福祉資金貸付事業の推進	町が実施主体の福祉資金貸付制度の受付窓口として事業を推進します。	受託金	継続	—

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活困窮者として気になる人を「社会福祉協議会に相談した」と回答した人の割合	12.5% (2018年度)	17.5% (2023年度)

## 基本目標4 いつまでも安心して暮らせる まちづくり

### 1. 災害時支援活動の充実

豪雨や地震等の自然災害に対して、被害を最小限にとどめ、発生時の速やかな避難行動等は、本町においても重要課題となっており、社会福祉協議会は、事前の避難行動要支援者の把握、防災訓練等について、民間の立場から町等と協働して推進していくものとします。

また、災害ボランティアセンターや避難所の円滑な運営等に備え、災害ボランティア等を養成していくものとします。

#### 取り組み

#### (1) 平常時の備えの充実

##### ■ 具体的施策

- ① 地域のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人の、避難行動要支援者台帳への登録を促進し、個人情報に留意して登録台帳を管理します。
- ② 災害時や緊急時の地域での支援活動を円滑に実施するため、日常的に見守り活動のネットワークの構築を進めます。
- ③ 災害時の避難所までの避難訓練と合わせて、災害ボランティアセンターの開設・運営の訓練を実施し、炊き出しなどの模擬訓練を行います。

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 避難行動要支援者台帳への登録促進及び台帳の管理	避難行動要支援者情報の登録を促進し、個人情報に留意して登録台帳を管理します。	自主	継続	町
2 見守りネットワーク活動の推進	住民参加による高齢者世帯等の見守りネットワークを構築します。	自主	継続	民生委員・児童委員 社会福祉委員 老人クラブ等
3 災害ボランティアセンターの開設事前訓練	災害ボランティアセンターについて、事前に開設・運営の訓練を行い、炊き出し等の模擬訓練を行います。	自主	2020年度から	町 関係機関等

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害ボランティアセンターの開設事前訓練の実施回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)

**取り組み**

(2) 円滑な支援活動の推進

■ 具体的施策

- ① 地域における災害時や緊急時の早めの避難行動を支援します。

---

- ② 災害ボランティアセンターの設置が求められる場合は、速やかに設置を行い、同センターを円滑に運営します。

---

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 災害時の避難行動の支援	町（行政）が把握する避難行動に支援が必要な人について、避難行動要支援者台帳に基づき、情報共有・管理を行い、災害時の避難行動を支援します。	自主	継続	行政区等
2 災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時に町、県社協等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、運営を行います。	自主	—	町関係機関等

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 避難行動要支援者の情報共有・管理	295 件 (2018 年度)	300 件 (2023 年度)



## 2. 福祉サービスの向上

社会福祉協議会は、高齢者、障がい者、児童等の各分野の福祉事業を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センター、町等の関係機関と連携して事業を包括的に進めるものとします。また、県社会福祉協議会や町等と連携して、住民の権利擁護の支援を推進します。

### 取り組み

#### (1) 福祉サービスの質の確保・向上

##### ■ 具体的施策

- ① 地域共生社会の実現に向けて、福祉課題・生活課題を抱える高齢者世帯等への支援を行うにあたり、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- ② 高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けて、資源開発やネットワーク構築を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との連携を強化します。
- ③ 児童館の運営を通じて、子どもたちの健全育成と子育て家庭への支援の充実を図るとともに、保護者・関係団体・町と協働して施設の充実を図ります。
- ④ コミュニティバスは、地域住民の貴重な交通手段となっており、利用者の意見を踏まえながら運行の改善を図ります。
- ⑤ 在宅の高齢者を介護する家族が交流し、意見交換等を行うことで心身のリフレッシュができる機会づくりを行います。
- ⑥ 高齢者福祉等の福祉サービスを受けた際のトラブルなどについて、相談し解決できる福祉サービス運営適正化委員会等について町民に周知を行います。

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域包括支援センターとの連携強化	課題を抱える高齢者世帯等への支援において、地域包括センターとの連携を図ります。	受託金	継続	地域包括支援センター
2 生活支援コーディネーターとの連携強化	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターとの連携を強化します。	自主	継続	—
3 児童館の運営事業	保護者・地域住民・関係団体・町と協働して運営の充実を図ります。	受託金	継続	町等
4 コミュニティバスの運行事業	住民の日常生活に必要な交通手段として利便性の向上を図ります。	受託金	継続	町等
5 家族介護者支援の推進	在宅の高齢者を介護する家族の交流、リフレッシュの場を設定し、運営を行います。	自主	継続	地域包括支援センター
6 福祉サービス苦情解決・制度の周知	福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決について周知を行います。	自主	継続	—

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 児童館全般における満足度（「大変満足」と「満足」の割合）	75.9% (2018年度)	80.9% (2023年度)
② 公共交通機関が利用しづらいと感じると回答した人の割合	33.3% (2018年度)	23.3% (2023年度)
③ 家族介護者の集いの場の開催回数	1回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)

取り組み

(2) 権利擁護の推進

■ 具体的施策

- ① 認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるように福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業について、「社協だより」等で周知を図るとともに、利用しやすいように窓口対応の向上を図ります。

---

- ② 認知症や知的障がい等で財産管理や日常生活等に支障がある人を保護し、支援する成年後見制度を「社協だより」等で周知し、利用を促進します。

---

- ③ 高齢者、障がい者、児童等の虐待等を防止するために、地域住民、関係機関等の様々なネットワークの取り組みを推進します。

---

■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 日常生活自立支援事業の周知・利用促進	日常生活自立支援事業を周知し、申し込みの窓口となって利用を推進します。	受託金 自主	継続	県社会福祉協議会
2 成年後見制度の周知・利用促進	成年後見制度を周知し、利用促進を図ります。	自主	2019年度から	町等
3 虐待等からの権利擁護の推進	地域包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等のネットワークの取り組みを推進します。	自主	継続	地域包括支援センター 町等

取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 日常生活自立支援事業の利用件数	48件/年 (2018年度)	72件/年 (2023年度)
② 「社協だより」への成年後見制度に関する記事の掲載回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)

### 3. 安心・安全な生活環境の充実

住民が安心・安全な暮らしを送れるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を住民に啓発するとともに、福祉事業推進にあたってバリアフリー・ユニバーサルデザインを進めます。

また、高齢者や障がい者、低所得者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援し、日常生活支援等の地域居住支援を実施します。

#### 取り組み

#### (1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

##### ■ 具体的施策

- ① 誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、普及・啓発します。

##### ■ 具体的取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を、「社協だより」やホームページ等で普及・啓発します。	自主	2020年度から	—

#### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① バリアフリーやユニバーサルデザインを「社協だより」やホームページで普及・啓発した回数	0回/年 (2018年度)	2回/年 (2023年度)

## 取り組み

### (2) 安心して暮らせる住まいの確保

#### ■ 具体的施策

- ① 住宅等の確保に困難を伴う高齢者や障がい者、低所得者等の住宅確保要配慮者について、町等の関係機関と情報を共有化します。

---

- ② 施設入所までは必要性のない、単身での居宅生活に不安を抱える高齢者、障がい者等への居住の場の確保を町等と連携して支援します。

---

- ③ 高齢者や障がい者、低所得者等の住まいの確保と合わせて、見守りや生活相談、通院支援、日常生活支援等の地域居住を支援します。

---

#### ■ 具体的取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	住宅確保要配慮者の情報共有	住宅確保要配慮者について、町等の関係機関と情報共有に努めます。	自主	2020年度から	町等
2	地域居住の場の確保	養護老人ホームや救護施設、母子生活支援施設等の利用について支援します。	自主	継続	町等
3	住まい確保と合わせた地域居住支援の実施	住まいの確保と合わせて、日常生活支援等の地域居住支援を実施します。	自主	2020年度から	町等

### 取り組みの指標・目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「社協だより」で低所得者等向けの住まいや地域居住支援に関する記事の掲載回数	0回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)



## 第7章 計画の推進に向けて

## 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様で複雑な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### 1. 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動等の社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

### 2. 福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

### 3. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。



## 4. 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

### 第2節 計画の周知

住民や関係機関・団体などの幅広い主体の参画が得られるよう、町及び社会福祉協議会は、広報及びホームページのほか、地域の会合や出前講座など様々な機会を活用して、計画内容について住民へのわかりやすい広報・周知を図ります。

### 第3節 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、住民関係団体等の代表や福祉関係団体等の代表、行政や町議会の代表、学識経験者等により構成する会議において、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを計画最終年度（2023年度）に行い、本計画の推進につながるよう努めます。



資料編

## ■ 玄海町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年玄海町要綱第4号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく玄海町における地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、玄海町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画策定に関する調査及び研究
- (2) 地域福祉計画策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもつて構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民関係団体等
- (3) 福祉関係団体等

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に、代行を置くことができる。この場合は、委員長が指名する委員をもつて代行とする。
- 5 代行は、委員長不在の時、委員長の会務を行う。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は第2条の審議について、専門的助言及び意見を得るため、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、玄海町住民福祉課において処理する。

(謝金)

第9条 委員の謝金は、5,500円とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開催される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この告示は、地域福祉計画の策定が完了の日をもって、その効力を失う。

## ■ 玄海町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	役職・所属機関等	備 考
学識経験者	上田 利治	玄海町議会代表	
	友田 國弘	玄海町議会代表	委員長
	田淵 吉延	医療機関代表	
	西 立也	行政代表	
町民関係団体等	世戸 房吉	区長会代表	副委員長
	佐伯 富美子	婦人会代表	
	渡邊 一夫	老人クラブ代表	
福祉関係団体等	八島 一郎	民生委員会代表	
	鬼木 茂信	社会福祉協議会代表	
	古川 伸子	福祉施設代表	

■ 第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

開催日	内 容
平成30年7月19日	第1回 計画策定委員会 計画策定の趣旨、計画策定の進め方（スケジュール） 住民アンケート調査票（案）の検討
平成30年7月25日～8月10日	住民アンケートの実施
平成30年8月～	第1期計画における施策の評価・点検
平成30年9月～	団体ヒアリングの実施
平成30年11月13日	第2回 計画策定委員会 地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）の協議
平成31年2月20日	第3回 計画策定委員会 地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の協議
平成31年2月22日～3月7日	パブリックコメントの実施

## ■ 用語解説（五十音順）

### あ行

#### ◆アウトリーチ

「外へ（Out）手を伸ばす（Reach）」という意味。地域で支援を必要とする状況にありながらサービスに結びつきにくい人のもとに、公的機関等の専門職が実際に訪問し、支援する手法のこと。

#### ◆NPO（Nonprofit Organization）

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

#### ◆NPO法人<sup>ほうじん</sup>

特定非営利活動法人の略で、法人格を得た利益の再配分を行わない、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う住民組織・団体の総称。

### か行

#### ◆介護保険制度<sup>かいごほけんせいど</sup>

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は玄海町であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

#### ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<sup>かいごろうじんふくしせいせつ とくべつようごろうじん</sup>

老人福祉法に規定する老人福祉施設の1つ。65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

#### ◆協働<sup>きょうどう</sup>

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

#### ◆苦情解決制度<sup>くじょうかいけつせいど</sup>

利用者の立場や意見を擁護する仕組みで、サービス内容に不満や要望がある場合、利用者と事業者の話し合いの仕組みを設定、施設など事業者側の職員が苦情受付担当者となり、利用者からの苦情内容を受け付け、利用者が希望すれば事業者が選任した第三者委員を交えて話し合いを行う。また、都道府県の社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として学識経験者から構成された運営適正化委員会が設置されている。

#### ◆ケアマネジメント

介護等を必要とする人のニーズを把握して、福祉サービスや医療サービスなどを受けられるように調整すること。



こうれいしゃふうふせたい  
◆高齢者夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯。

ごうりてきはりよ  
◆合理的配慮

障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障され、社会生活に等しく参加できるよう、障がいの特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことで均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

◆コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域およびその人々の集団。地域社会や共同体のこと。

◆コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

さ行

さいがいじひなんこうどうようしえんしゃしえんけいかく  
◆災害時避難行動要支援者支援計画

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない災害時要援護者の安全確保体制を整備し、避難を支援することを目的とする計画。

さいがい  
◆災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受け入れ、整理、調整など、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

ざいたくかいごしえん  
◆在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

◆サロン

高齢者や子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

じしゅぼうさいそしき  
◆自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

じどうかん  
◆児童館

児童福祉法第 40 条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または感受性を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。

しゃかいふくしいいん  
◆社会福祉委員

地域において高齢者、障がいのある人、子育て中の親子等で援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役。市町村によっては、福祉協力員、福祉員と呼称するところもある。

しゃかいふくしほう  
◆社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

しゃかいふくしほうじん  
◆社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

しょうがいしゃそうごうしえんぽう  
◆障害者総合支援法

「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行された法律。障がいのある人の定義に難病等が追加され、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。

じりつしえんきょうぎかい  
◆自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

しんたいしょうがいしゃてちょう  
◆身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

せいかつこんきゆうしゃじりつしえんせいど  
◆生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

せいかつしえん  
◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援。介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

◆生活支援体制の整備（生活支援体制整備事業）  
せいかつしえんたいせい せいび せいかつしえんたいせいせいびじぎょう

生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。

◆生活福祉資金貸付制度  
せいかつふくしきんかしかつせいで

低所得者や高齢者、障がいのある人（世帯）に対し、資金の貸付と必要な相談援助・指導を行うことで、経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度。

◆精神障害者保健福祉手帳  
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

◆成年後見制度  
せいねんこうけんせいで

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

◆第三者評価制度  
だいさんしゃひょうかせいで

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供するもの。

◆短期入所生活介護（ショートステイ）  
たんきにゅうしょせいいかつかいご

介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者に対して、短期間入所させ、養護することを目的とするサービス。

◆地域共生社会  
ちいききょうせいしやかい

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった画一的な関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。

◆地域ケア会議  
ちいき かいぎ

高齢者支援に関わる情報の共有化や連絡調整、支援活動における連携の強化とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、介護や福祉サービス事業所等の関係組織・団体や関係機関により構成する会議。

### ◆<sup>ちいきほうかつ</sup>地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

### ◆<sup>ちいきほうかつしえん</sup>地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3 職種が業務分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

### ◆<sup>つうしょかいご</sup>通所介護（デイサービス）

要介護者について、特別養護老人ホーム等に通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

### ◆<sup>つうしょ</sup>通所リハビリテーション（デイケア）

病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

な行

### ◆<sup>にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう</sup>日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。

### ◆<sup>にんちしょう</sup>認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

### ◆<sup>にんちしょう</sup>認知症サポーター

養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。

### ◆<sup>にんちしょう</sup>認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと町が共同で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

### ◆<sup>にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご</sup>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

にんちしょうたいおうがたつうしょかいご  
◆認知症対応型通所介護

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

は行

◆パブリックコメント

(国民・住民・町民など) 公衆の意見。意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。

ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう  
◆避難行動要支援者台帳

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない災害時要援護者が迅速かつ確実に避難できるよう、地域の人たちに何らかの助けを希望する人の台帳。

◆ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、およびそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

ま行

みまも  
◆見守りネットワーク

小地域を単位として、近隣の人や地域の団体等が、組織的に連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することにより、住みなれた地域で、誰もが安心して暮せるような地域づくりを進める活動。

みんせいいいん じどういいん  
◆民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

ようほごじどう  
◆要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、もしくは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童が含まれる。

◆ ようほご 要保護・じゅんようほごじどう 準要保護児童

生活保護法で規定する要保護児童及び市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した児童。経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされている。

◆ ようほごじどうたいさくじつむしやかいぎ 要保護児童対策実務者会議

要保護児童の早期発見およびその適切な保護、ならびに要保護児童およびその家族への適切な支援を図ることを目的に設置された実務者による会議。

ら行

◆ りょういくてちょう 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。



**第2次 玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画**  
～人と人がつながり 支え合い 笑顔あふれる 玄海町～

---

平成31年(2019年)3月  
発行

玄海町(住民福祉課)

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地  
TEL : 0955-52-2158 FAX:0955-52-2813

---

玄海町社会福祉協議会

〒847-1435 佐賀県東松浦郡玄海町大字飯屋 398 番地 15  
TEL : 0955-51-3073 FAX:0955-52-3035